

令和元年第3回定例会

新十津川町議会定例会会議録

令和元年9月10日 開会

令和元年9月13日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和元年第3回新十津川町議会定例会

令和元年9月10日（火曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
 - 1) 事務報告
 - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - 3) 例月現金出納検査結果報告
 - 4) 財政援助団体監査結果報告
 - 5) 一部事務組合議会報告
 - 6) 常任委員会政務調査報告
 - 7) 議員研修報告
- 第5 行政報告
- 第6 教育行政報告
- 第7 議案第54号 公の施設の使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(内容説明まで)
- 第8 一般質問
- 第9 議案第55号 新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について
(内容説明まで)
- 第10 議案第56号 新十津川町税条例等の一部改正について
(内容説明まで)
- 第11 議案第57号 新十津川町手数料徴収条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第12 議案第58号 新十津川町印鑑条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第13 議案第59号 新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第14 議案第60号 新十津川町定住促進条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第15 議案第61号 新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第16 議案第62号 令和元年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）
(内容説明まで)

- 第17 議案第63号 令和元年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
（内容説明まで）
- 第18 認定第1号 平成30年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について
（概要説明まで）
- 第19 認定第2号 平成30年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（概要説明まで）
- 第20 認定第3号 平成30年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
（概要説明まで）
- 第21 認定第4号 平成30年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（概要説明まで）
- 第22 認定第5号 平成30年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（概要説明まで）
- 第23 報告第4号 平成30年度新十津川町健全化判断比率の報告について
- 第24 報告第5号 平成30年度新十津川町資金不足比率の報告について
- 第25 報告第6号 専決処分の報告について

◎出席議員（11名）

1番	井向一徳君	2番	村井利行君
3番	進藤久美子君	4番	鈴井康裕君
5番	小玉博崇君	6番	杉本初美君
7番	西内陽美君	8番	長谷川秀樹君
9番	長名實君	10番	安中経人君
11番	笹木正文君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	平田智子君
保健福祉課長	長島史和君

産業振興課長兼					
農業委員会事務局長	小	松	敬	典	君
建設課長	谷	口	秀	樹	君
教育委員会事務局長	後	木	満	男	君
会計管理者	内	田		充	君
代表監査委員	岩	井	良	道	君
監査委員	奥	芝	理	郎	君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中	畑	晃	君
--------	---	---	---	---

◎黙とう

○議長（笹木正文君） 皆さんおはようございます。

開議に先立ちまして、皆様にお願いがございます。

平成30年9月6日に胆振地方を中心に甚大な被害をもたらし、また、北海道一円が長時間の停電に見舞われ、日常生活が大きく混乱した北海道胆振東部地震から1年が経過いたしました。

我々新十津川町議会も被災地である安平町とむかわ町の両町を管外視察研修として訪問し、災害時における議会及び議員の対応をテーマに話を伺ってまいりました。

そこで本日は、本定例会前に災害により犠牲となられました方々に、改めて哀悼の意を表し、黙とうを捧げたいと思います。

皆さま恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。

黙とう。

[黙とう]

○議長（笹木正文君） 黙とうを終わります。

◎町民憲章朗誦

○議長（笹木正文君） 引き続き、開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。

私が町民憲章と申しますので、引き続き、朗誦してください。

町民憲章。

[町民憲章朗誦]

○議長（笹木正文君） ご着席ください。

◎開会の宣告

○議長（笹木正文君） ただ今から、令和元年第3回新十津川町議会定例会を開会いたします。

9月の10日となりましたけれども、9月としては記録的な暑さが続いておりますので、本日も天気予報では27度を超えるという予報が出ております。

議員各位、監査委員、そして理事者、職員の皆さまは、上着を脱いでの議事を許可いたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは議事を続行いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） ただ今出席している議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、1番、井向一徳君。2番、村井利行君。兩名を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（笹木正文君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

定例会の運営について、報告を求めます。

西内議会運営委員長。

〔議会運営委員長 西内陽美君登壇〕

○議会運営委員長（西内陽美君） 皆さま、おはようございます。議長の指示がございましたので、議会運営委員会報告を行います。

日時は、令和元年9月6日金曜日、午前9時55分から午前11時13分まで、議会委員会室で行いました。出席者は、記載のとおりでございます。

説明員といたしまして、副町長と総務課長にご出席をいただいております。

協議事項です。

1、令和元年第3回町議会定例会の会期は、議案等を考慮し、9月10日から9月13日までの4日間といたしたいというものでございます。

日程については、裏面に記載のとおり執り進めます。

付議案件は、条例の制定1件、条例の一部改正7件、令和元年度会計補正予算2件、人事案件2件、平成30年度会計決算の認定5件、報告3件の計20件である旨、総務課長から説明を受けてございます。

平成30年度会計決算認定の審議については、議長を除く議員10名による決算審査特別委員会を設置して行います。

一般質問の通告は、6人の6件と受けております。

請願、陳情等の受理状況について、議会事務局長から9月5日現在、請願、陳情等は受理していない旨の報告を受けてございます。

議会運営委員会の報告は以上でございます。議員各位の協力をよろしくお願い申し上げます。報告を終わらせていただきます。

○議長（笹木正文君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会期の決定

○議長（笹木正文君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただ今の議会運営委員長報告のとおり、本日から9月13日までの4日間にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月13日までの4日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（笹木正文君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の財政援助団体監査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

引き続き、一部事務組合議会報告を願います。

まず、西空知広域水道企業団議会の報告を井向一徳君よりお願いをいたします。

〔1番 井向一徳君登壇〕

○1番（井向一徳君） 皆さん、おはようございます。議長のご指示がございましたので、私の方より西空知広域水道企業団の報告をさせていただきます。

8月28日に開催されました令和元年第2回西空知広域水道企業団議会定例会の内容について、ご報告をさせていただきます。

須見議長より会議録署名委員の指名があり、鈴木議員、東藤議員の2名が指名され、会期は本日限りと決定されました。

次に、企業長であります熊田町長より行政報告で、業務量に関する件、給水収益の状況、給水装置工事の実施状況、建設工事の実施状況の4件についての報告がございました。

続きまして、議決案件は3件あり、報告1件と議案2件でございます。

報告第1号は、平成30年度西空知広域水道事業会計資金不足比率の報告について。資金不足額はなく、資金不足比率についても特に問題になる点はないとの報告を受け、報告済みとしております。

次に議案第7号では、水道事業条例の一部改正についてということで、水道法の一部改正によって設けられた指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を定め、同法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行うため水道事業条例の一部改正を行うもので、原案のとおり可決しております。

最後に議案第8号、平成30年度西空知広域水道事業会計決算の認定についてでありますけれども、事務局から平成30年度の会計決算内容について説明があり、監査委員から監査報告がございました。

決算の概要を申し上げます。

給水件数4,387件、年間総配水量93万5,999立方メートル、年間有収水量82万9,060立方メートル、給水人口1万546人と、件数、人口及び水量とも減少しているとのことであり

ます。収益的収支でございますが、水道事業収益では、決算額4億8,020万4千円、水道事業費用では、決算額4億4,832万8千円であり、その結果、当年度純利益は2,328万7千円となり事業収支が保たれております。

資本的収支では、収入は、決算額6,313万9千円、支出は、決算額2億6,860万9千円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億546万9千円は、過年度損益勘定留保資金より1億9,772万9千円と当年度消費税等資本的収支調整額774万円をもって補填し、収支均衡させて決算としており、平成30年度西空知広域水道事業会計決算は可決しております。

以上で報告は終わりますが、詳細につきましては、議案書とともに所定の棚に置いてありますので、お目通しをお願いいたします。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 西空知広域水道企業団議会の報告を終わります。

引き続き、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を村井利行君よりお願いいたします。

〔2番 村井利行君登壇〕

○2番（村井利行君） おはようございます。議長の指示がございましたので、去る9月3日に招集されました滝川地区広域消防事務組合令和元年第2回臨時会のご報告をさせていただきます。

開催前、冒頭、前田組合長から令和元年7月31日付で処分があった消防職員についてのお詫びの話がありました。

事案の概要は、20代の滝川消防署消防士長は、複数の営利企業に従事し報酬を得ていたものであります。地方公務員法第29条の規定に基づき停職3か月の懲戒処分を受け、同日付で依願退職をしたという事案であります。なお併せて、所属上司である当時の滝川消防署長及び江竜支署長に対しては、嚴重注意とする服務上の措置をしたというものであります。

今後、この様なことが起こらないよう、全職員に対し服務規律の順守を徹底し、住民の皆様からの信頼回復に努めてまいりますとのことであります。

臨時会に入りまして、議案は三つございました。

第1号議案は、消費税、地方消費税の税率引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されることから、危険物の貯蔵所の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改正するものであります。

第2号議案は、消費税、地方消費税の税率の引き上げに伴い、行政財産使用料について、その適正な転嫁を行うため算定基準を改定したいというものであります。

第3号議案は、滝川地区広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例であります。いずれも採決の結果、可決をされました。

以上、滝川地区広域消防事務組合第2回臨時会の報告とさせていただきます。

なお、報告させていただきました会議資料につきましては、事務局に保管しておりますので、ご覧いただければ幸いと存じます。以上で終わります。

○議長（笹木正文君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知中部広域連合議会の報告を杉本初美君よりお願いいたします。

〔6番 杉本初美君登壇〕

○6番（杉本初美君） 皆さん、改めましておはようございます。議長のお許しをいただきましたので、去る8月23日に招集されました令和元年空知中部広域連合議会第2回定例会の報告をさせていただきます。

月例出納検査報告、一般行政報告のあと認定が3件ございました。

認定第1号、平成30年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算では、126万5,421円、認定第2号、介護保険事業会計歳入歳出では、5,491万3,777円、認定第3号、国民健康保険事業会計歳入歳出決算では、6,150万5,953円、認定第4号、障害支援事業会計歳入歳出決算では、18万7,766円と、それぞれ会計が黒字になっており、健全財政が維持されており、すべて認定されました。

続いて、議案第1号から4号ですが、それぞれ補正予算でありまして、議案第1号、令和元年度空知中部広域連合一般会計補正予算第2号、議案第2号、介護保険事業会計補正予算第2号、議案第3号、国民健康保険事業会計補正予算第1号、議案第4号、障害支援事業会計補正予算第1号は、すべて可決されております。

以上、第2回定例会の内容でございます。以上で報告を終わりますけれども、資料は事務局の方に提出してありますので、後ほどお目通しください。

○議長（笹木正文君） 空知中部広域連合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、常任委員会政務調査報告をお願いします。

経済文教常任委員会政務調査報告を鈴木委員長よりお願いいたします。

〔経済文教常任委員長 鈴木康裕君登壇〕

○経済文教常任委員長（鈴木康裕君） 皆さん、改めましておはようございます。それでは議長の指示がございましたので、8月2日に実施されました経済文教常任委員会の政務調査の内容について、ご報告をさせていただきます。

今年度本町では、ふるさと公園の施設を見直す計画を立てたこと、また、森林環境譲与税の条例制定により、民有林の活用を図る上で、管外で施設運営を早くから手がけている上川管内の上川町大雪森のガーデンに行っていました。

平成24年度着工、25年度に森の花園、森の迎賓館エリアを創設し、本年、遊びの森エリアを加えたことによって、総面積約4ヘクタールの指定管理者制度による観光施設の取り組みとなっております。

一昔前、ガーデニングブームということで、大雪を含めまして北海道ガーデン街道と名づけられたルートが8か所ございました。その中でブームが停滞ぎみなところで、上川町では家族、仲間単位で人を呼び込むために、交流体験棟を作り、そこで様々なワークショップを催しておりました。

また、森の木琴、鳥の目になるテラス、りんご型ブランコなど遊具はあるのですが、思ったよりも数が少ないと。その理由を尋ねますと、バーベキューなどの施設や交流体験棟での家族一緒の体験をしてほしいと、そういう狙いからあえて個々の小遊具は、あまり置いてないという、そういうお話でありました。

実際の運営に関しましては細かい数字が並びますので、興味のある方は資料を事務局の方に預けますのでお目通し願いたいと思います。

午後からは場所を移動しまして、東神楽町の方へお邪魔いたしました。

東神楽町はご存じのように、北海道でも人口が増加している数少ない自治体ですが、町の企業数が減っていると。そこで、創業支援に力を入れる方針を打ち出しております。

名付けて創業支援3本柱。1番目にゼロ金利政策、2として、にぎわい補助金、3として、にぎわいマーケットの創設でございます。

ゼロ金利、補助金政策については、他でも行われている例もありますので、似たようなものですので割愛しますが、特徴的なのは、にぎわいマーケットについてです。

これは町内での創業予定者に対し、開業前のお試し販売として、町所有の施設を1時間600円で貸し出し、農産物や加工品を販売できるようにした制度です。町民、町外の人を問わず、町の中で創業見込みがある20歳以上の個人、法人を対象にしております。

昨年は週3回、野菜や加工品の販売を行い、開始1時間ほどでほぼ完売、1か月の売り上げは100万円を超えるそうであります。

東神楽町では、ぜひ創業の方へ向けて頑張ってもらいたいとの希望でありました。

その他にも何か所か立ち寄った所もございますが、時間の関係上割愛させていただき、以上で、8月2日に実施されました経済文教常任委員会の政務調査のご報告を終了させていただきます。

詳細につきましては、事務局に資料を置いてありますので、お目通しをお願いいたします。以上です。

○議長（笹木正文君） 経済文教常任委員会政務調査報告を終わります。

以上で、常任委員会政務調査報告を終わります。

引き続き、議員研修報告をお願いいたします。

はじめに、村井利行君より報告をお願いします。

〔2番 村井利行君登壇〕

○2番（村井利行君） 議長から指示をいただきましたので、7月9日、札幌市の第2水産ビルで行われた町村議会新任議員研修会での内容について、ご報告いたします。

本研修は、合わせて全道144町村の新任議員及び事務局員を対象に行われた研修であります。99町村より議員255名、事務局員38名、計293名の方が受講をされました。

新任議員として、基本的なスキルを身に付けるための研修だと認識をしております。

講師は、北海道町村議会議長会事務局長の村川寛海氏という方でした。

演題は、議会の運営と福利制度についてということで、所要時間約2時間の研修でありました。

前半は議員の基本使命、会議原則、会議の進め方、請願、陳情の取り扱いなど、議会における技術的な内容で進められました。

後半については、議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備に関する重点要望ということで、問題点になっている事例毎に要望主旨の説明があり、大変興味深く参考になりました。

この研修は、議員活動をして二月ほど経過した後の研修ということでありました。そのようなこともありまして、タイムリーと言いますか、復習の意味で大変有意義な研修だったと思います。

今後この議員研修を基礎にしまして、議員活動に活かして行きたいと思っております。

以上で、私からの研修報告を終わります。

○議長（笹木正文君） 続いて、井向一徳君より報告をお願いします。

〔1番 井向一徳君登壇〕

○1番（井向一徳君） それでは議長のご指示がございましたので、私より研修報告をさせていただきます。

期間は、8月7日から9日の日程でございます。研修先は、滋賀県大津市唐崎にあります全国市町村国際文化研修所でございます。

当研修所において、新たに議員となった全国の市町村議会議員を対象に開催されました令和元年度市町村議会議員研修3日間コース、1年目議員のために受講させていただきました。

北海道からは、私と美瑛町議会からの4人を含めて全国31都道府県から120名の参加がありました。

講師は静岡県立大学小西敦教授、全国市議会議長会調査広報部本橋謙治氏、明治大学名誉教授中邨章教授の3氏による講義を受けました。

講義の内容は、全員が1年目の議員ということで、まず初日は、地方自治制度と地方議会ということで、静岡県立大学の小西教授より議会の地位、組織、権限、運営、失職等について、日本国憲法、地方自治法また総務省ホームページ掲載の資料集や各地域の過去の判例、裁判の事例です、を題材として講義を受けました。

その後、6人ずつ20のグループに分かれて講義を受けて、新たに気付いたことを基に意見交換を行いました。そして、各グループでまとめたものを2分間で発表し、それに対して小西教授より1分間でコメントを返していただきました。

2日目は、全国市議会議長会の本橋氏より、午前は議会と議員、午後からは議員の身分と職責、議会活動について、地方議会の活性化と議員の役割ということで講義を受けました。

その講義のあとも前日とは違ったグループに分かれて、一人一人の事前アンケートを基に、この研修で学びたいことや期待していること、また、議会活動に対して感じている課題や疑問について意見交換を行い、全体会で発表するというものでした。

私のグループは、人口321人の離島の村議から人口57万人の区議会議員まで、地理的、社会的条件の異なる6人の集まりでしたが、各々の自治体の現状を話し合い、新人議員として何をすべきか、それに対して何が足りないか等様々なことを話し合いましたが、なかでもやはり皆が一番気にしているのが、一般質問についてでございました。

近い先輩議員もなく、会派にも所属していないため、質問の仕方が分からないとか、問題を発見し、どう提起していくのか分からないなど、新人議員らしい共通の悩みや課題が多く、大変有意義な意見交換ができたと思っております。

最終日は、地方議会人への期待、住民の信頼と政策イノベーションということで、明治大学の中邨教授より講義を受けました。

地方議会議員の平均像と題して、議員としての当選の喜びと夢、期待されない現実、また、執行部とは従属するのか対立するのかというシビアな議題から、人口減少など、地方自治体が直面する課題や電子政府の創造など大変ユニークな講義でありました。

この3日間の研修で学んだことは、議員としては初歩で当たり前のことばかりかもしれませんが、自分自身大変良い勉強をさせていただいたと思っておりますし、何より一番の収穫は、今回の研修の趣旨とは離れているかもしれませんが、同じ立場の新人議員との交流でございました。私自身も92名の方と交流させていただきましたし、2日目の全体会では、令和5年度1年目議員のために、その後ということで、4年後またこの120人で研修してはどうかという意見が出ましたし、また研修後には、LINEというアプリを通して120名のグループを作ろうという動きがあるほど懇親を深められた研修であったと思います。

各自治体の課題は違えども、議員としての意識は共有し、情報の共有、自主研鑽、課題解決等の一助になればいいと思っております。

これからも研鑽を深め、地方議員として何をすればいいのか、住民の財産、生命、安全

を第一に考えて議員活動をしていかなければならないと思っております。

今回の研修の詳細につきましては、事務局に預けてありますのでお目通しをいただきたいと思っております。

町民の皆様には貴重な財源を使わせていただき、自分がこれまで経験してきた組織活動とはまた違う、貴重な研修をさせていただいたことに、心より感謝を申し上げます。

以上で、市町村議会議員研修の報告を終わらせていただきます。

○議長（笹木正文君） 続いて、西内陽美君より報告をお願いします。

〔7番 西内陽美君登壇〕

○7番（西内陽美君） 議長のご指示がありましたので、去る8月23日に受講しました研修の報告をいたします。

研修名は、データで読み解く人口減少対策。研修詳細は、一般社団法人地方議員研究会、研修地は、札幌市でございます。

受講の動機は、大学の法学部や経済学部で、社会保障財政や地方財政を専門としている講師が、雇用政策、子育て政策をどうか評価されるのか関心があったことと、講師の著書に、税と社会保障負担の経済分析があり、人口減少が進む中、持続可能な社会保障制度を支えるには、どのような視点が求められるのかを学びたいと考えたからです。

講義の実施概要は、講義とグループワークでした。

講義1は、若年層を取り巻く雇用環境と結婚支援政策の問題点と課題をテーマに、若年層の雇用状況の変遷、雇用と結婚並びに出産との関係、行政規模に応じた結婚支援政策の現状についての様々なデータを用いての検証でした。

講義2は、出産と子供子育て支援政策の問題点と課題をテーマに、人口構図の変化と子供子育て支援政策の変遷、乳幼児医療費助成等の行政サービスの地域格差、待機児童問題における認可、認可外保育所に対する行政支援について、複数の自治体の事例を用いて検証しました。

その後、保育をテーマに参加者それぞれの自治体の課題を抽出、解決に向けたグループワークを行い、講師から好評をいただきました。

受講で得られた考え方として、講義1の若年層を取り巻く雇用環境と結婚支援政策の問題点と課題については、講義で示された様々なデータは、結婚への希望との乖離要因が、収入が低く雇用が不安定な男性の未婚率、非正規雇用や育児休業を利用できない職場に勤務する女性の未婚率が高いことが課題であることを裏づけていました。

対策の方向性は、国が進める働き方改革、就業と育児の両立支援並びに総合的子育て支援ですが、国の政策は、あくまでも働きながら子供を育てるが根底にあることから、特に育児休業と保育の切れ目のない保障という点では、保育士の確保や処遇改善への取組が必要になります。

さらに、人口減少対策事業にどこまで財源がついてくるのか。自治体の借金を返済するのは将来であり、人口が少ないと社会保障、税、借金の1人当たりの負担は大きくなることを考えれば、生産年齢人口の減少抑制のために、若年層が働けて、結婚できて、出産できる環境を、各自治体や地域の特性の中で構築していかなければならないことが導き出されました。

若年層向けの施策を考える際に、講師による仮設、婚活支援政策は、将来の少子化の解

消になるを検証しても、やはり雇用対策が大前提となり、ワークライフバランスの視点からの立案や評価が重要になると考えさせられました。

講義2の出産と子供子育て支援政策の問題点と課題については、子供を育てるには経済的な問題がポイントで、その問題を解決するためにも、雇用対策はキーワードになります。この視点が、どこまで子供子育て施策に反映されているかを議員として、随時確認することが重要になります。現行の子供子育て支援事業の効果、あり方を検証するには、地方財政の仕組みを理解した上で、本町の若年層のニーズ、財源や人材等を含めた本町の資源を踏まえた評価が大切であるとの認識を深めました。

受講を終えての感想としては、今回の研修で示されたデータを読み取っていくと、人口減少対策の最重要課題は、若年者層の雇用創出との結論に至りました。全人口に対する社会増減の推移を見れば、定住促進事業で人口減少に歯止めをかけていることが明らかである本町の議員としては、いささか不本意ではありましたが、受講の動機である人口減少が進む中、持続可能な社会保障制度を支えるには、どのような視点が求められるかに立ち返ると、今後の議員活動に新たな課題をいただいたものと感謝しております。

人口減少による一番の弊害は、経済、産業活動の縮小に伴う税収減によって行政サービス水準の低下が懸念されることだと、私は思っております。人口減少、少子高齢化が進む中であって、現行の給付型福祉の継続や拡充を望むのであれば、議員として安定した自主財源を確保する方策も同時に提案しなければならないとの責任を痛感いたしました。

今回の研修成果を生かす議員活動としましては、個人町民税や法人税による歳入増を目的に、産業の活性化による雇用機会の創出を図ることを挙げたいと思います。

中でも、商工業の分野に若年者層による就業機会の可能性を探りたいと考えております。

今後は、農業分野に限らず、若年世代が本町で起業できる政策を立案できるよう、更に研究を深めていきたいとの思いを申し上げます、研修報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（笹木正文君） 以上で、議員研修報告を終わります。

これをもちまして、日程第4、諸般の報告を終わりすべて報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） 改めて、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、令和元年第2回定例会以降における行政報告を申し上げます。お手元に資料を配付してございますので、主なものを説明させていただきたいというふうに思います。

はじめに、総務課関係からご報告申し上げたいというふうに思います。

叙勲であります。

長年にわたり、教育の振興に貢献されました元新十津川中学校長、村井隆之様が、5月21日付で瑞宝双光章を受章され、7月29日に勲章、勲記の伝達を行いました。

また、7月9日、元助役、故橘昭夫様のご子息で滝川市在住の橘弘恭様から、ご尊父様の生前のお礼として、町に多額のご寄附をいただき、新十津川町表彰条例に基づき感謝状

を贈呈させていただいたところであります。

2ページになります。

まちづくり懇談会であります。

町民の皆さまとの直接、意見交換させていただく場の一つとして、まちづくり懇談会を、今年度は統一地方選の年であったことから8月5日と6日の2日間の日程で、対象行政区を2つに分けて開催し、95人の方々と懇談を行なったところでございます。

次に、地域公共交通関係では、6月25日に開催いたしました地域公共交通活性化協議会において、令和元年10月からの運行計画を策定し、北海道運輸局に提出をいたしました。利用者の減少により滝川浦臼線、北竜線などの国、道の助成が受けられない状況が見込まれ、新たな公共交通網の検討を進めることとしているところでございます。

次に、ふるさと応援寄附金であります。

町外の方から新十津川町を応援していただくことを目的とした、ふるさと応援寄附金制度は、8月31日現在で全国各地から1,143人、2,555万1,200円の寄附が受けられてございます。

次に、4ページをお開き願います。

住民課の関係でございます。

中ほどの誕生記念品贈呈でございます。

今年度から誕生記念品を母村十津川村の木材を使用したおもちゃに変更し、8月31日現在までに5人のお子様へお渡しをしてございます。なお、今までの木製組立て式椅子については、1歳の誕生日の記念品として、乳幼児健診時に渡すこととしてございます。

次に、6ページをお開き願います。

環境衛生、塵芥処理であります。

廃棄物の不法投棄防止看板やセンサー式赤色回転灯を設置し啓発しているものの、不法投棄は発生をしており、6月1日から8月31日までの不法投棄件数は4件、消火器など約8点を回収してございます。

一般廃棄物の処理状況は、4月1日から7月31日までで、可燃ごみ312トン、不燃ごみ31トン、生ごみ125トン、粗大ごみ46トン、資源ごみ124トンとなっており、前年同期と比較して、全体的に増加傾向となっております。

次に、滝の川斎苑改築でございます。

本町並びに滝川市、赤平市、雨竜町の4市町で構成をする中空知衛生施設組合の滝の川斎苑改築工事安全祈願祭が7月5日に関係市町長並びに議員の出席のもと、執り行われました。

新たな斎苑は、鉄筋コンクリート造2階建て、建築面積は1,438.29平方メートル、現斎苑の北側に建設され、令和3年4月に供用を開始する予定となっております。

次に、保健福祉課関係でございます。

ふるさと学園大学は、6月に第2回目の講座を健康運動指導士による健康運動と口と健康、舌を鍛えようをテーマに歯科医講話を開催し、大学生103人が受講いたしました。

また、社会見学旅行が7月23日から25日までの日程で3班に編成し、合計121人が参加をしてございます。雪印メグミルク酪農と乳の歴史館、丘珠空港などを見学をしてございます。

次に、新十津川長寿を祝う会であります。

8月29日、改善センターにおいて、満76歳、喜寿の方と満80歳以上の方を対象に、長寿を祝う会を開催。慶祝対象者1,056人中334人と、来賓、世話人など73人が参加し、長寿をお祝いいたしました。

なお、本年の節目対象者は、茶寿1人、百歳2人、白寿3人、米寿55人、喜寿91人の計152人となっております。

次、8ページの下段の方になりますが、児童館の6月1日から8月31日までの利用状況は、開館日数83日で、延べ利用者数は小学生2,985人、中学生13人、その他80人、合計3,078人で、1日平均では37.08人となっております。

また、7月6日に第13回じどうかんまつりを開催し、165人の児童が参加をしてございます。

次に、10ページになります。

8月31日現在で生活保護受給世帯数は63世帯であり、前年同期より2世帯の増となっております。

次に、高齢者等の町単独福祉サービスでありますけれども、在宅要援護者通院支援につきましては、8月31日現在のタクシー券の申請は7人となっております。

また、在宅での寝たきり障害者等を介護している介護者1人に対し、手当を支給しております。

緊急通報システムの設置は、8月31日現在で58件設置してございます。

次に、障がい者関係でございます。

身体障害者手帳交付者は、8月31日現在で334人、精神障害者手帳交付者数は46人、精神通院医療費の公費負担患者数は114人となっております。

障がい者の地域事情や利用者のニーズに応じた支援を行う地域生活支援事業は、8月31日現在までに移動支援が4件、日中一時支援が2件の登録、日常生活補助用具のストマ用装具等の給付が178件となっております。

また、補装具給付は8月31日現在で8件の給付がありました。在宅の寝たきり重度心身障害者等介護手当の給付は1人となっております。

次に、保健診査関係についてでありますけれども、6月1日から7月31日までに実施をした特定健診に238人、20歳、30歳代の若年者健診に85人、後期高齢者健診に126人、生活保護受給者対象の基本健診に10人が受診をしてございます。

また、がん検診では、胃がん228人、肺がん381人、大腸がん339人、前立腺がん119人、ピロリ菌327人、30歳代乳がん4人、その他に骨粗鬆症健診92人、肝炎検診30人、エキノコックス症検査192人が受診をしてございます。

6月21日から24日までに実施をいたしました集団健診に対する結果説明会では、300人に保健指導を行いました。特定健診受診者のうち指導対象となったのは、積極的支援が2人、動機付け支援が22人となっております。

次に、12ページになります。

食育推進事業であります。

6月19日の食育の日に、町内のスーパー2店舗において、食生活改善推進員との連携を図り、減塩食品のコーナー設置や塩分控えめのレシピの配布、減塩食品の試食会を行いま

した。277人がコーナーに立ち寄り、試食をすることにより体験し、食生活改善の普及啓発を行なったところであります。

次に、産業振興課関係でございます。

紙面には記載ございませんけれども、今年の米の生育状況について、説明をさせていただきます。

今年は天候に恵まれ春から順調に生育をしておりましたが、8月以降の天候不順によりやや生育が遅れ、9月1日現在の生育状況では、平年並みの状況となっております。

また、昨年は7年ぶりの不作となり作況指数は90でありましたが、8月15日現在の農政事務所公表の作況は、北空知地区は良の見込みでありました。

心配された8月上旬の大型台風の被害も大きなものではなく、今年こそは30万俵を超える豊穰の秋を強く期待をしているところであります。

なお、稲刈作業は、9月5日から始まった農業者もおりますが、20日頃がピークとなると考えております。

次に、スマート農業であります。

本年度から2か年事業で開始をいたしました、新十津川町スマート農業技術の開発、実証プロジェクトにつきましては、家族経営型スマート農業における水稻栽培の一貫体系を実証することとしてございます。

現在、自動運転トラクター、センシング用ドローン、ラジコン草刈機などの機械が導入され、現場実装されているほか、農作業における日々のデータが蓄積されております。これまでの視察の来訪者は、北海道副知事や農業団体の他、道外の議員の視察など11組113人となっております。

また、小学校及び農業高校の児童生徒の他、学校関係者を含め約350人の見学会を開催した他、中学校では、総合学習の中で職場体験講演会を行い、スマート農業について授業を行なったところであります。

これらを通じて、スマート農業への関心の高さが伺えるとともに、町内外への普及推進についても効果を上げているものと考えております。

昨年度から開始をいたしましたGPS田植機購入補助事業につきましては、12戸の申請を受け、7月31日に合計330万円の補助金を交付をしたところであります。

なお、導入農家から導入効果について報告をいただいております。昨年度と比較をし、導入農家1戸当たり平均で田植日数約0.9日の短縮、延べ作業人数約4.4人の削減、作業面積1日当たり3ヘクタールが3.5ヘクタールと0.5ヘクタールの増、人件費も5,611円のコスト削減が図られる結果となりました。

また、本年度は、農業用ドローンの機体購入補助も行っており4戸の申請を受け付けたとこととでございます。

次、14ページになります。

新規就農者であります。

8月9日に新規就農者の方々を対象とした激励会がJAピンネ本所で開催されました。今年は4人が後継者として就農いただいております。

有害鳥獣の駆除でありますけれども、8月31日までのエゾシカ駆除頭数は188頭で、前年同時期と比較し増加をしております。

また、アライグマの捕獲数は、8月31日までで239頭となっており、昨年の71頭に対し大幅に増加をしており生息数の増加とともに捕獲に向けた各種の対策が功を奏している状況となっております。

なお、本年度から3年計画でアライグマの生態調査を北海道立総合研究機構の協力を得て行っており、センサーカメラを6月から6台設置をし、24時間体制で撮影をしております。解析はこれからとなりますが、撮影記録の中には解析する上で重要と思われる記録も確認をされているところであります。

また、これも紙面にはございませんけれども、関連で新聞記事にも掲載されたところでありご承知かと思えますけれども、口頭で付け加えさせていただきます。

去る9月4日、北海道議会環境生活委員会、農政委員会の合同による随時調査並びに意見交換会が本町で行われました。

来町した2つの委員会と地元選出議員17名の道議会議員、そして、道庁の環境及び農政担当、空知総合振興局などの関係職員14名、合計31名が来町され、私と産業振興課、そしてJAの担当部長とで対応をさせていただきました。

内容は、外来種であるアライグマの捕獲の関係で、大きく2点の調査がありました。

1点目は、農業被害調査の現地視察の状況確認ということであります。現地に出向き、スイートコーンの被害状況とアライグマの箱わなによる捕獲状況、さらには農業者の生の声を聞いていただきました。

そして2点目が、一般質問を受けて積極的に実演行動をしていることでもありますけれども、アライグマの捕獲対策について、10年後には50倍に増えることから、後手になると取り返しのつかないこととなりますので、捕獲体制を見直し、現在でき得ることを実践していることの確認でございます。

内容は、専門知識を有している先ほども申しあげました道総研の環境科学研究センターに依頼をして、アライグマの生態調査や行動特性などの調査を行いながら、有効な捕獲体制を独自に検討をして進めていること、加えて、農業者を中心とするアライグマの捕獲協力があり、捕獲奨励金の新設や捕獲後の処理体制の組織を作り、町ぐるみで鋭意工夫をしながら対応している状況など、他市町より先駆けて取り組み、一定の成果が上がっているアライグマの捕獲体制の状況を説明させていただき、その後、意見交換をさせていただいたところでございます。

道議会議員からは、北海道の第一次産業を守っていくためにも、広域的な取組を進める対策が必要との認識をしていただいたものと受け止めているところであります。

今後、道議会において、フロントランナーとして取り組んでいる本町の事例を参考に、アライグマの捕獲についての前向きな議論が進んでいくものと期待をしていることを報告をさせていただきたいと思えます。

次に、17ページになります。

奈良県、十津川村及び新十津川町による連携協定であります。

7月13日と14日の2日間、JAならけんの農産物直売所、まほろばキッチン檀原店において、本町と十津川村の共同物産販売を行い、メロン、高糖度トマト、ミニトマト、しいたけソーセージなどの試食、販売を行いました。8月17日には、十津川村の夏祭り、昴の郷ふれあい物語に出店し、ゆでとうもろこし、ミニトマト、ジンギスカン料理を販売いた

しました。両イベントとも昨年同様に大盛況でありました。

8月31日には、奈良県大和郡山市のスーパーで開催をされましたJAピンネフェアに農協職員及び農業者とともに、JAピンネ産の農産物の販売に合わせてメロンゼリー、ミニトマトジュースなどの加工品を販売、PRをし、奈良県内で十津川村と本町とのつながりと本町の農特産物のPRを行なったところであります。

また、6月から8月までのおもてなし事業は、奈良県内からグリーンパークしんとつかわ、サンヒルズ・サライ及びピンネ荘に宿泊された29人にお土産などを贈呈をさせていただいたところがございます。

次に、18ページになります。

建設課の関係であります。

8月31日現在における土木及び建築の工事執行状況は、今年の3月に発注をいたしました庁舎建設関連及び保育園増築改修関連の6件を加え、発注済件数が25件、発注済額は11億5,566万5,640円となり、執行率は件数で73.5パーセント、予算額対比で85パーセントとなっております。

発注済のうち、8月31日現在で町道区画線標示維持工事、美沢中央線横断管改修工事、新十津川ダム堤体気象観測設備交換工事の3件が完了しております。

また、現在進行中の工事は、役場庁舎建設関連及び保育園増築改修関連の他、菊水団地道路改築工事その1、その2など22件となっております。

今後の主な発注工事は、福井谷1号橋補修工事、大和北10号排水路改修工事、中央町有住宅B棟改修工事などを予定をしているところがございます。

以上を申し上げまして、令和元年第2回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

ここで11時15分まで休憩といたします。

(午前11時04分)

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前11時15分)

◎教育行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第6、教育行政報告を行います。

教育長。

[教育長 久保田純史君登壇]

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、令和元年第2回町議会定例会以降における教育行政報告を申し上げます。

教育委員会関係では、2回の定例教育委員会を開催しております。

7月11日は、報告5件について審議いたしました。

報告第39号では、5月に新小児童、新中生徒に実施した、いじめの状況等に関する調査結果について報告いたしました。なお、小学校、中学校ともに、いじめと判断される事案はございませんでした。

8月26日は、報告5件と議案3件について審議いたしました。

報告第46号では、平成31年度全国学力・学習状況調査結果について、報告いたしました。義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力等を分析し、改善を図るために、4月18日に実施した調査結果について報告いたしました。

小学校は、国語と算数を行い、国語は平均正答率で全道、全国平均を上回り、算数は全道平均を上回りました。

また、中学校は、国語、数学に加え、初めて英語の調査を行い、3教科とも平均正答率で全道、全国平均を上回る結果となりました。

次に議案第13号、令和2年度に使用する新十津川町立学校用教科用図書の採択についてであります。空知地区においては、岩見沢市は単独で教科書を選定しており、岩見沢市を除く23市町で統一した教科書を使用しております。令和2年度に使用する教科書について、教育長で構成する教科用図書採択協議会で検討を重ね、決定した教科書について、教育委員会の議決をいただきました。

小学校においては、次年度から始まる新学習指導要領に基づく教科書選定を今回行い、中学校においては、現行の教科書を令和2年度も活用することとし、令和3年度からの新学習指導要領に向けて、次年度採択協議会を開催し、教科書の採択の検討を行う予定でございます。

視察研修についてであります。8月26日に教育委員が小中学校訪問を行い、両学校長より今年度の学校経営方針及び4月に実施した全国学力・学習状況調査結果等の報告を受けるとともに、小中学校各学年の授業を参観し、子どもたちの授業風景についてを参観いたしました。

次に、小中学校関係ですが、9月1日現在の在籍児童生徒数は、小学校297人、中学校162人、合計459人となっております。

夏季休業であります。今年は、7月20日から8月18日までの30日間とし、休業期間中における児童、生徒の事故、事件等はありませんでした。

2ページをお開き願います。

小学校行事関係ですが、昨日、新小4年生53人が、新十津川駅から鶴沼駅までの間、JR札沼線に体験乗車いたしました。また、本日は、3年生55人が、鶴沼駅から新十津川駅までを乗車し、また6年生は、10時発の新十津川駅から石狩月形駅までを乗車いたし、樺戸博物館を見学いたします。その他の学年につきましても、今月17日までの間で乗車し、全校児童が思い出に残る郷土愛学習をする予定でございます。

また、ここに掲載してございませんが、9月4日、新十津川神社の例大祭が晴天に恵まれ行われました。新十津川小学校の特別クラブであります獅子神楽児童19人とOBの中学生3人が、役場前や神社境内において、日頃の練習の成果として獅子舞を披露し、大勢の方から暖かい拍手を頂きました。

また、神社境内では、獅子神楽保存会による獅子舞、おどり保存会によるおどりの披露、小中学生の剣道大会、一般の吹き矢大会が行われ、さらに役場前では、徳富太鼓や神輿など郷土芸能やスポーツと親しむ1日となりました。

中学校行事でございます。昨年、胆振東部地震の関係でブラックアウトにより1日開催となりました学校祭が、今年は、9月6日と7日の両日、第50回半世紀の節目となる学校祭が同校で行われました。今年の生徒会テーマは、ひびくきぼうと書きまして響希でござ

ざいまして、生徒も地域の方も皆なで希望を響かせる楽しい学校祭となるよう、PTAやおやじの会など地域の皆さんのご協力の下、大勢のご来校があり合唱発表など思い出に残る学校祭となりました。

次に中学校体育大会等の結果の報告ですが、7月2日、3日の両日開催された北空知大会で野球、サッカー、卓球個人で好成績を残し、7月9日、10日全空知大会へ駒を進めましたが、接戦の末1回戦敗退となりました。

また、剣道ですが、空知大会を個人、団体ともに好成績を残し、8月3日に伊達市で開催された全道大会に出場し、男子が団体戦で優勝し、8月21日から大阪市で開催された全国大会に2年連続13回目となる出場をいたしました。町民の代表として中学校校長と私が応援に行っていました。

新中は予選リーグ初戦で三重県神戸中学校と対戦し、1敗4引き分け、また、第2戦目秋田県勝平中学校と対戦し1勝2敗2引き分けとなり、2敗となり決勝トーナメントに進出はできませんでしたが、今ほどの結果のとおり、2校と対戦し実力は拮抗しており、どこの学校が決勝トーナメントに上がってもおかしくない状況での惜しい戦いでした。北海道の代表として正々堂々最後まで諦めない試合内容でありました。

また、奈良県の女子個人代表として、母村十津川中学校3年生の乾さくら選手が2年連続で出場いたしました。乾選手につきましても、惜しくも1回戦で敗退いたしました。

しかし、昨年と今年の2年連続で母村と本町の選手が共に全国中体連に出場でき、欣快に感じ帰町したところでございます。

次に吹奏楽部ですが、8月4日に岩見沢市で行われました空知大会に、今年はB編成で出場し、精度の高い素晴らしい演奏を行い金賞となりましたが、惜しくも全道大会の出場は逃しました。

芸術鑑賞事業ですが、雨竜町との共同事業により、ゆめりあで行いました。中学校は7月17日に学校寄席を、小学校は8月30日に冒険西遊記を、雨竜小中学校と合同で実施いたしました。

次に、学校教育関係に移りまして、4ページをお開き願います。

学力向上ですが、8月5日から8日までの4日間、学習サポート事業やまびこを教職員OB、学生や町民のボランティアなどのご協力をいただき実施いたしました。児童、生徒の参加者は、延べ人数で、小学生500人、中学生55人となっており、児童、生徒全体の参加率は、小学生で52パーセント、中学生で12パーセントという状況でありました。

高校配置計画ですが、空知北学区関係では、7月12日に滝川市で行われました第2回地域別検討協議会で地域の意見を募り、9月3日、北海道教育委員会は、令和2年度から令和4年度までの公立高校配置計画を策定し公表いたしました。

空知北学区では、中卒者数の状況を総合的に勘案し、令和2年度は深川東高商業学科が現在の2学級から1学級減の1学級へ、砂川高校を現在の2学級から1学級増の3学級となります。

また、令和3年度は、滝川高校普通科が現在の5学級から1学級減の4学級となります。さらに令和5年度から9年度までの見通しとしては、5点ありまして、1点目、4年間で2から3学級相当の調整が必要。

2点目、欠員の状況やこれまでの調整を考慮し、再編整備や学校、学科の配置のあり方

を含めた定員調整の検討が必要。

3点目、滝川市内において、再編を含めた定員調整の検討が必要。

4点目、深川市内において、欠員の状況や望ましい学校規模を下回る学校があることを考慮して、再編を含め早急な定員調整の検討が必要。

5点目、小規模校において、中卒者数やこれまでの進学状況、学校、学科の配置状況などを考慮し、あり方の検討が必要とされております。

次に外国語指導助手の関係ですが、小中学校の外国語教育の充実を図るため、7月24日にリュ・デリック・チ氏、国籍アメリカ合衆国、ニューヨーク州出身、年齢25歳と3年目となる再任用発令をいたしました。

また、8月5日付でモリン・ライアン・クラーク、国籍アメリカ合衆国アイダホ州出身、年齢26歳を新規招へいたしました。両氏とも任命期間は1年間としております。

次に農業高校関係ですが、6月22日から30日までの間、札幌の大通公園で北海道農業高校生ガーデニングコンテスト、ガーデニング甲子園とも言いますが、道内の農業高校12校14チームが参加し行われました。新十津川農業高校が新十津川の田園風景を作品題目として出展し、入賞は逃しましたが、水車と花の色合いで緑豊かな新十津川の魅力を発信し、その後学校祭など、農高の校庭にも再現し、町民に鑑賞していただきました。

また、7月2日と3日の両日、同校で開催された北北海道クラブ連盟意見発表会が行われ、ヒューマンサービスの部で優秀賞となった大谷美唯菜さんが、8月22日に壮瞥高校で開催された全道大会に出場いたしました。

8月1日に日本学校農業クラブ北海道連盟全道技術競技大会が岩見沢農業高校で行われ、農業鑑定競技生活コースの部で、3年生高瀬優衣さんが優秀賞となり、10月23日から山形県で開催されます全国大会に出場いたします。

学校給食センター関係ですが、今年も7月17日に株式会社マツオ様より172キログラムの贈呈をいただき、学校給食で提供いたしました。

また、7月から8月の間、母村の素麺による親子の絆給食やメロン、トウモロコシなど旬な食材を使用し、生産に係わる方への感謝の気持ちを育みました。

次に、社会教育関係でございますが、とっぷ子どもゆめクラブの行事で、6月29日に3年に1度のピンネシリ登山を児童、保護者など116人の参加のもと行いました。あいにくの曇り空でございましたが、山頂まで登り心地よい汗と達成感を堪能いたしました。

母村交流事業についてであります。7月23日から4日間の日程で実施いたしました。小学校教頭を団長に、今年は児童23人、中学生4人、引率教職員等6人、計33人が訪問いたしました。

母村の小中学生との交流や十津川高校での木工体験、歴史民俗資料館や水害慰霊碑など、母村の歴史や本町移住の歴史を学びました。また、訪問中は各見学先などにおいて、村の皆さまの歓迎を受け、全員元気で26日に帰町いたしました。

6ページをお開き願います。

大和体育館ですが、8月16日で旧大和小学校解体工事が行われることに伴い、体育館を閉館いたしました。

前日の15日はお盆ということで帰省者も多いことを想定し、学校を開放し、卒業記念作品や写真等の展示を行いました。卒業生、保護者、地域の方、歴代の教職員など70人が来

校され、同校の歴史を振り返りました。

なお、校章、校旗、写真などは、開拓記念館で収蔵いたします。

文化協会ですが、9月1日に第43回道民芸術祭兼第51回空知管内郷土芸術祭が本町で初めて開催され、町内外から延べ500人が改善センター、ゆめりあに來場され、文芸講演や16市町17団体による舞台発表が行われ、日頃の芸術活動を披露いたしました。

次に、かぜのびですが、8月10日に本町にゆかりのある札幌交響楽団副首席オーボエ奏者岩崎弘昌さんとピアニスト前田朋子さんによる、第3回かぜのびミニコンサートが行われ、100人の來館者に夕刻の木洩れ日が入る中、五十嵐威暢氏の芸術作品と音楽が調和した幻想的な空間で演奏を行いました。

7ページに移りまして、7月10日に体育協会創立50周年記念式典、祝賀会がグリーンパークしんとつかわで開催され、会員、さらには議員はじめご來賓の下、今までの歩みを振り返り、健康長寿に向けてさらなるスポーツ振興を誓い合いました。

ピンネシリ登山マラソンの関係ですが、7月7日にふるさと公園を發着として、第25回ピンネシリ登山マラソン大会が開催され、306人が健脚を競いました。今年も、母県職員、母村青年4人のご参加をいただき大会を盛り上げていただきました。

次に、スポーツ大会ですが、ここに記載のとおり、体育協会50周年を記念大会といたしまして、ソフトボール、卓球、パークゴルフ、軟式野球、剣道など町内大会が各会場で盛会のなかで行われました。

10ページをお開き願います。

スラックラインですが、7月21日、岩手県で開催されましたギボンカップ2019岩手の全国大会で、新小6年生の山森さほさんがジュニア女子の部、中学3年までの部でプロを含めた9人で競い、2位の好成績を収めました。

続きまして、スポーツ吹き矢ですが、9月1日に第11回スポーツウェルネス吹き矢北海道大会が当別町で開催され、新十津川ふき支部の個人戦Aクラス6メートル男子の部で、花月区の金山勇蔵さんが3位、同じく女子の部で花月区の白石さかえさんが優勝し、9月2日に町長と私に喜びの報告をいただきました。

続きまして、生涯スポーツ推進事業ですが、5月8日から7月28日までの間、札幌在住の寺尾正高講師の指導の下、ダンススクールを開催しました。計13回行い小学生32人が参加し、最終日の7月28日は、ふるさとまつりのステージで練習の成果を來場者に披露いたしました。

11ページに移りまして、図書館関係ではありますが、8月末現在貸出冊数は3万3,887冊で、前年対比3,229冊の減少、貸出人数は6,765人で、前年対比775人減少している状況でございます。

次に特別事業ですが、8月25日に青空図書館を催し、札幌市の劇団こけこっこによる人形劇や工作コーナーを行い、368人の参加がありました。

以上申し上げまして、令和元年第2回定例会以降における教育行政報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

○議長（笹木正文君） ここで、日程を変更いたします。

一般質問を繰り下げ午後1時から行うこととし、日程第7として、議案第54号、公の施設の使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第54号、公の施設の使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

公の施設の使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

12ページをお開き願います。

提案理由でございます。

消費税並びに地方消費税の税率の引上げ、健康増進を目的とした体育施設の利用促進等を踏まえた公の施設の使用料等の見直しその他所要の改正を行うため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただ今上程いただきました議案第54号、公の施設の使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、内容のご説明を申し上げます。

本条例につきましては、本年10月の消費税並びに地方消費税の税率引き上げと、町民の健康増進を目的とした体育施設の利用促進の観点から、17の公の施設の使用料を一括して改定したいとするものでございます。

最初に、使用料改定に当たっての基本的な方針についてご説明をさせていただきます。

まず、基本料金の設定についてでございますが、町内者、町外者の料金設定があるものにつきましては、町外者料金が基本料金となります。

基本料金の引き上げは、消費税引上げ分に対応した改定を基本としておりますが、現在の使用料のほとんどが消費税率が5パーセントの時代である平成17年度に設定されたものであることから、今回の改正において、消費税分5パーセント分の引き上げを行うこととしてございます。

消費税率が8パーセントに引き上げられる際に使用料の見直しの検討を行いましたが、既に間を置かず10パーセントへの引き上げが決まっておりましたので、これに合わせて使用料の見直しを行うこととしたものでございます。

その後、2度にわたる税率引き上げ延期がございましたので、この度の改定という流れになってございます。

次に、料金の体系についてでございます。新しい料金は、極力100円単位とし、分かり

易い料金体系としてございます。

消費税率の引き上げ分を厳密に適用しますと1円単位となってしまいますが、窓口におきまして1円単位の支払いをする、あるいはお釣りを受け取るというのは、利用される方にとっても大変かと思われますので、極力100円単位に揃えるようにしてございます。

引き上げ幅は、消費税引き上げ分を基本としておりますが、このような料金の端数調整の段階、あるいは、この後に説明いたしますが、回数券や定期券などの料金を定める際の計算過程や手法、こういったものによって、結果として消費税引き上げ率を上回る料金の設定となっているものもございます。

この部分につきましては、平成17年の使用料改定以降、物価や人件費の上昇によって施設の維持管理費が増えている状況にあること、また、この時の使用料改定は、行財政改革の一環として進めたものでしたが、本来、利用者の方々に負担して頂きたい維持管理経費などの全てを使用料に反映させますと、非常に大きな料金の引き上げとなってしまうことから、その全てを使用料に反映させてはおりませんので、このような経費の一部に充てさせていただくこととしてございます。

ここまでの説明が、本日、皆さまのお手元に配付させていただきました議案第54号説明資料、机の上に置かせていただきました、このA3版の資料の左半分、現在の使用料の欄から町外料金（基本料金）という部分にあたるものでございます。

ここで、一例を挙げてご説明をさせていただきますので、議案第54号の説明資料をお手元にお開きをいただきたいと思えます。

一例を挙げてご説明をさせていただきますが、中段スポーツセンターの14番、使用区分、高校生以上1回券の場合でございますが、現在の使用料、町外が150円で、これに105分の110を乗じたものが、消費税引き上げ分の欄で、これを100円単位に整理したものが、町外料金改定案①の200円というふうになります。

次に、町民料金についてご説明を申し上げます。

町では、文化活動や健康増進を図るため、町民の皆さんにより多く利用していただきたい施設につきましては、基本料金より低い料金、いわゆる町民料金を設定しておりまして、今回の改正におきましても、この町民料金の制度はそのまま残すこととしてございます。

なお、物語記念館や文化伝習館、アートの森、公園の占用などは、観光的要素が強い施設として、これまで町民料金の設定は行っておりませんでしたし、今回の改正におきましても同様の考えを継続してございます。

町民料金の設定につきましては、本日配付しました資料の右側の部分がこれに当たりまして、今一度資料をご覧くださいとうございますが、町外者料金改定案①に一定の低減率②を乗じ、これを100円単位に整理して設定しておりまして、先ほどの14番、スポーツセンターの例におきましては、町外者料金改定案①200円に、低減率76.9パーセントを乗じますと154円となりますが、改定料金を算定するに当たって、現行料金の1.5倍を超えないように、1.5倍を限度とするという方針も定めてございますので、ここでの町民料金は150円となるものでございます。

この低減率につきましては、割引度合が高いもので、資料の3枚目にごございます改善センターなどは50パーセント、ゆめりあの会議室等で3分の2、66.7パーセント、スポーツセンターや屋外体育施設などは、町外料金を町内の3割増しというふうにしてございます

ので、率に直しますと低減率が76.9パーセント、サンウッドパークゴルフ場で70パーセントと、施設によって割引率の差はございますが、今回の改正においても同じ率で計算をすることとさせていただきます。

このように低減率に差が生じておりますのは、前述のとおり、平成17年の使用料改定は行財政改革の一環として進めたもので、料金の改定幅が著しく大きくなり過ぎないように、改定方針におきまして、近隣の類似施設の状況を参考にすること、あるいは、町民料金の上げ幅は、基本的には30パーセント以内などと定めておりましたので、低減率が施設によって異なる状況となっております。

次に、体育施設回数券、定期券の町民料金についてご説明いたします。

今ほどご説明しましたように、これまでも町民料金の設定によって、町民の皆さんの利用促進を進めておりますが、町民の皆さんのより一層の運動習慣の定着化による健康増進を目的として、体育施設の継続券と言われるもの、いわゆる回数券、定期券、こういったものにつきましては、低減率を更に高めて使用料を設定することといたしました。

本日配付の資料に一例をご説明いたします。

スポーツセンターの部分、15番から18番の部分をご覧いただきたいと思っております。

まず、継続券の料金の設定方法でございますが、15番、全日券は、1回券の4倍の設定、16番、3か月定期券は、1回券の20倍の設定、6か月定期券は、1回券の36倍の設定、12か月定期券は、1回券の62倍の設定という計算により設定をされております。

次に、これらの券の町民料金ですが、3か月以内の定期券と回数券につきましては、理論上計算される町民料金に政策的値下げ率9割、これに乗じた額とすることとさせていただきます。3か月定期であれば、本来、町民1回券の150円の20倍、3,000円となるものを、その9割分として2,700円が町民料金として定めてございます。

3か月を超える定期券、シーズン券は、この政策的値下げ率を更に上乘せいたしまして8割と設定しておりますので、6か月券は150円の62倍、9,300円となるものを、8割分として7,500円が町民料金と設定をしております。

また、一番下にありますが、23番、スキー場のシーズン券を例にとりますと、こちらは1回券や1日券を基本とした倍率による料金設定とはなってございませんので、改定の町外料金に、町内料金低減率を乗じて計算される理論上の町内料金に、政策的値下げ率8割を乗じまして8,500円を町内料金として定めるものでございます。

なお、今回の改正において、このような町民料金の政策的な値下げ価格を設定した施設は、スポーツセンター、温水プール、サンウッドパークゴルフ場、スキー場、ゆめりあ体力増進室の5施設となっております。

以上が、使用料改定に当たっての方針でございます。この後説明いたします各施設の使用料は、この方針に沿っての改正でございます。別表を改める形となっておりますので、主な施設分についての説明とさせていただきます。

お手元に配付しております新旧対照表も合わせて参照いただきますようお願いいたします。

新旧対照表1ページをご覧いただきます。

第1条関係は、都市公園に係る使用料の改正。

第2条関係は、新十津川物語記念館に係る改正で、団体利用を促進する観点から、団体

料金を個人利用の2分の1として設定をしております。

10ページの第7条関係、新十津川町開拓記念館、15ページの第11条関係、新十津川町文化伝習館についても同様の設定を行ってございます。

再度、お戻りいただきまして、第3条関係でございます。サンウッドパークゴルフ場に係る改正で、町民の運動習慣定着のための政策的値下げを行いたいとして、回数券については4,500円、シーズン券については1万2千円に設定をしております。

3ページ、第4条関係、スポーツセンターに係る改正で、4ページをお開きいたしまして一番下段の部分でございます。

前条と同様の政策的値下げにより、町民3か月券が2,700円、6か月券が4,500円、12か月券が7,500円への改定となっております。

次に5ページをお開きいただきまして、備考の部分ですが、4では、専用使用の定義を変更し、10の入場料につきましては、表中の営利、非営利の区分によって料金を適用することとして、定義を削ってございます。

12の町外者の割増規定は、表中に町民、町民以外の者の料金を定めることとしましたので、削ることとしてございます。

6ページをお開き願ひまして、第5条関係、こちらは、そっち岳スキー場に係る改正で、町民のシーズン券につきまして、先ほどの説明のとおりの設定となっております。

6ページ、第6条関係は、総合健康福祉センターに係る改正で、基本使用料その1では、8ページをご覧いただきたいと思いますが、備考の3のところに、加工室のなどの使用料は、4時間を一つの利用単位としてございましたが、より使いやすい設定となるよう1時間単位での料金に改定することといたしましたので、削ることといたしてございます。

9ページをお開き願ひます。4、備品使用料では、デジタルレコーダーが老朽化したため、これに係る規定を削るものでございます。

5、体力増進器具使用料ですが、備考にありますように、これまでは町民、町民以外の料金を設定せずに、一定回数の使用料免除という形で優遇措置を行ってきましたが、今回の改定において、町内者、町外者の区分を設けるとともに、町民3か月券、6か月券について、運動習慣定着のための方策として料金を低く設定することとしております。

第8条関係では、ふるさと公園、11ページ、第9条関係は、町民体育館に係る改正です。

12ページをお開きいただきまして、第10条関係、ふるさと公園屋外体育施設に係る改正については、14ページをお開きいただきまして、備考9におきまして、町民以外の者の割増について規定してございましたが、表中に町民、町民以外の者の料金を定めることとしましたので、削ることとしてございます。

15ページをお開きいただきまして、第11条関係は、文化伝習館、第12条関係は、農村環境改善センター、17ページ、第13条関係は、吉野地区活性化センターに係る改正となっております。

第14条関係は、温水プールに係る改正で、町民のシーズン券について、政策的値下げによりまして、現行と同額の6,000円として設定をしております。

18ページをお開きいただきまして、第15条関係は、町立学校の体育館等の開放に係る改正。19ページでございます、第16条関係は、青年会館。20ページ、第17条関係は、アートの森彫刻体験交流促進施設に係る改正となっております。

それでは、議案の方にお戻りいただきまして、議案の11ページをご覧いただきたいと思
います。

附則でございます。

附則の第1項、施行期日ですが、周知期間を十分にとる観点から、令和2年4月1日か
ら施行したいとするものでございます。

第2項から4項は、経過措置規定でございます。

第2項は、この条例の施行日前に使用申請が出されている令和2年4月1日以降の使用
料、利用料については、改正後の条例の規定を適用するというものです。

第3項は、この条例の施行日前に保有していた有効期間が経過していないサンウッド
パークゴルフ場などの回数券につきましては、令和3年3月31日までの間に限り使用でき
る旨を規定するものでございます。

第4項は、スポーツセンターの定期券、総合健康福祉センターの3か月、6か月券は、
その使用開始日が条例施行日前の場合は、施行日以後も、そのまま使用できる旨を定める
ものでございます。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し
上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第54号について、提案理由並びに内容の説明を終わ
ります。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

(午前11時56分)

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

◎一般質問

○議長（笹木正文君） 日程第8として、一般質問を行います。

先例に従い、通告順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

10番、安中経人君。登壇の上、発言を願います。

[10番 安中経人君登壇]

○10番（安中経人君） ただ今議長から、貴重な一般質問の時間を与えられましたんで、
私は、減少する農家戸数とこれからの農業についてということで、熊田町長に質問をして
答弁を求めるものでございます、よろしくお願いいたします。

今、農業をめぐる環境はですね、長く続いている生産調整、あるいはTPPなど厳しい
環境の中、我が町の農業経営者は歯を食いしばって頑張っているところですが、国の農業
政策が猫の目ように変わり、農家にとって長期展望に不安を抱いているという認識をして
いるのは、農業経験のない私だけでしょうかね。

農政環境の背景を見てみると、現在は水稻の種子開発は絶え間なく研究開発が進み、高
品質米を輩出している。またここに来て、ICT技術を駆使したこれからの営農管理をす
るべくスマート農業技術も実用化が見えてきております。本町でも本年度より実証実験が
スタートしており、その成果を期待するところであります。

また、前後しますが、直播栽培に関する営農法も取り入れられてきており、これからの農業に対して農業経営者は、選択肢も多彩となり判断は難しいですが、それぞれがエンドユーザーの期待と自らの経営に照らして進むことができる環境にあると認識しております。

一方では、我が町における農業経営者の減少と後継者のなり手不足から、地域人口が大幅に減り、地域活動にも影響を及ぼすことが、今後、大きなものになってきてるんではなからうか。これらは営農活動とは別問題ですが、そこで日常安心して生活する環境を脅かしてなるような様子を伺う一人ですがいかがなものか。

農家の視点でない違う観点から展望したものでありますが、今置かれている農業関係の現状であるとその背景を推察したものであります。

ここで、9月8日の北海道新聞の朝刊に、今私が質問して行おうとしているものに関連したもんが出ておりましたんで、この中では、過去10年間、調査を始めてから1戸当たりの耕地面積が減少してきている。町長は、これから1戸当たりの耕地面積は、将来に向かってピーク2030年ですか、30ヘクタールと登っていくだろうと。しかし、この農林水産省の農業構造動態調査によるとですね、担い手の集積が一定程度落ちついてきた可能性があるという具合に大まかなコメントが書いてあるわけでございます。

ただこれは、新しい担い手ができて、いわゆる耕地面積が減ってるのか、あるいは耕地面積が放棄地として、農地として、いわゆる認定面積から外れていっているのか、その辺の詳しいデータの分析がなされてないんで、私としては、この程度でこの記事を読み取ったわけですが、いずれにしても、こういうような背景にあるということが現実的になってきております。

そこで、町長はこれらに対してですね、どのようにこれからの新十津川農業を政策的に考えているか、次の点についてお伺いしたいというものでございます。

5点ほど要点で、私の方から説明していきたいと思います。

1点目はですね、農家人口の減少と地域環境変化の対応についてということで、農業センサスのデータから見るとですね、平成27年で新十津川では1,328人が将来予測では、令和12年では847人と予測されており、大幅な本町における農業者の人口が減少する。特に農業地帯である行政区は、地域活動も難しい状況と想定されます。こんな中で、当然、経営規模も更なることとなり、同じ手法での農政が難しいと私は考えております。今後の進め方についてですね、JAピンネ、いわゆる経済団体のJAピンネとも十分連携していかなければいけないと思いますが、いかがかという点でございます。

2点目は、現在、営農機材も高度化されて防除など空中散布はラジコンヘリあるいはドローンなどにより作業が行われており、機材に対する助成がなされているが、ラジコンヘリは耐用年数がきており、今後の更新あるいはドローンに移行するか農家は判断に苦しんでいるということを私は聞き及んでおります。

これらについて今後どのように指導していくか、あるいは農業者の意向を把握しているか。もしラジコンヘリを今後も望むとしたら助成についてどのように考えているか、これが2点目でございます。

3点目は、いわゆるICT技術の係ですが、ICT技術を取り入れた新しい形の営農スタイルが今後実用化されていくことが必然の環境にあると考えられます。今、実証実験の成果のあと、どのような考えを持って進めていくのか、これもJAピンネとの連携をしな

ければならないと考えるわけですが、それらの準備など含めての考え方について町長に聞きたいものでございます。

4点目は、現状の経営スタイルに関係するものでございますが、将来の営農スタイルとしてTPPなど他国との因果もあり、体力のある農業を目指さなければいけない、これは町長も認識していることだと思います。大規模化も必然となってくるが、現状のことでございますが、従来営農を希望する農家に対してどのように考えていくか。

これは、農地の集積でなくてですね、小規模5ヘクタールから10ヘクタール位のゾーンの人が、将来とも修身この経営でいきたい、こういうのが今、大型化になってく中で取り残されていくと、こういう点で私は、質問してるわけでございます。これらに対して、いわゆる行政としてどのように政策的にサポートしていくかっていう点でございます。

最後に5点目でございますが、小面積高収益型の営農についてということで、農家地区の人口減少、担い手不足などからそれらの対策としてですね、私は、水稻農業でなくて施設型の野菜栽培など小面積の高収入型の営農スタイルを取り入れ、都会からの移住型農業も考えられるんでないかと私は考えており、新規就農者をそういう形で本町に誘導していくことが将来とも考えられるんでないか。これは、いわゆる協力隊などの受け入れをしてですね、就農型でそれらを新規就農としてですね、実験センターなどで教育をする、あるいは研修をさせる、そういうものの研修スタイルをもっと充実してですね、いわゆる農村地帯である行政区の人口減少に対してですね、そういうスタイルでの新規の営農しやすい低投資型ですね入っていく形の農業スタイルをですね、私は展望するわけですが、それについて、将来的な展望としてですね、長期的な問題から町長はどう考えてるか、この5点について、熊田町長に伺うものであります。これらについてですね、町長の忌憚のない答弁を私は望むものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） それでは、10番議員さんからのご質問にお答えさせていただきます。

大きく農業の関係で5点の質問がありましたので、一つひとつ少し内容を加えながら答弁をさせていただきますので、少しくちよっと時間かかりますのでよろしくお願ひをしたいというふうに思います。

一つ目の質問の農家人口の減少と地域環境変化への対応でございますが、現在、各行政区での地域活動は、環境美化活動や公共施設の草刈りなど町民皆様にご協力をいただき、きれいな街並みを維持していただいております。しかしながら、農村地域での農家戸数の減少は北海道立総合研究機構の2015年農林業センサスを用いた北海道農業、農村の動向予測により前回統計調査からの今後の見込みの数値があるわけでありましてけれども、質問の中では人口ということでありましてけれども、私の方からは戸数という形の中でちよっとお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まずこの調査の2015年、平成27年の農家戸数は357戸あったわけでありましてけれども、この15年後の2030年、令和12年になるわけでありましてけれども、245戸に減少する予測となっております。更に過去の減少率を基に推計をすると、今から約20年後の2040年、令

和22年には約150戸と、質問の中にもありましたけれども150戸となる現状から半減をすると予想が出ているところでもあります。こうした状況から10番議員さんのご質問のとおり、将来は地域活動の継続が困難になるということが懸念されているところでもあります。

現状の農村地域での活動といたしましては、多面的機能支払制度を活用した環境美化活動や植栽活動、中山間地域等直接支払制度を活用した公共施設周辺の草刈り作業などを共同活動として実施をしていただき、この役割は大変大きなものと考えております。これらについては、国の制度による活動を維持継続し、地域活動を維持していただきたいと考えております。

また、地域農業者からは高齢化などによるこれらの組織役員の担い手不足や事務負担などの懸念の声があります。こうしたことから中山間地域等直接支払制度においては、ピンネ農業公社への事務委託の実施、多面的機能支払制度においては10の活動組織を今年度から一つの組織に統合し、大幅な事務の簡素化を図るとともに役員の担い手不足の解消につなげております。

また、農村地区での草刈りについては、地域から要望に応え、町道の機械による草刈り作業の範囲をできる限り広げ、法面の一部草刈りも実施し、農村地区に配慮した草刈り作業を町として実施をしているところでもあります。

この他、地域活動の活性化のための行政区活動支援交付金制度もございまして、自らの地域のことは自ら実施をするための交付金を活用いただいているところでもあります。こうした活動は地域コミュニティ意識の醸成にも効果的であり、万が一の災害時にも地域活動、地域のつながりは必要不可欠で大切なものであるというふうに考えております。

多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度、行政区活動支援交付金など、これまで同様に最大限活用していただき地域活動をできるだけ継続していけるように、今後も引き続き支援をしていきたいと考えております。

続いて2つ目の農薬散布用ラジコンヘリ・ドローンの今後の助成の考え方についてお答えをいたします。

農薬散布用ラジコンヘリは、1,000時間を超えると更新しなければならず、その費用は1,500万円程ととても高額であります。町内の航空防除組織の一組織では3台のラジコンヘリを所有し、そのうち2台は今年の使用で更新を迎えていると聞いております。過去のラジコンヘリへの支援は、機体本体導入に対して国の補助を活用した他、町とJAが連携をして高額な免許取得費用の助成を実施しており、町内の防除体制の確立のため支援をした経過がございます。

今年度からスマート農業の推進と高品質米生産のための適期防除の実施を目的に、農薬散布用ドローンの購入補助を今後4か年事業として新設をいたしました。本事業の導入に際し、事前にラジコンヘリ組織に影響が及ぼさないか、それぞれの組織に確認した上で執り進めており、今年度は新たに7戸の農家で4台のドローンが導入されているところでもあります。

昨年まで防除に使用していた、もう一つの防除作業機のビークル作業との比較では、防除時間の4割削減、1時間当たりの防除面積は1.6倍となり、その効果は大きいと認識をしております。

今年度は4台の導入ではありましたが、昨年度20名がドローン免許を取得し、今年度も

取得希望者がいると聞いていることから、益々ドローンによる防除体制の普及は進んでいくものと予想をしております。ドローンの導入費用は、今年度実績ですと200万円から250万円ほどであり、ラジコンヘリの導入費用1,500万円と比較すると購入しやすい価格となっております。また、小型、軽量で作業効率がよいことから適期防除が可能であり、更に自動飛行も可能となったことから更なる作業効率化が期待でき、コスト面も含めて農業者のニーズはドローンにシフトしていくと予想されますので、町としては、今後もドローンについて支援をしていく考え方でございます。

3つ目のICT技術を取り入れたスマート農業の実用化についてでございますが、スマート農業の普及については農林水産省も重要施策に位置付けており、早期の社会実装を目指しております。本町が今年度から取り組んでおりますスマート農業技術の開発、実証プロジェクトで事業では、ロボットトラクタなど最先端の農業機械のデモンストレーションを実施した他、これらスマート農業機械の作業効率化効果や省力化効果を広く町内農業者の皆様に周知をし、報告をする予定でおります。また、現在は出始めのため高額なスマート農業機械の共同利用等による経営効果についても検証を実施し、その効果を報告していくことと考えているところでございます。

現在、このプロジェクトの実施には農林水産省、北海道と連携を密にして、事業を進めているところでございます。8月21日には、土屋北海道副知事に視察に来ていただき、本町の取組を説明いたしました。マスコミ取材に対し土屋副知事は、新十津川の取組に感銘を受けたとコメントもいただいたところであります。

スマート農業機械の早期の普及には、国や北海道の支援が必要と考えていることから早期普促進を目的とした制度創設を強く要請していく考えであります。

また、質問内容にありますJAとの連携についてであります。スマート農業プロジェクトのコンソーシアムは町内農業関係団体で構成をし、準備段階からJAと連携を密にしてオール新十津川で取り組んでいるところでございます。今後においてもピンネ農業協同組合他関係機関と足並みを揃え連携を密にしながら実施していくこととしてございます。

4つ目の現状の経営スタイルを望む農家へのサポートについてでございますが、高齢化による離農により1戸当たりの経営面積の大規模化は避けられないと予想されます。この大規模化への対応はスマート農業技術を活用した最適な技術体系の確立を進めていきたいと考えてございます。

スマート農業プロジェクトの計画書作成の際、町内水稻農業者にスマート農業の必要性についてアンケート調査を実施いたしました。その結果86パーセントがスマート農業技術を導入し普及すべきであるとの回答結果がでてございます。一方で9パーセントの方が現在の営農技術を継続すべきであると回答しております。こうした結果を踏まえ、幅広く農業者を支援するにはピンネ農業協同組合との連携が必要であると考えております。ピンネ農業協同組合の第7次地域農業振興計画の重点施策となっている出向く営農指導体制の充実強化により、より多くの農業者の方にきめ細かい営農支援体制を構築していくこととしております。

現在の経営スタイルの農業者は、蓄積された匠の技術や経験を活かし、営農を継続していくことを期待しており、規模拡大していく農業者と併せて売れる米づくり、選ばれる米づくりの産地として、更なる評価を高め基幹産業、農業が持続的発展となるよう関係機関

の連携により支援をしていく考えでございます。

最後の5つ目の小規模面積での高収入型営農の将来展望についてでございますが、本町における新規就農のモデルケースとして施設園芸で居抜きによる就農実績があり、現在、就農3年目でございますが安定経営を行っていただいております。

水稻での新規就農には、農地やトラクタ、コンバイン等を確保するために多額の資金が必要であり難しい現状があります。このようなことから現実的な新規就農は、小規模での高収益作物での就農が考えられます。また、農地が移動する場合、田んぼは賃貸、売買により移動をいたしますが、農家住宅とその隣接の畑等も付随していくケースが考えられます。このような農家住宅と隣接の畑の有効活用として、新規就農者の受け皿となれば、初期投資を抑えた中で新規就農することが可能となります。

こうした理想的なマッチングを実践するには、農地移動を所管する農業委員会と担い手対策を所管するピンネ農業公社が密に連携をする必要があります。

また、ピンネ農業公社は今年度から新規就農者技術修得センターの指定管理者を請け負い、当該センターでの研修生の受け入れを積極的に行い、先ほどのマッチングによる就農につなげることも可能と考えますので、10番議員の趣旨の内容については、私も同感であります。

離農農家はできる限り少ない方がいいわけですが、離農後の農家住宅とその隣接畑の有効利用については、関係機関が連携した体制が必要と考えますので、今後、関係機関と打合せや協議を重ね新規就農の場となるようつなげていきたいと考えております。

5項目にわたる質問をいただきました。まず、新十津川は、母村十津川村から移住をし、600戸が1戸当たり5ヘクタールの農地をうっそうとした原生林を一本一本切り開いて、今、綺麗な水田が繰り広げられております。そして、ずっとこの130年間にわたるこの新十津川町は、先人の人方がそれぞれの時代で農地を守り、農業委員会、農業者の皆さま方がそれぞれバトンタッチをしながら美しい農地を引き継いでいただいております。今まさに収穫を前にして、綺麗な美田が広がっている農地、この農地は将来ともに新十津川の財産として、農業委員会、農業者、関係機関が共に連携しながらこの美しい農地をしっかりと守って、基幹産業の持続可能発展なまちづくりに今後とも資していきたいと。さらには、日常生活が安心して生活できるように、種々その時代に対応した配慮をしながら安心して住み続けられる町としてそれぞれ対策を講じながら、新十津川を皆さんと共に住み続けられる町として、基幹産業農業の維持を継続しながら守っていくことを申し上げ、質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問ございますか。

再質問を認めます。

○10番（安中経人君） 町長のですね、大変私もウイングを広げすぎてですね、答弁が大変広範囲に情報収集に努めなから、答弁いただいたかなって。私も少しポイントを絞っていけばよかったんですが、今を狙わないとですね、これからの農業っていうのが、多分、将来は北海道が日本の食糧基地になるんでないかと、私はそう思ってます。本州あるいは西日本はですね、やはりもう食糧基地としては、ほぼだめになってくるのではないかと、私は想定してます。こういうことを言うですね研究者もおるわけでございます。将来的にやっぱり北海道がですね、農産物の主産地になるんでないかと。

ただ、驚異的なのはですね、これから人が足りなくなるっていうことになると、そ菜類に始まってなり物についてはですね、植物工場が取って代わってくるんじゃないかと、これは大変脅威です。まだ、米の方まではきてませんが、そこまでの技術を持ってるとですね、病害虫に強い米あるいは高温障害のある米というのはですね、階層型の植物工場が米が将来栽培される可能性だってこれは否めないわけでないわけです。

そういう中でですね、非常に現実的に一番目の質問なんかもですね、あと10年そこそこぐらいでですね半減していくような農家、地域というのはどういうぐあいにしていくんだ。今、私の地域でも、実際に自作してる農家は12戸か13戸です。これで、端から端まで約10キロ近い面積をですね担ってるわけですよ。それは生産調整で畑でいくぶん余ってもですね、やはり米となってくるとですね、大変、手間がかってくる。そういう中で人の配置、これが重要だと思うんです。

で、離農していく農家、この人材をですね、70代前後で離農していく農家をですね、フルタイムでなく、パートで3時間なり4時間なり交代してですね、そういう具合にして人材確保をねやっていくのも、やはり町の政策でないかなと。これには最賃法がひっかかるわけですが、その辺のことをクリアしてでもですね、そういう形でまず人材を確保して、地域の農業を守っていただきたいなと。

それで2番目についてはですね、スマート農業に関係するわけですが、ただただ機材にですね、GPSを付けてやるっていうのは、私は芸がないと。最終目標というのは、やはり空撮と作物の成長を図っていく、これはですねもうデジタル解析しなきゃできない問題でございます。だから光工学、特に赤外線使ってですね、赤外線のスペクトルを色温度で計ってですね、生育状況、肥料の過剰施肥、肥料の足りない、あるいは病害虫にやられてる所、これを色温度で捉えていくっていうのが、すべてがですねデータ解析で、デジタルでやっていかなきゃいけない。非常にハイテク産業を農業に取り入れた、非常にインテリジェンスな農業形態になってくわけですよ。こういうことを目指さないと、ただ機材にGPSを付けただけじゃ、私は、ただ何の成果も上がってこないんでないかなと。この辺についてですね、町長もう少し深く説明していただければ、いいかなと。

で、4番目、5番目についてはですね、今、そういう形で取り組んでいるっていうことなんで、1番目と2番目について、もう一度、町長の答弁を求めたいなと思ってます。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは10番議員の再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

再質問の趣旨にありましたように、将来は北海道が農産物の供給基地になると、これは地球温暖化など見据えていくと、そのことも想定されることだというふうに考えており、やはり北海道は食の産地として、新十津川も当然、食料のおいしいお米ができる産地として、将来しっかり維持をしていきたいという考え方は同感でございます。

一つ目の質問中で、70代の方がパートとして人材確保する必要があるんじゃないかという提案がございました。今、ピンネ農業公社で、いろいろ人手不足を対応するために、いろいろマッチングをしたりということで、いろいろ人材を求めている状況になっており、なかなかその人材確保までは、本当にごくわずかな人数しか至っておりませんが、

やはりそのことが浸透し、多くこの新十津川の農業として人材が不足しているという実態を、この質問を含めながら広く町民に理解をしていただき、これ半日でも2時間でも、その必要な空き時間を必要な農家の方に、いろんな作物の収穫だとか限られた作業でも必要な人手不足の解消につながっていくというふうに考えていますので、今やっているピンネ農業公社のマッチングを更に一層周知しながら、人材の確保に努めてもらうように連携をして進めていきたいというふうに考えております。

二つ目のスマート農業の考え方でありまして、今新十津川で行っているスマート農業については、春作業から収穫作業までフルセットで全部農業機械がスマート農業の機械に対応している状況になってございまして、今質問の趣旨にあったように、ドローンで空撮をして色温度でその状況が分かる、いわゆるセンシング用のドローンも導入をして、その実証実験を今まさに進めている状況になってございます。一目でその色の状態で水田の状況がどのような生育をされているのか、施肥の状況がどのようになっているのか、さらには、これから収穫をするわけでありまして、コンバインで収穫をする際に、それぞれのメッシュごとに水分さらには量さらにはたんぱく質などが即座に分かるような仕組みになっております。これがスマート農業の今の先進的な取組で、これが春から秋まで整ったこの目指すべきスマート農業の姿だというふうに考えております。

ただ、今一つの農家では、その目指すべき姿として実証プロジェクトを行っておりますけれども、全体の農業者にそこまでを一朝一夕というのか、すべての完全なスタイルでできるのかというふうになると相当の費用も投資しなければならないということで、現実的には不可能というふうに考えております。

ですから、まずスマート農業に取り組む、スマート農業の考え方を広く浸透をする、そういうような観点に立って昨年度から、直進アシストの付いた田植え機の町単独の助成事業を行ったのは、そういうスマート農業の推進に町として農業者と共に一緒に歩んでいきたい、そういうことで田植え機の助成事業を行ったところでありまして、その直進アシストの田植え機に、更に今後どのように営農がスムーズにいたり、その防除体制が良くなるのかというところで、2年目、今年はドローンの購入費に助成をいたしました。この助成についても、昨年からの免許の助成についても、関係機関、ピンネ農業公社、農協ともタイアップしてドローンの免許の資格の取れる、そういった環境を去年のうちに整った環境に作っていて、環境がある程度数十人の免許が取れたので、それでは次のステップとして、今年そういうドローンの助成というふうに踏み切ったところでありまして、このドローンの免許についても先ほども説明したとおり、多くの方が免許の取得を希望しておりますので、今後このドローンについては4年間の中で、それぞれ農業者が今持っているビークルだとか、今へりに頼んでる方もいらっしゃると思いますけれども、その方がドローンに移行をしていく、そういうことが目に見えておりますので、ドローンの方を集中的に推進をしていきたいというふうに考えております。

今後、今ほど質問にあったように、センシングドローンでいろいろ色温度が分かるような仕組みが必要になってくるというふうに思います。ただ、センシング用ドローンだとか、特にトラクタ、コンバイン、このことについては、非常に値段も今高い状態になってございます。そこで先ほども少し答弁の中に触れておりましたけれども、少し国だとか道にそのことがスムーズにできるように、しっかり促進対策事業として、このスマート農業が進

める環境を整えてもらう、制度を構築してもらいたいということで要請をしながら、新十津川のスマート農業を広く町民の農業関係機関の皆さん方に周知をし、そのことは新十津川だけではなく、空知の農業の町にも広めていただくように、そのことを推進をしていきたいと考えておりますので、今指定を受けている農業者には大変な負担にはなっておりますけれども、そのことは将来を導くための一つの大きなそういう周知期間であるというふうに考えておりますので、その入っている農業者と共に町は、農業関係機関と一体となってその周知をしながら、そして促進対策事業を進めております。

進める中で、今センシング用のドローンだとか田植え機、トラクタ、コンバインなどもその促進対策事業で導入をしていただきたいというふうに考えておりますけれども、場合によっては、そのことをできないものがあつたときに町としてどうしていくのか、いろいろその部分はその状況を鑑みながら対応していきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、基幹産業が新十津川が農業であることは、いつの時代にあつても変わらないということは改めて申し上げたいというふうに思いますし、これまでの間、農家の皆さんのたゆまぬ努力により、高品質で良食味米生産を継続し、道内有数の米どころとなつてございます。本町の農業経営スタイルは家族経営ということでありますから、このスマート農業で取り入れている家族経営の実証プロジェクト、そのことをしっかり進めていきたいというふうに考えております。今このスマート農業の実証プロジェクトは、今年と来年の2か年事業でありますから、この2か年事業を推進する中で、しっかりそのこと検証確認をし、広く農業者の方にも見てもらつて、そのことを推進していく、そういったことを力強く進めていきたいというふうに考えているところであります。以上申し上げ、10番議員の再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問ございますか。

はい、再々質問を認めます。

○10番（安中経人君） 大分、私の答弁求めてるところにかなり近づいてきております。

そこでですね、やはりこれから今、ギアチェンジをして農業経営スタイルを変えようとして、今までの農地の集積、拡大でですね、機材類の更新だとか、あるいは調製施設の新築だとか、大きな金をいわゆる償却資産を購入してる、その連続なわけですね。

で今、これからまたそこで新たな農業また新しい投資をするということで、非常に農家はやっぱり苦しいわけです、今町長言われたとおり、国にですね、これらについて別枠でまたそういう助成、それに付随して道が助成、で地元負担ということでですね、そういう形で農家の方のですね負担軽減ということが望まれるわけです。

それと、リタイアした農家についてはですね、やはり保健福祉課でやってる生きがい講座だとかいろんなことやってますけれども、やはり人間というのは働くことに貪欲なものを持っているということ。ただただ講座に行くだけでなくでですね、生きがいを求める、そういう人材に生きていく、働くこと、体を動かすことですね、本来持つてる機能ですね、うまく寄せ合つてですね、公社やなんかピンネとですねマッチングをしてですね、人材を確保していただきたい。それが健康で長寿につながる道だと。

農業をしながら、そういう方々も愛おしく面倒見ていくっていうやり方、私は大切ないかなと、このように思います。

いずれにしてもですね、産業として新十津川農業がけん引してるっていうこと。で、農

家ががですねやはり、従前体としてですね負債を背負いながら明日へと走っていくということ。農家がやはりくしゃみをするとですね、6月の補正の中で国民健康保険会計でもですね2,500万という穴が空くわけです。それを無くするためには農業をきちっとやっていただきたいという部分、やはり働く農業経営者がさ、生きがいを持って働くという形にしないと、働く者がばかを見るということにならないような形で、従前と以上に増してですね町長は農政に対してですね力を入れていただきたいなど。いろんなことを含めてですね、必ず公社あるいは経済団体であるねJAピンネとですね綿密な理解を持ってやっていただきたい。私は、そういうことを思いましてですね、答弁は求めませんが、私の考えを述べてですね終わりたいと、このように思います。貴重な時間ありがとうございました。

○議長（笹木正文君） 答弁はいらないんですね。

○10番（安中経人君） 特に私の方からは求めませんが、町長が答えると言え、私は受けます。

○議長（笹木正文君） はい、町長。

○町長（熊田義信君） 私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

是非、今ほど言われたように、働くことに貪欲という言い方がありましたけども、やっぱり働くことによって健康を維持し、そして農家の助けになる、そのことが本当にそれぞれの方が本当にいい状態になりますので、そのことを広められるようにですねピンネ農業公社と繰り返しなりますけども連携をしながら、また町民の皆さん方のご理解をいただきながらですね周知を図ってまいりたいというふうに思います。

さらには、先ほどの質問中にもう少し私が答弁すればよかったですけど、スマート農業の関係の中で、今はやはり初期の段階で農業機械が高いということでもあります。これは機械メーカーも一生懸命、この価格を下げるように努力をしております。そういった中で、数年間がこの初期の広まる、汎用的になるまでの期間、これが5年なのか7年なのか見定めませんが、広まっていくと安くなるのは間違いのない事実だというふうにお互い確認はしているんですけども、その広まっていくまでの期間、これを先ほど言った国や道の促進対策と支援をしてもらわないと、農業者が使いやすい環境になっていかないということになっております。

ですから負担軽減対策として、今は国や道に強く要請をし、それが汎用的に広まったときには今の農業機械と、例えば、トラクターも同じような機械で機能が充実したそういう無人で操作のできる機械になったり、収穫も高性能の機械で今の価格とそう変わりなく、そういったコンバインが購入できるような、そういう足がかりができるまで、しっかりそのことを国と道と連携し、さらに町内の関係の農業機関団体が一枚岩となって基幹産業を守る、基幹産業を守っていかないと、しいては商工業にも影響するということに、私は思っておりますので、やはりうちは農業の町をしっかり守っていくと改めて申し上げ、10番議員の再々質問のお答えといたします。

○議長（笹木正文君） はい、それではよろしいですね。

以上で、安中経人君の一般質問を終わります。

次に、7番、西内陽美君。登壇の上、発言願います。

〔7番 西内陽美君登壇〕

○7番（西内陽美君） 議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、町長に

一般質問をさせていただきます。

質問は、安心すまいる事業の制度見直しについてでございます。

28年4月から既存の安心すまいる事業を拡充し、個人住宅リフォーム及び居住環境整備への助成が、令和2年3月31日を期限として始まりました。事業開始の28年度は、当初助成申請を50件と見込み2,500万円を予算計上しましたが、予想を大きく上回り71件の申請がありました。29年度は56件、30年度は63件の助成実績があります。

年々、町民の方々の需要は伸びていますが、リフォームを希望する件数が余りにも多いために、既に建築業者から年度内の工事を断られている方々が現れています。消費税率改定前の駆け込み発注も予想でき、助成制度の期限内にもかかわらず、制度を利用できない方が出現することは十分に想定できたはずです。

助成対象工事は、町内業者に限られるために、このままでは助成が間に合わないならと町外の業者に工事を依頼することにもなり、町内業者には不利益を生じる結果となります。早急に制度の見直しを行い、助成事業を利用できない町民の方々を救済する措置を講じていただきたいと思っております。町民の皆さま方からは、事業の継続を希望する声を多くお聞きしております。

今までに29年6月には西内が、30年12月には小玉議員が一般質問を通して事業の継続を要望しております。町議会だより30年8月号でも、この事業の効果を掲載いたしました。

町長は、今年度の町政執行方針の中で、この事業の利用実績を検証し、次期対策を検討するとおっしゃいました。できるだけ早い時期に町長の考えを、町民の皆さま方へお示ししていただきたく、お伺いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） それでは、7番議員さんのご質問にお答えをいたします。

安心すまいる助成事業は、平成27年度に策定しました総合戦略の中で、主な施策に掲げている住み慣れた場所で継続して生活できる暮らしの確保を支援することと地域の建設関連産業の活性化を目的に、平成28年度から令和元年度までの4年間で、利用件数100件を目標にスタートいたしました。

この事業は、住宅性能の向上を目的とした改修を助成の対象としていることから、多くの方に利用いただいております。

平成28年度から平成30年度の3か年の実績として、助成件数190件、助成対象工事費3億8,992万1千円、助成金額は5,764万円と当初の目標を大きく上回り、町内全住宅の約7.5パーセントが、本事業を利用して住宅のリフォームが行われたこととなります。

さらに本年度は、8月末までに申請件数48件、助成対象工事費8,435万3千円と昨年同期を上回る申請件数を受けており、改めて需要の多さを実感をしているところであります。

7番議員のご質問の中で消費税率改定前の駆け込み発注も予測できたのではないかとのご指摘でありますけれども、当然認識をしております。これまでも幾度となく消費税率10パーセントへの増税、さらには本年度末で助成事業の終了を迎えることから、円滑な事業推進ができるように、建設協会に周知をしたところでございます。

そのことは、町が制度構築をする、建設協会が事業のPR、営業をする、そういうすみ

分けであるから、そういうことでしていることをご理解をしていただきたいというふうに思います。

しかし、予想を上回る多くの依頼があったようで、企業努力を尽くしてもこなしきれないオーダーが重なり、本年度のリフォーム工事の実施を断念せざるを得ない事例があるという声も一部伺ってございます。

この助成事業については、各方面から事業の存続を求めのご意見も頂いており、新十津川に今後も住み続けたいと思っていられる方にとって、非常に大きな関心事であると認識をしております。

また、ご意見として、早急に制度の見直しを行い、助成事業を利用することのできなかった町民の方々を救済する措置を講じて欲しいとのことでもありますけれども、まずは現行制度の中でできる限りそれぞれ工夫をしながら実施をできるように、建設業者等の努力もいただきながらやってもらいたいということが一つであります。その上で、私が本年の第2回定例会の町政執行方針でも申し上げましたとおり、新制度の内容は、今までの利用実績を検証し、現制度と新制度の利用者の公平感を保ちながら、多くの方にご利用していただけるよう、今検討を進めているところであります。

その内容につきましては、周知期間を考慮し、本年の第4回定例会にお示しをしたい、そしてお諮りをしたいと考えているところでありますので、以上を申し上げ、7番議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 7番議員、再質問はございますか。

再質問を認めます。

○7番（西内陽美君） この事業が始まったときには、町民の皆さま方は、熊田町長が、よくこの事業始めてくださったと、大変喜ばれておりました。私もこの事業は、住民ニーズと町内の経済の活性化を融合させた画期的な政策であり、熊田町長でなければ、なし得なかった事業だというふうに思っております。熊田町長就任中は、この事業を継続すべきではないかなということも思っております。

ただ今のご答弁の中では、新しい制度を第4回定例会中で上程されるということですので、町民の皆さま方からの受け取り方としては、事業が継続されると、3月31日限りで事業がなくなるというふうに受け取るのではないかと思います。そういう解釈でもってお聞きをいたしますが、新制度を組まれた場合に、その見直しとしましては、助成回数の制限の緩和ということについて、再質問としてお伺いしたいと思っております。

現在の条例によりますと、条例といたしますか、今の制度によりますと、住宅改修に対する助成金の交付は、同一の住宅について1回限りとなっています。条例で定められた助成額は、対象工事費の5分の1、上限は50万円です。

建設課からの報告によりますと、30年度は対象工事費が、30万円の方が2件とのことでした。条例によれば、30万円であれば5分の1の6万円の助成を受けられます。そしてその後は、それ以上安心すまいる事業での助成は受けられません。上限まであと44万円の助成枠があってもです。

そこで、現在の申請回数の変更についてのお考えをお伺いしたいと思っております。

例を上げますと、例えば、今回は設備業者による室内工事で200万円かかったので、40万円を助成。その後新たに屋根の塗装業社への工事が必要になり80万円かかった。80万円

の5分の1であれば、16万円の助成額になりますが、この方には既に40万円の助成をしているので10万円の助成としますというように、上限内で2回以上の申請を可能としてはいかがでしょうか。工事内容によっては違う業者へ工事を分散して発注することもできますし、合計の工事金額も増額することから、本町の経済効果も期待できます。

また、この事業には、将来の空き家対策へもつながるのではないかなど、私は考えております。

30年度のリフォーム工事申請者は、60歳代が一番多く、次に70歳代、50歳代と続きます。仮にこの事業でリフォーム工事をした60歳の方が、将来住宅を賃貸あるいは売却したいと考えたとき、明らかにリフォームをしていない住宅よりも早く借り手や買い手が現れることが期待でき、空き家をつくらないこととなります。

この事業の財源には、地方交付税の算入が見込める有利な起債を充当できます。助成回数制限の緩和はメリットが多いと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは7番議員さんの再質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず誤解のないように説明をさせていただきたいんですけども、総合戦略、先ほどの答弁中に触れておりますけども、この制度の構築をするときに、総合戦略を立てるときとやっぱり一致をしながら、やっぱり住みやすい、住んでいただきたい、ずっと住んでもらいたいという思いを込めて、安心すまいるの助成事業を創設をいたしました。

そういった中で、その次がどうなるかということを考えてやっているわけではなく、この短期間で、今住んでる方が、ずっとこの機会を有効に活用して住み続けたい環境をうまく建設業者の方と打ち合わせをしながら、このチャンスを有効に活かしてもらいたいという形の中で進めさせていただいたところであります。

当然、住宅の持ち主のいろいろな経済的な都合もありますから、そのことはいろんなことがありますので、今本当はやりたいけどもできないという、そういう方もいらっしゃるかもしれませんが、この期間に集中して、ちょっとしたことなく総合的に住宅を持っている方の全体的な今後ずっと住み続ける環境の住宅を一度考え直す機会ということの中から、建設業者が、中に住宅の持っている、いわゆる世帯主とのいい密接な打ち合わせ協議をして、この機会を有効に活用して最大限の助成額は50万あります。その50万ある中で、屋根壁だけではなく、例えばボイラーも一緒にだとか、いわゆるエアコンをつけるだとかいろんなことがその中で相談をすることによって、世帯主の意向に応える、そういう相談をしながらいろいろ今までやってきた実績があります。

ですから単に、例えば、今屋根、壁と言いましけど、屋根、壁の今まであった工事が多かったと、それだけでなく、中に入った電気関連だとかボイラー関連だとかを含めた工事もたくさんある。このことは、この事業をですら有効に活用して、そして、声を聞いて、建設業者が自分の建設の得意な分野だけでなく、関連の横の業者と連携をし、その世帯主の声を聞いて、この住宅のリフォームを進めてきたということでは、非常にその方に対してはその事業の有効性なり、非常に綿密に対応してやっているということになっております。

ただ一方では、いろいろな資金計画だとかいろんなことが、一つのボイラーだけにとど

まっただとか、そういう低額の補助金利用者の声もあるのも実態としてとらまえているのは、私どももよく承知をしているところであります。

そういった中で、今、何回もいいのではないかという質問の答えを求めているところでもありますけども、そのことを今は担当課で、この現行制度をどのように活用しているかということと、今後どのようにその制度を再制度として結びつけていくのかということでは、いろいろそういった利用実績を検証しながら、今まで先にやった人との不公平感もやはり払拭をしなければなりませんし、それだったら新しい制度があるんだったら無理して今年のうちにはしなければよかったということにもなっても困るわけですし、2回、3回あったときに、まとめてやったけどもいろいろそういった不都合だとか、利害得失が出てくると思います。そういった中をいろいろ担当の方で今吟味をし、検証をしております。

ですから今段階ではお答えはできませんけども、現制度と新制度の改めて利用者の公平感を保ちながら、多くの方が、今後も住み続けられる環境にしていくっていうことでは、私もそういったことで執行方針に書き記してございますので、そういった制度を構築をしていき、第4回定例会でお示しをするということを再度申し上げ、ちょっとお答えは重複するかもしれませんが、今の段階では、これをこうするよっていうことの段階ではないということでもありますので、よろしく願い申し上げます、再質問の答弁といたします。

○議長（笹木正文君） 再々質問ございますか。

はい、再々質問を許します。

○7番（西内陽美君） 再々質問は、町民の皆さま方への周知ということについて、お話をお聞かせいただきたいと思いますが、第4回に新しい制度が案として上程されるということですが、それまでの期間は、やはり町民の皆さん方にすれば大変不安にあるわけですね。ですから今回の第3回定例会の後の、例えば、広報等でそういった町長の考えを町長の執行方針のお答えとして、皆さま方にお知らせする方法ってないんでしょうか。

執行方針のやはりその年度内に検討した結果をお話しされるようなふうに取り上げて皆さんおられますので、第4回12月になります、12月過ぎると広報が翌年1月、2月になりますので、それまでやはり住民の方々には不安なままでいらっしゃいますので、やはり町長の考えとして、住民の皆様方の不安を払拭するための何か周知方法をどうとられるかということをお聞かせいただきたいと思います。

制度は新しい制度として考えられるということは十分承知しましたので、周知の点でよろしく願いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） まず、今の質問中にありましたとおり、執行方針でもちょっと言葉の解釈として、ちょっと読み取れなかった部分はあったのかと思いますけども、執行方針の中では、新制度を構築していきたいという思いを込めて、書き記させていただきました。

周知の方法として、具体的なことについては、第4回定例会でお示しをいたしますから、それを可決いただいたならばその周知の方法については、広報等で周知をすることになります。

しかしながら、今はまだ現制度がありますので、今周知をすると、現制度と新制度の誤

解もありますし、今の現制度がそのまま継承されるのではないかというふうに読み取られても、その周知が誤った周知になっていくのではないかというふうに思います。

ですから、今7番議員さんからの質問のお答えをし、新制度を構築をし、第4回定例会でお示しをいたしますということが、きっと議会広報なりで周知がされるというふうに思いますので、そのことをもって周知をしていただくことが一番いいのではないかなというふうに思っています。

町としても、第4回定例会でお決まりした段階では、ちゃんと建設協会とも打ち合わせをしながら、また建設協会が営業していかないと、そのことは町民のやはり住み続けられる環境になっていきませんので、そのことはやっぱり営業部隊として建設協会ともしっかり勉強しながら、新しい制度をしっかりと町民の方にわかりやすく周知をするように推進をしていきたい、啓蒙していきたいということを申し上げお答えとさせていただきます。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

以上で、西内陽美君の一般質問を終わります。

次に、3番、進藤久美子君。登壇の上、発言願います。

〔3番 進藤久美子君登壇〕

○3番（進藤久美子君） 議長のご指示をいただきましたので、一般質問、今日は町長の方に一般質問をさせていただきたいと思っております。

国民健康保険税、子供の均等割軽減について、お伺いさせていただきます。

国民の4人に1人が加入している国民健康保険が、他の医療保険制度に比べ、大変重い負担を強いられている制度になっていると言われております。

雇われて働いている人が加入する健康保険では、保険税は収入に保険税率を掛けて計算されており、家族の人数や保険税に影響することはありませんが、国民健康保険税は、所得割、資産割、均等割など合計して算定されております。幸いなことに、本町においては、保険税の収納率も高く安心しているところですが、加入者の中には高く支払いが大変、でも税金だけは一番先に支払わなくてはならないので最優先して払っているとの声を多くお聞きしております。

ついては、子供の支援策の一環として、本町において、子供の均等割軽減についてを考えてみてはと思いますが、町長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、3番議員さんの質問にお答えをいたします。

冒頭、質問の中にありました、大変重い負担を強いられている制度というふうな質問の内容がありましたけれども、後ほども詳しく説明をいたしますが、この重い制度ということではなく、それぞれの制度がありまして、国保は国保で公平な町民負担を行ってやっているということでもありますので、重い制度があるわけでありませぬので、誤解のないようにしていただきたいと思います。

はじめに、本町の国民健康保険の加入状況について申し上げます。

令和元年8月末日現在の加入世帯数は893世帯で、被保険者数は1,560人となっております、

総人口に占める割合は23.8パーセントと、近年は微減傾向にあります。このうち18歳以下の被保険者数は128人で被保険者全体の8.2パーセントという割合になってございます。

国民健康保険事業の財政運営に当たっては、被保険者から徴収をする国民健康保険税が主な財源であり、その賦課に関しては、国民健康保険法施行令において負担能力に応じて賦課される所得割や資産割の応能分と、受益に応じて賦課される均等割や平等割の応益分の合計額を賦課することが規定されております。

この規定に基づき、必要に応じて税率の見直しを行いながら国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、必要とする財源の確保に努めているところであります。

ご指摘のとおり、雇われて働いている人が加入する健康保険と国民健康保険には税額の算定方法に違いがあるため、不公平感を抱く方がいることは否定はできませんけれども、それぞれの負担方法で適正にやっているということだけは、改めて申し上げたいというふうに思います。

国保税には低所得者世帯の負担軽減を図るため、所得に応じて2割、5割、7割の軽減措置に関する規定があり、年々その範囲の拡充が進められております。なお、本町の国保加入世帯で18歳以下の被保険者がいる72世帯のうち31世帯が、この軽減を受けている状況でもございます。

そこで、子どもの均等割を軽減してはどうかとのご質問でありますけれども、均等割軽減を導入した場合に生じる保険税の減収分について、その補てんをどこに求めるかということが大きな課題であると考えます。

平成30年度の国民健康保険都道府県単位化への移行後、国及び道では費用と負担の公平化の観点から、法定外繰入の解消を推し進めており、各自治体に対してもその方針を強く打ち出しているところであります。

このように、一般会計からの繰り入れが困難な状況下では、最終的には保険税率を上げ、子どもがいない世帯の被保険者に減収分の税負担を求めることで補てんに充てる以外には方法はないものと思われまます。

この場合、高齢者世帯や低所得者層の負担増加が発生いたします。加えて、被保険者間の税負担の公平性の観点からも、ご質問の子どもの均等割軽減の導入については考えていないことを申し上げます。

本町では、総合戦略に掲げた目標を踏まえ、第3子以降の給食費無料化や得きっずカードの交付、医療面でも18歳以下の医療費無料化など、様々な子育て支援施策の拡充に取り組んできたところであります。

今後においても、これらの子育て世帯の負担軽減施策を継続し、子育て世帯から住んで良かったと思われるようなまちづくりに努めてまいることを申し上げ、3番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問ございますか。

再質問を認めます。

○3番（進藤久美子君） 町長の方からは、子供の減免制度、それは考えていないということの答弁をいただきました。また、減収分をどこから持ってきたらいいのだろうかというお話もいただきました。既に仕組み自体が国の制度になっているわけですから、本来であれば国に見直しをいただくべきものなのだと、私も考えるところでございますが、な

かなかそのようにはならないのが実態ではないでしょうか。

全国知事会でも政府に対し、子供の均等割減免を要望しておりますし、道議会においても、7月12日の最終日、国民健康保険の子供にかかわる均等割保険税減免措置の導入を求める意見書が全会一致で可決され、政府に送付されているということもお聞きしております。

また、全国の自治体でも意見書が多く取り上げられている中、23市3町が全国で減免を行っている、また、行っていききたいと答弁して報道されております。北海道では、既にその制度も2自治体で行われております。旭川市でも行われておりますし、中空知では、今年より隣の赤平市で取り組まれているということもお聞きをしております。

先ほども町長の方から答弁ありましたように、一般会計の繰り入れはできるだけしないでくださいという国からの指導が来ていると聞いていますが、今のところ法定外繰り入れをして減免に携わっているところでも、ペナルティーを受けてるっていう自治体はないということでございます。

ふるさと納税の町長にお任せっていう項目があるように、ふるさと納税を財源に軽減措置を行っているところもあり、さまざまな工夫をして、この子供の減免制度、導入に向けて力を入れている自治体は多く見られております。

本当は国の制度が変わっていくのが本当に一番いいことなのですが、地方から声を出して、地方から少しずつ私たちは頑張ってるこういうふうにやってるんだよっていう姿を見せることによって、国も少しずつ動いていくんじゃないかと思ひまして、今回は、私はこのことを一般質問させていただくことにしました。

本町においても、多くの子育て支援策、他の町からは本当に新十津川の子育て支援は素晴らしいよねっていうお褒めの言葉をいただいております。本当にそういうのはうれしいお言葉だと考えております。この際、国の制度を待たずに、独自の子育て支援策として、先ほど町長が申しましたように第3子以降の給食費の無料化、保育料の無料化と一緒に、この多子世帯の子供の減免制度、均等割の減免について、再度検討するお考えはないでしょうか。町長に再度お伺いします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは3番議員さんの再質問にお答えをいたします。

国の方に全国知事会で要請していること、さらには道内、さらには全国でも子供の均等割軽減を実施している自治体は、あることは私も承知をしております。

そういった中で、国の制度の中でそうなっていけば全体の公平感が保たれた中で、そういう国保税の減免がうまくスムーズに公平感の中で推進できるというふうになりますけども、それが無い中で、町の一般会計から繰り出しをする、そのことにおいても計算をすると、合計で約360万くらい金額が必要になってまいります。しからば360万は、これは誰のお金だということになると、ふるさと納税っていうその提案もありましたけども、一度この町に来たら町民の財産であります。いわゆる町民の皆さんの税金と同じような形の中で、そのことを埋めるのかっていう形になりますので、それが本当に埋めることが有効なのかどうかということをよく判断しなければならないというふうに思います。

今子育て支援策で進めているのは、全体の子供に広く及ぶもの、それと多子世帯と、限

定をして、町は子育て支援策を推進をしております。

そういった中で、国保税に入っているお子さんだけになってくると、やはりその一つのテリトリーというのが、一つの固まりだけのお子さんだけのそういう持つ保護者に対しての減免措置になってまいります。その減免措置は、多くの360万は全体にかかわる、違ったお子さんを持つ者、さらには高齢者からも全部にかかわるお金がそこにいくことがいいのかどうかという判断をしなければならないというふうに思います。

その350万というお金は、全体に等しく町民のやっぱり福祉向上だとか、そういったお金に使った方がいいっていう形が望まれるのではないかというふうに私は考えていることもあって、一般会計のからの繰り出し、繰り入れは行うことはできないっていうことを改めて申し上げ、今回の質問には答えられないことを答弁とさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（笹木正文君） 再々質問。

再々質問を許します。

○3番（進藤久美子君） 冒頭にも、お話をさせていただいたんですが、本町でも支払が高くて大変というふうな声もお聞きしております。今のところ収納率もそんなに高くないので心配することはないと思うんですが、今後、どうしても払えなくなったときの方法として、分割納付については、どのようなお考えかを再々質問でお伺いさせていただきたいと思います。

国保税の分割納付につきましては、前も私が質問させていただいたときに、災害や事故、突然の離職など、急激な変化によって納期限の納付が困難になった方については、納税相談に応じて分割納付を認めるケースもあるというふうに町長は答弁されていると思います。もし今後、ないことには幸いなことなのだと思いますが、転ばぬ先の杖みたいな感じで、もしそういうふうな事態があった時には分割納付、どのようにお考えになるか、町長のお考えを最後にお聞かせ願って、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

趣旨に反しているかどうか話。

ちょっと最初の本来の質問からちょっと外れてるんですけども、それでも健康保険税という面からでは若干関連があるんで、もし可能であればと思いますけど。拒否も結構です。

では、町長、よろしく願いします。

○町長（熊田義信君） 大分、質問の趣旨とは異なるというふうに思いますけども、今の質問中にありましたように、国保税の徴収率が高いのは町民の皆さん、いわゆる国保税に入っている皆さん方のご理解とやっぱり負担納税義務をしっかり考えていただいて、そのことを守っていただいているから徴収率が高い実績になっております。このことは非常に新十津川は、他の町と比べて非常に高い率になっておりますから、改めてその国保税の加入者にお礼を申し上げたいというふうに思います。

また、仮に今言った事例が生じた場合には、うちにはいろいろ税の負担の負担方法にいろいろ相談機能がありますので、その相談に応じる体制はありますから、そのことだけ申し上げ、質問のお答えといたします。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですね。善意で答えてくれたとっておいて下さい。
それではここで、14時35分まで休憩といたします。

（午後 2 時24分）

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後 2 時35分）

○議長（笹木正文君） 次に 1 番、井向一徳君。登壇の上、発言願います。

〔1 番 井向一徳君登壇〕

○1 番（井向一徳君） それでは議長の許可をいただきましたので、私、議員となって初めての一般質問をさせていただきますと思います。

私からは、実験農場におけるスマート農業の取組についてということで、実験農場、里見にございますけれども、開所されてから25年が経つのかなと思ってございます。

現在はミニトマト、メロン、甘露、軟白長ねぎ、ブロッコリー等の苗を供給していただいておりますし、新規就農者等の講習会等も開催され、一組合員として大変ありがたいことだなと思っております。

今は苗の供給の他に菌床シイタケの栽培、また、今年からイチゴの栽培も始めたということをお聞きしております。

今、本町ではスマート農業実証プロジェクト事業ということで、家族経営の水稲一貫作業、白石農園でありますけれども、もう実装ですね、実装が進んでおります。これに関しましては8月の30日に経済文教常任委員会でも調査させていただいたところでございます。

本町の基幹作物は水稲でありますけれども、施設園芸も高収益作物として農業者の所得のかなりのウェイトを占めております。

そこで、時代に即した新しい農業技術の習得が本来の目的であろうと思っております実験の場においてですね、施設園芸の部分で既存のハウスを利用して環境制御技術、また、I O T による物と物とをインターネットでつないで環境モニタリングといった技術を導入したスマート農業を実践してみたいかがか、町長のご答弁を求めたいと思っております。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、1 番議員さんのご質問にお答えをいたします。

ご質問の内容にございましたとおり新規就農者技術修得センターは、平成5年の竣工以来、25年以上経過し老朽化が著しい状況であったことから、昨年度、内装を始めとした施設の改修を行ったところでもございます。

また、冬期間の雇用確保や若手農業後継者などへの技術修得に向けた施設として、しいたけハウスを1棟増設するなど施設の充実を図ってまいりました。

修得センターは、今年度からピンネ農業公社が令和5年度までの5年間指定管理者となり、新たにイチゴの栽培やブルーベリーの販売など、高収益作物の試験栽培などにも取り組んでいる他、これまでと同様にピンネ農協の重点振興作物の作付け維持のため、引き続き、各種種苗の供給にも取り組んでいるところであります。

さて、習得センターにおいてICT、IOTなどを導入し、本町施設園芸のモデルとした取組を実践してはという1番議員さんのご質問でありますけれども、現在、スマート農業技術の開発、実証プロジェクトについては、全国で69の地区が採択されており、その内八つの地区が最先端技術を導入した施設園芸として、トマト、きゅうり、イチゴ、ピーマンなど様々な作物の実証が、うちの水稻と園芸作物の部分として進められているところであります。

これらの実証結果については、本町のプロジェクトと同様に農林水産省を通じて広く周知されることとなっております。

現在実施をしている道内のプロジェクトにおいては、収穫ロボットやカゴ交換ロボットなどロボットと人が共存する形で、安全で効率的な運用の実証を行っておりますが、ロボットを効率的に運用するための施設整備などに多額の費用や改修が必要となっております。

このため、修得センターへの導入に向けては、ピンネ農業公社の構成団体でもあるピンネ農協とも相談しなければなりません。まず、各プロジェクトの実証結果を踏まえるとともに、修得センターの各種施設や機械の更新と合わせて、どのような設備投資が効果的かを検討していくことが必要と考えております。

また、将来的にそれぞれの本町農家が施設園芸において、最先端技術の導入に向けた設備投資と採算性についても助言できるような体制が必要となってくると考えております。

いずれにいたしましても、施設園芸についても人出不足の解消や労働時間の軽減を図ることの重要性は十分に認識をしているところであります。修得センターにおけるICT、IOT技術を活用したスマート農業の導入については、令和2年度まで行われる全国の八つのプロジェクトの実証結果を分析し、新十津川の施設園芸に適しているかどうかを踏まえながら、今後、判断をしていきたいと考えていることを申し上げ、1番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はありますか。

再質問を認めます。

○1番（井向一徳君） 今ほど町長のご答弁の中で、2年間の実証の結果を見てからというお話をいただきました。

私は、なぜこんなこと言うかといいますと、私もいち農業者でございます。正直10年ぐらい前までは、平年並みの気温といたら、だいたい基本気候というのは分かったんですけども、ここ近年、本当に雨が偏ったり、本当にね、降らない時期は降らない、平年並みの気候って一体どれなんだろうというのは分かんない状況です。

今のスマート農業実証プロジェクト、水稻の部分でいいますと、なぜ実証期間が2年かというのは、ただその1年間ロボットトラクタ動かして、コンバイン動かして、それでいいというわけじゃないです。目的の一つは、それを基にした次年度作への細かな施肥調整、そういった技術の蓄積なんですよね。一番ネックになるのは、ハウス、施設園芸の部分でもそうです。環境をモニタリングすることによって、この温度、この湿度だったらこういった病気が出やすいというようなのが、そのデータの蓄積が自分達農業者の経験の蓄積と同じことだと僕は思っています。

今、実は、あるハウス農家さん、トマト作られている方なのですが、この天候に

よって過湿になったのかどうか分かりませんが、かびがトマトの葉っぱについて困っているというようなお話も聞いております。

やっぱり、その新しい技術をいっぺんに導入するのではなくて、そういった本当に身近なデータといますか、湿度、気温、これをモニターしてどういう症状が出たのかというのから始めてもいいのかなど、すべて実装しちゃうと大変な金額になりますので、その辺、町長どういうふうにお考えになってるか、お願いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、1番議員さんの再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今まさに気候の変動で、今ほど質問にあったように雨がかたまったり集中的になったりだとか、本当に農業者の方は今までの多くの気象条件の蓄積、経験知からの蓄積が、今、なかなか分かりづらい状態になっているのは、よく承知をしており、肌でも感じているところであります。

そういったことから、今後、必要なモニタリングをうまく活用し、農作物の病気だとか、適材たる施肥をしっかりとやっていくことが求められているということは、今の質問の内容から訴えていることだというふうに理解をしております。

ちょっと話は遠回りになるかもしれませんが、今新十津川で水田の方の一貫体制の現場実装をしております。これは一つの農家をしておりますけども、先ほどもちょっと10番議員さんのお答えになったかもしれませんが、その1年間の実装ばかりでなく、町としてそのスマート農業を進めるために直進アシストの田植え機を導入したり、今年、ドローンの導入をしておりますということをお話をさせていただいて、十分、予算中でも議論させていただいておりますから承知のことと思えますけども、今質問にあったように、園芸作物中でも、一貫体系の中では、春から収穫するまで、いろんなスマート農業を駆使した形の中で作業機械が必要になってまいります。

今ほど質問の中にありましたように、その部分をとって先にいろんな園芸作物を取り組むために必要なセンシング用の環境モニタリングだとか、そういったものが必要ではないかという提案ではないかなというふうに、今質問の中から伺っているところでもありますけども、このことについても、農協がいろいろ園芸作物を広めている大きな母体になっておりますし、その園芸作物を推進していく農業振興計画もお持ちでありますので、このことは先ほども言いましたように、農協としっかりタイアップをしながらこの園芸作物を推進をしていく、その中で今のこの気象状況の変化の中で、そういうものが必要なかどうかいろいろ協議を重ねながら、先んじてスマート農業を一貫としたものが将来的に必要なだということは見えていても、先んじてその部分的なものが必要なのかどうかについても、関係の農業機関とともに協議を重ねながら、そういったものを検討し、町としてそのことをしっかりリードしながら協議を重ねていきたいということをお願いして、1番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問ございますか

はい、再々質問を許します。

○1番（井向一徳君） 今ほどJAとの当然、調整をとっていただくということは必要

なんだろうなと思います。

私も、そのJAピンネの園芸振興会の副会長をやらさせていただいております。やはり規模拡大に伴って、やっぱり園芸振興作物というのは、年によって微増はするんですけども、総体的にはだんだん減っていったって、このような状況です。

水稻一貫のプロジェクトにしても、水稻で労力が軽減される、その分、畑作施設園芸と、そういった連携をとっていただきたいなと思いますし、また、前段で町長がおっしゃられた規模拡大に伴う、例えば、畑だとか施設の利用、新規就農者の受け皿になればというお話もございましたけれども、新規就農者が就農しやすい、そういった環境のデータとソフト面でのサポートもできるのではないかなと思ってございます。これはあくまでも、私のこれからの要望でございます。

答弁は求めませんので、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（笹木正文君） 答弁は。

○1番（井向一徳君） いや、求めません。

○議長（笹木正文君） はい、それでは答弁なしということで。

以上で、井向一徳君の一般質問を終わります。

次に、5番、小玉博崇君。登壇の上、発言願います。

〔5番 小玉博崇君登壇〕

○5番（小玉博崇君） それでは、議長のお許しがございましたので、私の方から一般質問をさせていただきたいと思っております。

私の方からは、地域防災力強化に向けた消防団員確保の取組についてを、ご質問をさせていただきたいと思っております。

昨今、気象の変化により、非常に大きな自然災害が各地で頻発している状況が見られております。本町においても地域防災力を高めるために、地域防災マネージャーを配置した自主防災組織への支援の強化、その他行政区自治会館における防災資機材の整備、また、避難所の電源確保等、あらゆる面で今整備を行っているところであります。

しかし一方では、地域防災力の要となる消防団員のみならず手が不足をしている状況が伺えます。

現在の状況としては、新十津川消防団は現在、定員より8名少ない状況になっているのと、団員の平均年齢も現在48歳にもうすぐとどくと、そういう状況にあります。ちなみに、全国的には消防団員の高齢化約40歳という中から比べますと、本町の消防団員の高齢化が全国よりかなり進んでいるという状況も伺えます。

このような状況の中、自然災害や火災時に向けて、平時から住民の生命、財産を守るための訓練や啓発行動を行い、要員、動員力、そして地域密着性、即時対応力、この三つの機能を備えた消防団機能を維持、向上していくには、団員の確保が必要不可欠となっていきます。

昨今の社会現象、高齢化や人口減少を考えますと、こういった消防団の確保というのはこれまで以上に、今後、確保が難しくなることが予想されます。加えて、先ほど申し上げましたとおり、全国各地で災害が発生しており、本町もいつ何時、この災害に見舞われ被害を及ぶリスクが高まっている状況の中、この本町の地域防災力の充実強化に向けた消防団員の確保を町として、どのように今後取り組んでいくのかを、町長のお考えをお伺いし

たいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、5番議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、消防団の皆さまにおかれましては、自ら本業をお持ちながら崇高な郷土愛の精神をもって、町民の生命と財産を守るため、日ごろから厳しい訓練を行い、活動をしていただいております。火災のみならず、大雨や台風などの気象災害の対応をはじめ、遭難者の捜索にもご尽力いただいております。心から敬意を表するものでございます。

さて、5番議員さんのご指摘のとおり、本町の消防団につきましては、平成27年度末には、定数の103人を満たしておりましたが、以降、若干定数割れの状況が続き、本年8月現在の団員数は95人で充足率は92.2パーセントとなっております。

現在、消防団員確保につきましては、各分団で分団長が中心となり、消防団員自らが地域の住民に対して勧誘に回り、定数確保に向け努めているところでございますが、なかなか入団にはいたっていない状況にあります。

このことは、滝川地区広域消防事務組合を構成する五つの市、町、皆が抱える課題となっていることから、滝川地区広域消防事務組合としても、消防団員の確保のため広報で消防団の活動を紹介したり、ホームページにおいて消防団員募集と掲載したりするなど周知を図っている他、今後においては、消防団入団要件の居住条件の緩和などを検討していると伺っております。

町といたしましては、これまで消防団の充実強化のため、消防、防災資機材の購入、分団消防車両の更新、消防団第一分団詰所の改築など環境整備に努めてまいりましたが、今後においても消防団の環境整備のため計画的に機器、車両の更新を図ってまいりたいと考えております。

また、消防団員のなり手不足の要因の一つに、消防団活動の全体像が分かりにくいとの懸念があることから、広く住民を対象に消防団の活動に対する理解が深められるよう広報等で分かりやすくお知らせするなど、消防団員自らが地域の住民に働きかけをしやすい環境をつくるとともに、住民に対して自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図り、消防団の加入につながるよう努めてまいりたいと考えております。

昨年、新十津川消防が公設100年を迎えました。この歴史は、先人の皆様のたゆまぬ努力の賜物であり、脈々と受け継がれてきた深い郷土愛そのものであります。時代が変わってもこの良き伝統が次世代に受け継がれ、充実した消防体制となるよう関係機関と連携を図り、町民が安心して暮らせる地域づくりを進めてまいることを申し添え、5番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問ございますか。

はい、再質問を許します。

○5番（小玉博崇君） 今ほど町長の答弁にありましたとおり、今、団員の確保は、それぞれの分団長がかなりご苦労しながら声をかけているんですが、私達各議員も各分団の後援会という立場で団長さんともお話をすると、そのご苦労は計り知れないなというような状況を感じております。

今ほど言ったように、消防団自体が住民にあまり理解されていなくて、そこに入ったらもう夜はお酒一滴も飲めないんじゃないかだとか、そういった理解不足というところも多々あるというふうにもお聞きしておりますので、町としても消防団への理解促進のために、是非、積極的に広報等をお願いをしたいというふうに思っております。

それで二つ目の再質問なんですけれども、今、この消防団の確保は全国的に課題になっておりまして、国でもこのことを検討する会というのがありまして、その報告書の中には、これからは多様な人材が消防団に参加を促すということから、女性また地方公務員、学生などの参加を促すというような報告書があります。国のデータでは、そのとおり、やはり女性の団員が徐々に増えてきたりとか、被雇用者ですね、昔はほとんどが被雇用者は50パーセントぐらいだったんですけれども、現在国の状況としては75パーセントが被雇用者というふうになっております。要はサラリーマン団員ということになっています。

そういったことで、本町役場職員も現在2名の若い職員の方が、消防団に参加をさせていただいて、団員として、日々活躍をさせていただいております。そういった中で、役場職員の消防団への参加について、今後、町としてどのように考えているか、それを再質問させていただきたいというふうに思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 今ほど5番議員の再質問の中で、これから多様な人材が求められているということでございます。女性団員も新十津川にはおりますし、広域消防事務組合の職員でも、女性の職員が今入っているという状況になってございます。

さらには、全国的には大学のある市では学生も消防団に加わって、地域の消防団活動をしているという実態も承知をしているところでありますけれども、新十津川の中ではなかなか学生を消防団員に迎えるということは困難である環境にありますので、そこは無理かなというふうに思っております。

その中で今ほど言った公務員の中でうちの役場職員、今2名が消防団として活動しております。消防団の積極的な活動という形の中で、出初め式だとか消防演習などでも、役場職員がしっかり消防団の皆さん方と連携をしながら、団員の一人として、団員のそれぞれの役割を果たしている姿を見て、その送った2人については大変でありますけれども、その任務をしっかり果たしていることには、私としても非常にありがたいと思っておりますし、その力を有効に活かしている実態を見ると、非常に光栄であるとも思っているところであります。

今後においてどうしていくのかということの再質問でありますけれども、今ほど質問の中にあつたように、大雨、台風、強風、いろんな災害がいつ何時起こるかわかんない状態になってございます。関東付近でも日曜日、月曜日という深夜に大雨が降っている状態から、どこでもそういう災害が起こる実態でありまして、新十津川もそのいつ何時起こるそういう災害を対応しなければならないということを考えております。そういった中では、行政としてできるものと、そして、町民の皆さん方にご理解をいただき、自助、共助、そして公助の部分の役割の中で、新十津川は本当に自助、共助の部分が、本当に皆さん方の積極的な協力のおかげで非常に良い体制が本当にできていることは、本当に非常にありがたいことだというふうに思っております。

そういった中で、役場職員が消防団にどのように関わっていくかということになってございますけども、その災害対策本部、それと現場出動、それと排水機場の稼働の管理、そういうことを考えていくと、今、2人送っていることが現実、大変な状況でありまして、今後の災害対応を考えているときには、現状維持が全体の災害の公助として、いろいろ災害対応する現場の確認やら、それと現場の対応考えと、この現状維持をしていきたいということを考えていることを申し上げ、質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問ございますか。

はい、再々質問を認めます。

○5番（小玉博崇君） 今後も現状の2名、2名は役場職員から団員を出していただくというような答弁だったかなと思いますが、実際ですね、今ほどお話があったとおり、町内の中で団員を出せる、若い職員を出せる企業というふうになると、本当に限られてくるかなというふうに思います。

そういった中で、今ほどあったように、確かに災害になったときには、災害対応という、役場職員としての職責というのがどうしてもかかってきますが、それは多分、どの職場においても災害が起きたときには、それぞれの職場における災害対応というのが出てくるというふうに思います。

実は隣町の雨竜町では、役場職員から5名出しているというような状況もお聞きしていますのと、やはりその災害のときには、どうしても災害対策本部に職員が配置されるので、例えば、そういった時はその職員は、災害対策本部として動いて、火災の時、動ける範囲で消防団としての活動をしていただくというような取り決めというかですね、そういう中で役場の中から団員を数多く出しているというところも多く見られるというふうに聞いております。

是非、私はですね、新十津川町役場、これから本町の地域防災力を高めるに当たっては、やはり他の企業よりむしろリーダーシップをとっていただいて、2名とはいわず、やはり5名、雨竜に負けない5名、またそれ以上の方が団員として活躍できるような体制をとっていただきたいというふうに感じているのと、若い職員の育成にとっても、このボランティア精神だとか、あと地域住民との連帯感だとか、町職員としての信頼感だとか、そういった意味では、職員を育成するという意味でも大変有意義な取組かなというふうに思っております。

是非、そういったことで、現状は2名ですけれども、今後、更に団員が不足するという状況を踏まえて、もっと積極的に若い職員が団員になっていただけるような取組を、町長自らが働きかけていただきたいなということと、特に若い職員の中で、やってみたいという方が出てきた場合には、積極的に消防団に送り込んでいただきたいというふうなことを考えておりますが、町長はいかが考えますでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、5番議員さんの再々質問にお答えをさせていただきます。

冒頭、お答えの中でお話をさせていただきましたけども、非常に厳しい環境にはありませんけれども、今、各分団長が地域にいろいろ消防団員の不足に対して、消防団員の不足を

充足するためにいろいろ勧誘活動を積極的にしている状況になっております。そういった環境の中には、町はやっぱりその後押しというのか、側面的な支援をしていく、そのことが、地域は地域で守っていくというそういう一番望ましい姿になっていくのではないかなというふうに思っております。

ただ、いつまでもそういうことが続くのかということ、確かに疑問はないわけではありませぬけども、できる限りそのことを維持をしていきたいというのが、私の考え方です。

そして、今ほど役場職員を増やすことができないのかという中で、今行っている2人もいろんな業種の方と、本当に世代間も違う先輩の方々からも、いろいろご指導だとか、いろんなことを教えてもらう、さらには、いろんな話し合いの中で、役場にいると分からないことが分かったりだとか、それはまさに今質問にあったように、消防団員になることによって、幅広い見識だとか経験を持って、今後、公務員生活の中では、かけがえのない財産というのですかね、そういったものを得られていることは十分承知をしているところであります。

提案のありましたように、災害の時は別であるけれども、火災の時だけ増員はできないのかというような質問だったというふうに思いますけれども、一度、そのときに消防団員入ると、火災の時だけ行くということになるとですね、やっぱり消防団員の仲間として連帯感だとか、やっぱり消防団員の皆さん方は、本当に団長の指揮命令の中で一致団結、行動を共にするという、何と言うんですか連帯感というものは非常に高く、非常に崇高な使命の中に団長の指揮の下に行動するという状態になっておりますから、やはり火災の時だけ行くというふうになると、やっぱり消防団の指揮命令の関係の中では、やっぱりなかなか統率がしづらくなってくるのかなというふうに考えます。

そういった中では、やっぱり行くときにやっぱり人数が何人という形で、火災も災害も含めてということが私は望ましいというふうに思っております。その時を考えると、災害の役場の持つ本部機能を考える時に、雨竜の役場で5人行ってるのに、うちが行けないのかということとしては、職員数からするとちょっとそのお答えにはならないかもしれませんが、うちの職員数の中でも、やっぱり排水機場が多かったり、道路の延長が長かったり、水田の面積があったりだとか、そういった面では広範囲のそういう守備範囲の中で、いろいろ建設課の対応、そして林道の対応、さらには農地の対応だとか、その排水機場の対応とか、非常に広範囲にわたっているという状況もご理解をしていただければというふうに思います。

将来はどうかは今明言はできませんけれども、今の段階では、町は側面的な支援をしながら、町から送るのは2名の範囲の中で維持をしていくということ繰り返しになりますけれども、そのことをお答えとし答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

以上で、小玉博崇君の一般質問を終わります。

次に、2番、村井利行君。登壇の上、発言願います。

〔2番 村井利行君登壇〕

○2番（村井利行君） 議長のお許しが出ましたので、町長に一般質問をさせていただきます。最後の質問者になるかと思っております。

先般8月28日行われました総務民生常任委員会の席上、報告事項として総務課より説明がありました新定住促進対策事業の検討結果についてであります。本事業を導入した平成26年から平成30年までの全人口に対する社会増減割合の平均では、マイナス0.19パーセントと管内で一番高い数値となっております。すなわち管内で一番流失が少なかったということでもあります。

そして、この制度の利用者のアンケート理由では、正に助成金があったという回答が全体の56パーセントを占め、助成金による促進が功を奏していると伺えます。制度を策定され、それを押し進めてこられた理事者及び職員の皆様に対して賛辞を贈りたいと思います。

又今後、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで、多少マイナーチェンジはされますけれども、この制度を継続する旨、説明がございました。まさに共感をするところであります。

そこでご提案であります。この優遇制度を住宅購入者だけでなく、賃貸住宅を利用し本町に転入して来られる方々にも優遇してはいかかということでもあります。

毎年、町営住宅に申し込みをしていますが、競争率が高くてなかなか当選できないとか、民間アパートの家賃が高くて家計が苦しいですとか、色々聞かれます。私も調べてみましたら築4、5年以内であれば5万5千円から約7万くらい、滝川でこんな感じですね。

又一方では、アパート新築助成制度、即ち町内にアパートを建設する方に対する助成制度がございまして。おそらくアパートの絶対数が少ないのと、町営住宅を建てるよりかコストカットになるというのが理由だと思います。

大家さんに助成をしてアパートをたくさん建ててもらおう。又入居する人にも助成をして、たくさん新十津川に住んでもらい人口減少に少しでも歯止めをかけるというのはいかがでしょうか。

この民間賃貸住宅家賃補助制度、導入している市町村調べましたら結構ございまして。あえて町名は言いませんけれども、転入してきてすぐ転居した場合ですとか、既に住居している人はどうするのか、色々制度設計としては難しいところはあるかも分かりませんが、住宅購入者との一部公平性を期すためにも、是非、この民間賃貸家賃補助制度の導入を検討されてはいかかかということをお聞きをしたいと思っております。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、2番議員さんの質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

質問の中にもありましたけれども、現行の定住促進対策事業につきましては、平成26年度から平成28年度までの3か年の時限措置として事業をスタートさせましたが、平成27年度に人口減少の抑制に向けた総合戦略を策定し、高校生以下の医療費無料化や第3子以降を対象とした教育費の支援など、子育て、教育施策とともに定住促進施策を加速化させたため、今年度末までを期間として取り組んで参りました。

この結果、8月末現在の約4年半で、新築住宅が100件、中古住宅が34件の申請があり、うち町外からの転入は78世帯233人で、中学生以下のお子さまは80人に上っております。

このような取組による成果もあって、平成25年度以前は、年間50人規模での社会減とい

う状況でありましたが、本制度を導入した平成26年から今年の8月末までの平均、4年半の平均でありますけれども年11.4人の減少に留まっております。これは、今ほどのご質問にもありましたけれども、中空知管内で比較しますと、管内で一番、社会減の影響が少ない結果となり、定住促進事業の一定の効果が現れたものではないかと分析をしているところであります。

このことから、定住促進事業を継続すべきとの判断から、本定例会に事業期間の延長をしたいとする条例案を付議させていただいたところでございます。

また、定住施策は、総合戦略の大きな柱であります子育て支援と教育環境の充実の着実な推進によって、若い世代の方が暮らしてみたいまち、子育てしやすいまち、そして、新十津川町に魅力を感じ、本町を選んでいただくことを基本としております。

妊娠、出産、未就学、小中高の子育て、教育の支援、戸建て住宅の購入とライフステージに合わせた支援方策を整えているところでもございます。

さて、ご質問にありました民間賃貸住宅の家賃助成により、本町を選んでくれるきっかけの一つになることは考えられるところでございます。

しかしながら、民間アパートの現状を見てみますと、独自調査では、本町には介護、障がい者施設を除きますと約20棟115戸が存在をし、立地条件や建設年数の違いもあり、85パーセントの入居率ではありますけれども、本町のアパート建設の助成を利用し、建設された住宅につきましては、数戸の空きがあるもののその空き住宅も1年以上の空きではないとお聞きをしており、全般的に町内の賃貸住宅は不足している状況にあります。

また、本町の家賃の状況は、今ほど質問にありましたけれども、こちらの方の独自調査でいきますと、2LDKの平均で5万6千円、滝川、砂川平均では若干それより高く、6万円弱くらい、若干新十津川が安いのかなという状況で確認をしているところであります。

公営住宅においては、若い世代の方は新しい建物を希望することから、現在進めている共同賃貸住宅建設の助成によって、民間事業者の力でアパートの建設に取り組んでいただいているところでもございます。

このように、まず若い世代の方がアパートなどの住める環境を確保することを最優先に取り組んでいるところであり、2番議員さんと同様の考え方にはありますけれども、まず、家賃助成による効果を否定するものではございませんけれども、財源も限られているということもありますし、集中的に進めることで効果が期待できることもあって、現時点においては、共同賃貸住宅の建設助成に限らせていただく、そういう支援を充実していきたいという考え方を申し上げ、2番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、再質問を認めます。

○2番（村井利行君） 民間賃貸家賃補助制度を導入している自治体なんですけれども、先ほどあえて申し上げないと言いましたけれども、ちょっと何市町村かご紹介をしたいと思えます。

まず、奈井江町なんですけれども、これは若年の単身世帯や夫婦世帯と、あと子育て世代の方のため為に5年間月額で最大限1万円という助成があります。その他に、中古、新築住宅購入補助もあるということで、二本立てでやっております。

あと三笠市なんですけれども、ここも若年世帯、単身世帯の賃貸住宅の家賃の一部補助と

いうことで、市外から転入し、賃貸住宅に居住されている40歳未満又は中学生までのお子さんがある方等、これは3年から5年で2万から3万補助ということです。ちょっと変わっている所であれば、倶知安は、高齢者ですね、60歳以上に補助と、あるいは身体障害者の方、あとは子育て世代、若年世帯ということで、わりとバラエティーに富んだ市町村がございます。

他の自治体で導入しているから、本町でも取り入れてはどうかと言うのではなくて、定住促進制度を更にグレードアップして、人口減少に歯止めをかける方策としては、是非、検討をいただきたいということで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（笹木正文君） 答弁は。

○2番（村井利行君） すみません。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、2番議員さんの再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

いろんな事例の中で効果が現れているという町の実態も今質問にありましたように、当方でも承知をしている状況にあります。

先ほどお答えの中で申し上げましたように、今の新しい民間のアパートが不足しているという状況になっております。

そのようなことから、やはりなかなか新たなそういう政策を打っても、なかなか人が入って来れる環境にはないっていうことからですね、もう少しこのことについては十分に検討しながら政策を決めていきたいというふうに考えておりますし、これは一つの私の政策というより、もう少しちょっと長いスパンで5年だとか5年以上のスパンで考えることが一番望ましいのかなっていうふうに思っております。

というのはやっぱり、その入居者にとって、その首長が変わってすぐぱたんとなくなるっていうことでは、なかなかその制度設計の中ではうまくいかないというふうに考えておまして、やはり次の総合計画の見直しの中で十分検討する機会をとらめたいというふうに思っておりますし、そのときに今の新しいその民間の賃貸住宅がどのような状況になってるかということ、よく状況分析した上で、制度としては非常に有効な手だてとして、先進的な町として、人を入り込んでもということは何い知れておりますから、それがタイミングとしていつなのかということ、ちゃんと十分検討していきたいということ、申し上げ、再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上で、村井利行君の一般質問を終わります。

これを持ちまして、一般質問を終了いたします。

ここで15時35分まで休憩といたします。

(午後3時24分)

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後3時35分)

◎議案第55号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第55号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第55号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について。

新十津川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

14ページをお開き願います。

提案理由でございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、よろしくご議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） ただ今上程いただきました議案第55号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について、内容の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、成年被後見人等を、資格、職種、業務等から一律に排除する欠格条項の規定が削除され、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと、約180の法律が改正されましたので、町においても、条例で参照している法律の号番号等の改正が必要となりましたので、関係する3本の条例について、一括して改正を行うものでございます。

お手元に配付しております新旧対照表も合わせて参照いただきますようお願いいたします。それでは新旧対照表21ページをお開き願います。

第1条関係、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正、第2条関係です、職員の分限に関する条例の一部改正でございますが、共に地方公務員法の一部改正による改正となっております。

地方公務員法第16条各号には、欠格条項として、職員となることが出来ない者などが規定されておりますが、その第1号、成年被後見人、被保佐人の規定が法律の改正により削られ、第2号以下の条文が、順次繰り上がることとなりましたので、町の条例において参照している部分について削除あるいは号番号の修正を行うものでございます。

次に、第3条関係でございます。新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正は、家庭的保育者になることが出来ない者として、児童福祉法第34条の20第1項第4号に、成年被後見人、被保佐人の規定がありましたが、法律の改

正により削られ、第2号以下の条文が、順次繰り上がることとなりましたので、町の条例において参照している部分について、号番号の修正を行うものでございます。

次に、議案にお戻りいただきまして、13ページをご覧いただきたいと思っております。

附則でございます。

第1項、施行期日ですが、第1条、第2条については、地方公務員法の一部改正の施行日に合わせまして、令和元年12月14日からの施行、第3条につきましては、法律の改正合わせて、成年被後見人等の欠格条項を単純に削除するのみの改正であることから、公布の日からの施行とするものでございます。

第2項、第3項は、経過措置に係る規定で、この条例の施行の日前に、改正前の条例、規則に基づき行われた処分等あるいは改正前の地方公務員法により職を失った職員の期末手当及び勤勉手当の支給については、改正前の条例等の定めによることを規定してございます。

以上、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第55号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第56号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第56号、新十津川町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第56号、新十津川町税条例等の一部改正について。

新十津川町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

21ページをお開き願います。

提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正並びに町民税の法人税割の税率の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 平田智子君登壇〕

○住民課長（平田智子君） ただ今上程いただきました議案第56号、新十津川町税条例等の一部改正についての内容について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新十津川町税条例につ

いて、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容の1点目は、法人町民税法人税割の税率の引下げでございます。

2点目として、単身児童扶養者を非課税措置対象者に追加し、個人町民税の非課税範囲の拡大を図るものでございます。

3点目として、軽自動車税のグリーン化特例に関して、重課の規定を整備し、軽課に関する規定を新設、また、環境性能割の非課税及び減免等の取扱いを北海道と同様の取扱いができるように改めるものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表25ページをご覧ください。

この改正条例は4本立てになっておりまして、はじめに第1条関係ですが、第34条の4につきましては、法人町民税法人税割の税率の定めで、税制改正による令和元年10月1日からの法人税割の税率引下げに伴い、平成30年度から本町が採用している標準税率について、現行の100分の9.7を100分の6.0に引き下げるものでございます。

また、この改正と関連のある35ページ中段の第3条関係の第1条の2のうち、第34条の4の改め規定及び38ページ上段の附則第2条の2については、従前に採用していた制限税率の引下げに関する規定のため削除するものでございます。

なお、法人税割の税率改正による影響額として、平成30年度決算ベースで試算した場合、約420万円程度の減収が見込まれます。

25ページに戻りまして、第36条の2につきましては、町民税の申告の定めで、第6項の次に第7項として、前年に支払を受けた給与で年末調整の適用を受けたものを有する納税義務者が個人町民税の申告時において、申告書の記載事項の一部を省略することができる旨の規定を追加し、第7項以降を繰下げるものでございます。

次に、第36条の3の2につきましては、個人町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の定めで、見出し中、申告書の名称を扶養親族等申告書に改め、26ページに移りまして、第1項第2号の次に第3号として、当該申告書の記載事項に単身児童扶養者を追加し、第3号以降を繰下げるものでございます。

次に、第36条の3の3は、個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の定めで、前条と同様の規定を追加するとともに、引用条項等の整理を行うものでございます。

また、ここで言いました単身児童扶養者とは、前年の総所得金額等が48万円以下である児童について、児童扶養手当の支給を受けている父又は母のうち、婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない者のことでございます。

次に、27ページ下段の第36条の4につきましては、町民税の不申告に関する過料の定めで、文言と第36条の2の改正に伴う引用条項の整理を行っております。

28ページの附則第15条の2から30ページの附則第15条の6までは、軽自動車税の環境性能割の特例に関する規定になりまして、まず、附則第15条の2として、環境性能割の非課税の定めで、消費税率引上げに伴う臨時的措置で、環境性能割の税率の適用区分が1パーセントの軽自動車を令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した場合に限り、非課税とする旨の規定を新設するものでございます。

次に、附則第15条の2を附則第15条の2の2に改め、第2項、第3項及び第4項として、いわゆる燃費不正など、偽りその他不正により燃費性能に係る認定が取り消され、環

境性能割の額に不足額が生じた場合、自動車メーカーなど当該認定等の申請をした者などを取得者とみなして環境性能割の納税義務を課する規定を新設するものでございます。

29ページ下段の附則第15条の6につきましては、環境性能割の税率の特例の定めで、第15条の2の改正と同様に、第3項として適用区分が2パーセントの軽自動車を令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した場合に限り、税率を1パーセント軽減する臨時的軽減の規定を新設するものでございます。

次に、附則第16条から33ページの附則第16条の2までは、軽自動車税の種別割の特例に関する規定でございます。

まず、30ページの附則第16条につきましては、種別割の税率の特例の定めで、グリーン化特例について3段階で改正するもので、第2項から第4項で重課の規定を整備し、排ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない軽自動車が、令和元年度及び令和2年度に初回車両番号指定を受けた場合に、翌年度分の種別割に限り軽課の規定を新設するものでございます。

次に、32ページの附則第16条の2につきましては、種別割の賦課徴収の特例の定めで、附則第15条の2の2の改正と同様に、不正等により燃費性能に係る認定が取り消され、種別割の額に不足額が生じた場合に関する規定を新設するものでございます。

引き続き、33ページ中段の第2条関係について、ご説明申し上げます。

第24条につきましては、個人町民税の非課税の範囲の定めで、第1項第2号の所得割の非課税の範囲に、子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受け前年の合計所得金額が135万円未満の単身児童扶養者を追加するものでございます。

次に、34ページの附則第16条につきましては、軽自動車税の種別割の税率の特例の定めで、第5項として適用対象を電気自動車に限定した上で、令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた場合、その翌年度分の種別割に係る軽課の規定を新設するものでございます。

35ページの附則第16条の2の種別割の賦課徴収の特例の定めについては、前条の改正に伴い引用条項の整備を行っております。

引き続き、中段の第3条関係について、ご説明申し上げます。

この改正は、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するもので、第1条の2のうち、第82条第2号アの（ウ）について字下げの整備を行ったものでございます。

次に、36ページの附則第15条の3及び附則第15条の3の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の非課税、課税免除及び減免の特例の定めで、当分の間、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は市町村に代わり北海道が行うため、本町の非課税、課税免除及び減免の取扱いについては、北海道の自動車税の環境性能割と同様の取扱いとするために規定を新設するものでございます。

次に、37ページの附則第15条の6につきましては、環境性能割の税率の特例の定めで、重課に関する規定を整備したものでございます。

引き続き、38ページ中段の第4条関係について、ご説明申し上げます。

第1条のうち、第48条第12項の次に第13項から第17項として、大法人に対する申告書の電子情報処理組織、いわゆるエルタックスによる提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法について、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用する

ことが困難であると認められる場合、申告書及び添付書類について、書面により提出することができることとするための規定を追加するものでございます。

次に、41ページの附則第1条の施行期日及び附則第2条の町民税に関する経過措置では、第48条の改正に伴い、それぞれ引用条項の整理を行っております。

次に、議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。

議案書の20ページ中段になります。

附則第1条では施行日を令和元年10月1日と定めてございます。ただし、第1号で第3条及び第4条の規定の施行日を公布の日、第2号で第1条中第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定の施行日を令和2年1月1日、第3号で第2条中第24条の改正規定及び附則第3条の規定の施行日を令和3年1月1日、第4号で前号の改正規定を除く第2条及び附則第5条の規定の施行日を令和3年4月1日と定めてございます。

また、第2条、第3条及び第4条は町民税、第5条及び第6条は軽自動車税について、それぞれ改正条例の適用における経過措置を定めてございます。

以上をもちまして、議案第56号、新十津川町税条例等の一部改正についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第56号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第57号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第57号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第57号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正について。

新十津川町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

新旧対照表の43ページをお開き、ご参照願います。

不正競争防止法等の一部改正する法律の施行に伴い、工業標準化法が産業標準化法に、日本工業規格が日本産業規格にそれぞれ改めたことによる改正であり、別表中の名称を改めるものでございます。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行をするものでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第57号について、提案理由並びに内容の説明を終わ

ります。

◎議案第58号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第58号、新十津川町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第58号、新十津川町印鑑条例の一部改正について。

新十津川町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、旧氏での印鑑登録並びに印鑑登録証明書への旧氏の併記を可能とするため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 平田智子君登壇〕

○住民課長（平田智子君） ただ今上程いただきました議案第58号、新十津川町印鑑条例の一部改正についての内容について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が本年4月17日に公布されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領が一部改正され本年11月5日から実施されることから、新十津川町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、本人の申請により、住民票及び個人番号カードに、現在の氏の他に旧氏の併記が可能となることから、印鑑登録事務においても、証明書の記載事項に旧氏を追加するとともに、登録印鑑として旧氏の印鑑の使用を可能にするものでございます。

ここで言う旧氏とは、例を挙げますと、婚姻により氏を改めた方の婚姻前の氏を指すものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表45ページをご覧ください。

第2条につきましては、登録資格の定めで、第1項で文言の整理を行っております。

次に、第10条につきましては、印鑑登録の抹消の定めで、第4号に住民基本台帳の記録に変更があると登録を抹消しなければならない事項として、名の次に法施行令第30条の13に規定する旧氏を追加するとともに、引用条項の整理を行っております。

次に、46ページに移りまして、第11条につきましては、登録できない印鑑の定めで、第1号では名と又は氏名の次に、また第2号では氏名の次に、それぞれ旧氏を追加するもの

でございます。

次に、議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。

議案書の25ページの附則では、施行日を令和元年11月5日と定めてございます。

以上をもちまして、議案第58号、新十津川町印鑑条例の一部改正についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第58号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第59号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第59号、新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第59号、新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正について。

新十津川町児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

小学校又は中学校を卒業する児童生徒の保護者のうち、その経済的負担を軽減する必要があると認められるものに対し、卒業アルバム代等を支給するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては教育委員会事務局長よりご説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 後木満男君登壇〕

○教育委員会事務局長（後木満男君） ただ今上程いただきました議案第59号、新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正について、内容の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、小学校又は中学校において、就学援助を受ける児童生徒に対する支援費目の追加でございまして、卒業アルバム代等を支給するための改正でございます。

新旧対照表の47ページをお開き願います。

第3条第1項に第14号として、卒業アルバム代等、小学校又は中学校卒業する児童生徒に対して通常制作する卒業アルバム、卒業記念写真等の購入費を加え、第4条第3号中の引用規定第13号を第14号に改めるものでございます。

議案に戻りまして、附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第59号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第59号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第60号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第60号、新十津川町定住促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第60号、新十津川町定住促進条例の一部改正について。

新十津川町定住促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

裏面の30ページをお開き願います。

提案理由でございます。

失効期限を延長するとともに、奨励金の額等を見直し、今後も継続して中期的な定住人口の増加を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） ただ今上程いただきました議案第60号、新十津川町定住促進条例の一部改正について、内容をご説明申し上げます。

定住促進対策事業につきましては、平成26年度から平成28年度までの3年間の時限措置として事業をスタートさせましたが、平成27年度の総合戦略の策定に連動して、事業期間を3年間延長し、今年度末までの期間として取組を進めているところでございます。

事業期間が終了するにあたっての事業実績の分析や、本町の置かれた状況の検証によりまして、定住促進対策事業には一定の効果があり、今しばらく事業を継続すべきとの判断に至りましたので、事業期間延長を柱とする一部改正条例について付議させていただくものでございます。

では、内容を説明をさせていただきます。お手元の新旧対照表49ページから51ページも併せて参照願います。新旧対照表49ページでございます。

第2条、定義、第7号でございますが、転入者について、現行では、転入前1年以上、本町以外の市町村等の住民基本台帳に記録されていた者としておりましたが、これを転入前3年以上に改正するものでございます。

これまでも特に問題が発生している訳ではございませんが、想定され得るケースとして、自宅の建替えを行うに際して、一時的に町外に転居し、1年の建築期間を経て、再度、転入するといったことが行われた場合、条例上、町外者という扱いになってしまうといったことが起こり得ることから、3年という期間に変更をするものでございます。

第4条、交付対象者、第1号ですが、現行制度では、新築住宅取得奨励金対象者を、令和元年12月31日までに表題登記の完了、定住をした者としておりますが、表題登記は、法律上の義務であり必ず成されるべき行為であることから、定住したことのみに交付の要件とし、これを削除してございます。

第5条、奨励金の額でございますが、第1項は、新築住宅分、第2項は、中古住宅分として、それぞれ規定しておりますが、全ての区分において、奨励金の額を現行の金額から20万円減じた金額として設定をしてございます。

第3項は、新たに追加した規定でございますが、交付対象者又はその配偶者の父又は母が町民であるときは、奨励金の額に20万円を加算するというものでございます。

今後の町の大きな課題でもある独居高齢者の対応に際して、子世帯の転入によって、親世帯への見守りや介護支援が期待できるようになること、また、子世帯にとっても、親世帯から子育ての支援を受けることが期待できるなど、親世帯、子世帯双方にとってのメリットが期待できることから、これらを促進したいとして20万円の加算を行うとするものでございます。

次に、51ページ、附則、第2項でございます。事業期間を令和2年3月31日から令和5年3月31日へ3年間延長するというものでございます。

それでは、議案にお戻りいただきまして、29ページをご参照ください。

附則でございます。

第1項、施行期日ですが、令和2年4月1日から施行したいとするものです。

第2項以降は経過措置で、第2項につきましては、事業期間を延長するに伴い、現行の新築住宅取得奨励金事業の対象外でありました令和2年1月1日以降の定住者を、改正後の制度の対象とするものでございます。

第3項は、奨励金の申請時期に係る経過措置で、新築住宅に係る表題登記の完了の日が令和元年12月31日以前の日である者の申請期限を、表題登記後3月から表題登記後6月とすることで、令和2年4月1日以降に改正後の奨励金申請を可能にするものでございます。

第4項は、中古住宅購入者に係る経過措置で、本条例の施行日前に住宅を購入し、定住した者については、現行の制度の適用を受けることができることとするものでございます。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第60号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第61号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第15、議案第61号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第61号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

38ページをお開き願いたいと思います。

提案理由でございます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴い、特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 長島史和君登壇〕

○保健福祉課長（長島史和君） ただ今上程いただきました議案第61号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての内容のご説明を申し上げます。

その前に、本年10月1日から国で行います幼児教育、保育の無償化事業に関する内容について、ご説明いたします。

既に現行法に基づく個人給付の対象になっている認定こども園、幼稚園、保育所等について、本町においては新十津川保育園が該当しますが、子ども・子育て支援法を改正し、利用者負担を無償化する措置が講じられますので、今回、本条例の改正が生じました。

就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令を改正し、3歳から5歳までの児童の利用者負担を無償化する措置が講じられます。

新十津川幼稚園、滝川幼稚園などの子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業などで市町村の認定を受けたものについても、子ども・子育て支援法の改正により無償化されます。

支給の要件といたしましては、3歳から5歳までの小学校就学前の子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子どもとなっております。

費用負担につきましては、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1となっておりますが、本年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填されます。

施設等利用給付の上限額は、幼稚園などにおきましては、月額2万5,700円となっております。預かり保育事業については、日額450円として月額1万1,300円が上限額となっております。

なお、国で無償化の対象としているのは、入園料や保育料であり、送迎費や主食費及び副食費は対象外となっておりますが、町の施策として副食費、おかず代につきましては、3歳から5歳までの保護者は、所得及び子供の数に関わらず無償化いたしますので、町か

ら幼稚園に保育費と副食費を支払うことにより、保護者の方は送迎費やその都度徴収される経費をご負担いただくこととなります。

今回の新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、国の改正に基づき条例を改正いたしますので、副食費を徴収することができる内容となっております。

町の施策としての副食費無償化につきましては、別途、規則にて定めることといたします。

なお、新十津川保育園の児童につきましては、3歳から5歳までの児童は、保育料が無償となりますが、主食費及び送迎費は実費負担となります。0歳から2歳までの児童は、住民税非課税世帯等は既に減免等が適用されておりますが、住民税課税世帯は現行どおりの保育料となります。

保護者への説明といたしましては、新十津川保育園の保護者につきましては、提出していただく書類はございませんので、保育園を通じて説明文書を配付し周知いたします。

新十津川幼稚園、滝川幼稚園の保護者につきましては、提出していただく書類がございますので、幼稚園を通じて説明文書を配付し、9月13日、金曜日に説明会を開催する予定となっております。

それでは、内容のご説明をいたします。新旧対照表は53ページからとなっております。

第3条、一般原則については、保育施設は子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された保育を行うことが明記されました。

第5条は、保育施設を行う内容及び手続きの説明及び同意について、保育費用に関する事項が整理されております。

53ページ、第6条から、56ページ、第11条までは、給付認定を教育・保育給付認定に改める等の用語の整理でございます。

56ページ、第13条、利用者負担額等の受領は、保育施設が保護者から受け取ることできる費用の項目について整理されており、住民税非課税世帯の子ども及び多子世帯の一部を対象として副食費が無償となることも明記されております。

60ページ、第14条、第16条から62ページ、第21条、第24条から64ページ、第28条、第30条、65ページの第32条、第34条から71ページの第41条までは、給付認定を教育・保育給付認定に改める等の用語の整理でございます。

71ページ、第42条、特定教育・保育施設等との連携は、町長が認めた場合における、連携施設の確保義務の緩和及び免除が新たに定められました。

74ページ、第43条、76ページ、第46条、77ページ、第47条、第49条は、給付認定を教育・保育給付認定に改める等の用語の整理でございます。

78ページ、第50条、準用は、第8条から第14条までのうち、第10条及び第13条を除き、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用し、読み替えるものでございます。

79ページ、第51条及び81ページ第52条は、給付認定を教育・保育給付認定に改める等の用語の整理及び特定地域型保育事業者が利用地域型保育を提供する場合の規定の適用を定めております。

82ページ、附則の第2項、特定保育所に関する特例は、基準内閣府令改正に伴う用語の

整理でございます。

85ページ、附則の第5項、連携施設に関する経過措置は、連携施設の確保が著しく困難な場合は、連携施設を確保しないことができる期間が5年から10年に改正されました。

議案書、38ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例は、令和元年度10月1日から施行いたします。

以上、議案第61号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第61号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第62号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第16、議案第62号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第62号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第5号。

令和元年度新十津川町一般会計補正予算第5号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,367万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億1,265万7千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第62号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第5号の内容をご説明申し上げます。

46ページ、47ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算補正事項別明細書によりまして、補正のある款のみご説明を申し上げます。総括、歳入。

9款、地方特例交付金。補正額569万3千円、これは、幼児教育無償化に伴う、当該取り組みを行う自治体に対して交付される交付金でございます。計1,719万3千円。

14款、国庫支出金。補正額1,332万5千円、これは、プレミアム付き商品券事業に600万円、幼児教育無償化に係る例規改正43万2千円、同じく、無償化に伴う施設等利用に係る

交付金で689万3千円の合計額でございます。計4億2,411万5千円。

18款、繰入金。補正額1,120万6千円、これは、財源充当のための繰入金でございます。財政調整基金より447万3千円、子ども夢基金より226万8千円、森林環境譲与税基金より446万5千円の合計額でございます。計7億9,679万円。

19款、繰越金。補正額922万1千円、これは、前年度繰越金からの財源充当でございます。計1億2,000万円。

20款、諸収入。補正額2,423万3千円、これは、去る6月10日に発生いたしました奥徳富行方不明者捜索に係る捜索依頼者からの負担金23万3千円と、プレミアム付き商品券売払い収入2,400万円の合計額でございます。計1億9,264万3千円。

歳入合計。補正額6,367万8千円、計71億1,265万7千円。

次に、歳出でございます。

2款、総務費。補正額348万3千円、計12億1,208万8千円。財源内訳は、一般財源348万3千円。

3款、民生費。補正額4,648万7千円、計12億6,895万4千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で1,332万5千円、その他2,626万8千円、一般財源689万4千円。

4款、衛生費。補正額68万8千円、計5億4,961万7千円。財源内訳は、一般財源68万8千円。

6款、農林水産業費。補正額446万5千円、計5億2,507万円。財源内訳は、特定財源、その他で446万5千円。

8款、土木費。補正額853万6千円、計7億7,254万5千円。財源内訳は、一般財源853万6千円。

9款、消防費。補正額1万9千円、計3億5,606万7千円。財源内訳は、特定財源、その他で23万3千円。一般財源、減額の21万4千円。

歳出合計。補正額6,367万8千円、計71億1,265万7千円。財源内訳、特定財源で国道支出金1,332万5千円、その他3,096万6千円、一般財源1,938万7千円でございます。

次に、歳出の内容について、ご説明を申し上げます。

58ページ、59ページをお開き願いたいと思います。

2款1項10目諸費。補正額348万3千円、計2億170万8千円。財源内訳は、一般財源348万3千円。内容を申し上げます。事業番号5番、税等還付金348万3千円。これは、平成30年度障害者自立支援給付費等の国庫及び道費負担金の精算によりまして還付金が生じたことから、これを補正計上するものでございます。

次に、60ページ、61ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額3,000万円、計1億9,945万円。財源内訳、特定財源、国道支出金で600万円。その他で2,400万円。内容を申し上げます。事業番号14番、プレミアム付商品券事業3,000万円。これは、消費税10パーセントへの引き上げに伴う家計負担緩和や地域における消費の喚起、下支え対策として住民税非課税者又は3歳未満児の子育て世帯主に対して、25パーセントのプレミアム付き商品券を本年10月1日から販売するため、この商品券の換金代金分費用を補正計上するものでございます。

なお、商品券のプレミアム分費用については、100パーセント国庫補助金として充当されるものでございます。

続きまして、2項1目児童福祉費。補正額1,648万7千円、計5億5,490万6千円。財源内訳は特定財源、国道支出金で732万5千円。その他で226万8千円。一般財源は689万4千円。内容を申し上げます。事業番号12番、幼児教育無償化事業1,648万7千円。これは、子供子育て支援法の一部を改正する法律による幼児教育無償化事業の実施に伴う私立幼稚園、認可外保育園利用に係る保護者負担分の保育料、入園料、副食費相当経費及び今回の無償化に係る条例等例規の整備に係る経費について、補正計上するものでございます。

なお、当該対象経費に対しましては、現行の就園奨励費及び副食費の町負担分を除きまして、国庫支出金及び子ども子育て支援臨時交付金によって充当されるものでございます。次に、62ページ、63ページをお開き願います。

4款1項2目環境衛生費。補正額50万8千円、計4,125万7千円。財源内訳は一般財源50万8千円。内容を申し上げます。事業番号4番、浄化槽設置整備事業50万8千円。これは、合併浄化槽設置に係る補助金申請額が、当初予算を上回る見込みとなったため必要額を補正計上するものでございます。

続きまして、2項1目塵芥処理費。補正額18万円、計1億3,423万9千円。財源内訳は、一般財源18万円。内容を申し上げます。事業番号2番、不法投棄等対策事業18万円。これは、本年度実施しております捕獲奨励制度などの効果によりまして、アライグマの捕獲駆除頭数が大幅に増加し、今後も増える見込みであることから、当初、160頭分を見込んでおりました小動物廃棄処理に係る手数料について、不足見込み相当経費を補正計上するものでございます。

次に、64ページ、65ページをお開き願います。

6款2項1目林業振興費。補正額446万5千円、計4,762万8千円。財源内訳は特定財源、その他で446万5千円。内容を申し上げます。事業番号1番、林業行政推進事業446万5千円。これは、森林環境譲与税を活用した取組の具体的方法が、北海道森林室より示されたことから、本町においては、森林整備、資源活用の推進に係る整備可能な林分を把握するため、人工林か天然林かの判読、作業道の現況確認などを調査し、施業可能な林分をリストアップするための業務を委託する経費を補正計上するものでございます。

次に、66ページ、67ページをお開き願います。

8款1項1目土木総務費。補正額135万3千円、計2,410万6千円。財源内訳、一般財源で135万3千円。内容を申し上げます。事業番号5番、農業集落排水事業特別会計繰出金135万3千円。これは、大和地区農業集落排水処理場で非常用通報装置、非常用エンジンポンプ制御盤などに故障が発生したため、これを改修するための経費を農業集落排水事業特別会計に繰り出すものでございます。

続きまして、3項1目河川総務費。補正額718万3千円、計7,447万円。財源内訳は、一般財源718万3千円。内容を申し上げます。事業番号2番、河川維持管理事業718万3千円。これは、学園沢川の本復旧について、籠マット多段式護岸とする工事工法が固まりましたので、これに係る費用を補正計上するものでございます。

次に、68ページ、69ページをお開き願います。

9款1項1目消防総務費。補正額ゼロ。財源内訳、特定財源、その他18万円、一般財源減額の18万円。内容を申し上げます。これは、財源更正でございまして、去る6月10日に発生いたしました奥徳富行方不明者捜索救助活動に係る消防団分の活動経費について、捜

索依頼者から費用負担がございましたので、当該経費分について、これを財源充当するものでございます。

続きまして、3目災害対策費。補正額1万9千万円、計1億4,380万4千円。財源内訳、特定財源、その他で5万3千円。一般財源減額の3万4千円。内容を申し上げます。事業番号6番、搜索対策事業1万9千円。これにつきましても、ただ今ご説明いたしました奥徳富搜索救助活動に係るそらち森林組合の出役に係る費用について、搜索依頼者からの費用負担を充当し、出役2名分の経費について、そらち森林組合に対して負担金として支出するものでございます。

以上で、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第62号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第63号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第17、議案第63号、令和元年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第63号、令和元年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号。

令和元年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,151万3千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第63号、令和元年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号の内容について、ご説明を申し上げます。

74ページ、75ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算補正事項別明細書によりまして、補正のある款のみご説明をいたします。総括、歳入。

2款、繰入金。補正額135万3千円、これは、一般会計からの繰入金でございます。計

2,371万円。

歳入合計。補正額135万3千円、計3,151万3千円。

次に、歳出でございます。

1款、農業集落排水事業費。補正額135万3千円、計1,179万円。財源内訳は、特定財源、その他135万3千円。

歳出合計。補正額135万3千円、計3,151万3千円。財源内訳、特定財源、その他で135万3千円。

次に、歳出補正の内容について、ご説明を申し上げます。

78ページ、79ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目維持管理費。補正額135万3千円、財源内訳、特定財源、その他で135万3千円。内容を申し上げます。事業番号1番、農業集落排水施設維持管理事務135万3千円。これは、一般会計土木費の補正内容説明でご説明申し上げましたとおり、大和地区農業集落排水処理場で非常用通報装置、非常用エンジンポンプ制御盤等に故障が発生したため、これを改修するための経費を補正計上するものでございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第63号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎会議時間の延長

○議長（笹木正文君） ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は、延長といたします。

ここで17時まで休憩といたします。

(午後4時45分)

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後5時00分)

◎一括上程の議決

○議長（笹木正文君） ここで、お諮りいたします。

次に上程いたします日程第18から日程第22までの案件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18、認定第1号、平成30年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について。

日程第19、認定第2号、平成30年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第20、認定第3号、平成30年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第21、認定第4号、平成30年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第22、認定第5号、平成30年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、一括議題とすることに決定をいたしました。

◎認定第1号から認定第5号の上程、概要説明、質疑、委員会付託

○議長（笹木正文君） それでは認定第1号から認定第5号まで、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただ今認定第1号、平成30年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定から認定第5号、平成30年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定を一括上程いただきましたので、会計ごとに提案内容を申し上げます。

それでは、81ページをお開き願いたいと思います。

認定第1号、平成30年度新十津川町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成30年度新十津川町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、一般会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額でございます。歳入総額63億9,104万4,422円。歳出総額61億3,458万6,825円。歳入歳出差引残額2億5,645万7,597円。うち基金繰入額1億2,645万7,597円。

2、一般会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、財産に関する調書、別冊。

5、町債の現在高と償還額、別冊でございます。

次に、83ページをお開き願います。

認定第2号、平成30年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成30年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額ごとに申し上げます。歳入総額3億6,416万2,843円。歳出総額3億5,388万5,584円。歳入歳出差引残額1,027万7,259円。うち基金繰入額0円。

2、国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、財産に関する調書、別冊でございます。

次に、85ページをお開き願います。

認定第3号、平成30年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成30年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額。歳入総額1億1,308万8,728円。歳出総額1億1,299万9,728円。歳入歳出差引残額8万9千円。うち基金繰入額0円。

2、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

続きまして、87ページをお開き願います。

認定第4号、平成30年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成30年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、下水道事業特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額でございます。歳入総額1億8,581万7,886円。歳出総額1億8,581万7,886円。歳入歳出差引残額0円。うち基金繰入額0円。

2、下水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、町債の現在高と償還額、別冊でございます。

次に、89ページをお開き願います。

認定第5号、平成30年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成30年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額でございます。歳入総額2,801万5,540円。歳出総額2,801万5,540円。歳入歳出差引残額0円。うち基金繰入額0円。

2、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、町債の現在高と償還額、別冊。

なお、総括概要でございますけども、会計別決算総括表等について、副町長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、各会計決算概要について説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） それでは、ただ今上程いただきました認定第1号から第5号までの平成30年度一般会計ほか4つの特別会計の決算概要につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の各会計決算書1ページをお開き願います。

1、総括概要。

平成30年度の予算執行にあたっては、安心して住み続けられ、住んでいて良かったと実感できるまち、そして、元気で魅力あふれるまちの実現に向け、第5次新十津川町総合計画及び総合戦略に基づき、効果的な事業執行に努めました。

本町の財政状況は不断の行財政改革への取組により、北海道内の市町村の中でも上位の健全性を維持していますが、規律ある財政運営をしっかりと継続しながら、地域経済への波及効果も考慮して積極的に公共事業を実施するなど、持続可能なまちづくりに努めました。

現在、役場庁舎の建替えという大きな事業を進めており、また、多くの老朽化した公共施設等を計画的に維持、更新していくことが求められています。今後、公共事業に多くの費用が必要になることが見込まれるため、将来に向け財源を確保しておく必要がありますが、そのような状況においても、子育て支援、教育環境の充実、定住促進、災害に強いまちづくりなど、町民の皆様が安心して暮らせるまちを実現するためのソフト事業も着実に実施し、ハード、ソフトともに充実した事業執行ができました。

歳入については、町税等の適正な課税、徴収、国、道支出金の積極的な活用、交付税算入率の高い地方債の選択、基金の効果的な運用等、有利で確実な財源の確保に努めました。

2ページ、3ページをお開き願います。

各会計別の決算の状況につきましては、2、会計別決算総括表でお示ししてございます。一般会計、歳入。

予算額63億4,012万6千円、調定額64億77万658円、収入済額63億9,104万4,422円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額60万2,123円で、内訳は、町民税4,223円。固定資産税59万1,900円。軽自動車税6千円でございます。収入未済額912万4,113円。内訳を申し上げますと、まず1款町税590万9,499円で、その内訳は、町民税71万5,342円、固定資産税512万4,257円、軽自動車税6万9,900円でございます。次に、13款使用料及び手数料297万2,614円で、その内訳は、使用料296万584円で公営住宅と駐車場の使用料でございます。そして、手数料1万2,030円です尿汲みとり手数料でございます。そして、20款諸収入24万2,000円で、これは育英事業貸付金収入でございます。予算に対する増減は5,091万8,422円の増、執行率100.8パーセント、収入率99.8パーセントでございます。

一般会計、歳出。

支出済額61億3,458万6,825円、翌年度繰越額2,100万円、これは、土木費の河川費で大和北10号排水路整備に係る工事請負費でございます。不用額1億8,453万9,175円、執行率96.8パーセント、歳入歳出差引額2億5,645万7,597円となります。

続きまして、国民健康保険特別会計、歳入。

予算額3億5,467万8千円、調定額3億6,736万2,110円、収入済額3億6,416万2,843円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額76万6,030円で、これは、国民健康保険税分。収入未済額243万3,237円は、1款一般被保険者国民健康保険税でございます。予算に対する増減は、948万4,843円、執行率102.7パーセント、収入率99.1パーセント。

歳出。

支出済額 3 億5,388万5,584円、翌年度繰越額ゼロ、不用額79万2,416円、執行率99.8パーセント、歳入歳出差引額1,027万7,259円となります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計、歳入。

予算額 1 億1,370万4千円、調定額 1 億1,308万8,728円、収入済額 1 億1,308万728円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額ゼロ、予算に対する増減は61万5,272円の減、執行率99.5パーセント、収入率100パーセント。

歳出。

支出済額 1 億1,299万9,728円、翌年度繰越額ゼロ、不用額70万4,272円、執行率99.4パーセント、歳入歳出差引額 8 万 9 千円となります。

続きまして、下水道事業特別会計でございます。歳入。

予算額 1 億8,779万6千円、調定額 1 億8,715万3,621円、収入済額 1 億8,581万7,886円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額133万5,735円で、この内訳は、1 款分担金及び負担金の受益者負担金滞納繰越分122万400円。2 款使用料及び手数料の下水道使用料11万5,335円でございます。予算に対する増減は197万8,114円の減、執行率98.9パーセント、収入率99.3パーセントでございます。

歳出。

支出済額 1 億8,581万7,886円、翌年度繰越額ゼロ、不用額197万8,114円、執行率98.9パーセント、歳入歳出差引額ゼロとなります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計でございます。歳入。

予算額2,889万6千円、調定額2,805万4,326円、収入済額2,801万5,540円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額 3 万8,786円で、これは、1 款使用料及び手数料の下水道使用料滞納繰越分でございます。予算に対する増減は88万460円の減、執行率97パーセント、収入率99.9パーセントでございます。

歳出。

支出済額2,801万5,540円、翌年度繰越額ゼロ、不用額88万460円、執行率97パーセント、歳入歳出差引額ゼロとなります。

次に、各会計ごとの決算概要を申し上げます。

まず初めに、一般会計の決算の概要について申し上げます。11ページをお開き願います。

本会計は、歳入63億9,104万4千円、執行率100.8パーセント、歳出61億3,458万7千円、執行率96.8パーセントで、差引き 2 億5645万7千円の黒字決算となりました。

予算の執行にあたっては、適正な財源確保に最大限努力するとともに、消費的経費の節減など効率的な歳出の執行に努めた結果、所期の目的を達成することができました。

歳入について大別してみますと、町税、使用料及び手数料、財産収入等の自主財源は全体の23.5パーセント、地方交付税、地方譲与税、国・道支出金、町債等の依存財源は76.5パーセントとなっております。

自主財源の内訳は、町税 6 億1,092万8千円、構成比9.6パーセント、分担金及び負担金 6,088万8千円、1.0パーセント、使用料及び手数料 1 億2,882万1千円、2パーセント、財産収入6,030万円、0.9パーセント、寄附金 1 億3,076万6千円、2.0パーセント、繰入金 2 億1,730万円、3.4パーセント、繰越金 1 億2,000万円、1.9パーセント、諸収入 1 億

7,157万5千円、2.7パーセントとなっています。

依存財源の内訳は、地方交付税31億5,743万9千円、49.4パーセント、地方譲与税1億1,146万7千円、1.7パーセント、交付金関係1億5,726万2千円、2.4パーセント、国・道支出金8億3,067万7千円、13.0パーセント、町債6億3,362万1千円、10.0パーセントとなっています。

歳出の内訳は、議会費5,038万1千円、0.8パーセント、総務費6億48万6千円、9.8パーセント、民生費8億1,234万5千円、13.2パーセント、衛生費5億3,083万6千円、8.7パーセント、労働費61万2千円、0.0パーセント、農林水産業費4億8,939万1千円、8.0パーセント、商工費2億6,917万2千円、4.4パーセント、土木費7億3,266万5千円、11.9パーセント、消防費3億179万7千円、4.9パーセント、教育費4億8,410万5千円、7.9パーセント、災害復旧費5,980万7千円、1.0パーセント、公債費9億8,908万8千円、16.1パーセント、職員費8億1,390万2千円、13.3パーセントとなっております。

次に、198ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

- 1、歳入総額63億9,104万4,422円。
- 2、歳出総額61億3,458万6,825円。
- 3、歳入歳出差引額2億5,645万7,597円。
- 4、翌年度へ繰り越すべき財源（1）継続費梯次繰越額0円。（2）繰越明許費繰越額1,000万円。（3）事故繰越し繰越額0円。計1,000万円。
- 5、実質収支額2億4,645万7,597円。
- 6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額1億2,645万7,597円。

以上が、一般会計の概要でございます。

次に、国民健康保険特別会計の決算の概要を申し上げます。199ページをお開き願います。

本会計は、歳入3億6,416万3千円。執行率102.7パーセント、歳出3億5,388万6千円、執行率99.8パーセントで、差引き1,027万7千円の黒字決算となりました。

歳入の内訳は、国民健康保険税2億1,211万8千円、構成比58.2パーセント、手数料2万2千円、0.0パーセント、道支出金161万9千円、0.4パーセント、繰入金7,490万1千円、20.6パーセント、繰越金538万9千円、1.5パーセント、諸収入7,011万4千円、19.3パーセントとなっております。

歳出の内訳は、広域連合負担金2億6,584万4千円、75.1パーセント、広域連合負担金以外の総務費371万9千円、1.1パーセント、基金積立金8,399万3千円、23.7パーセント、諸支出金33万円、0.1パーセントとなっております。

次に、220ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額3億6,416万2,843円。
- 2、歳出総額3億5,388万5,584円。
- 3、歳入歳出差引額1,027万7,259円。
- 4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

5、実質収支額1,027万7,259円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。

以上が、国民健康保険特別会計決算の概要でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を申し上げます。221ページをお開き願います。

本会計は、歳入1億1,308万9千円、執行率99.5パーセント、歳出1億1,300万円、執行率99.4パーセントで、差引き8万9千円の黒字決算となりました。

歳入の内訳は、後期高齢者医療保険料7,517万2千円、構成比66.5パーセント、手数料2千円、0.0パーセント、国庫支出金116万9千円、1.0パーセント、繰入金3,658万4千円、32.3パーセント、諸収入4万1千円、0.0パーセント、繰越金12万1千円、0.2パーセントとなっております。

歳出の内訳は、総務費179万2千円、1.6パーセント、後期高齢者医療広域連合負担金1億1,117万6千円、98.4パーセント、諸支出金3万2千円、0.0パーセントとなっております。

次に、236ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額1億1,308万8,728円。

2、歳出総額1億1,299万9,728円。

3、歳入歳出差引額8万9千円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源は0円です。

5、実質収支額8万9千円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。

以上が、後期高齢者医療特別会計決算の概要でございます。

次に、下水道事業特別会計の決算の概要を申し上げます。237ページをお開き願います。

本会計は、歳入歳出共に1億8,581万8千円、執行率98.9パーセントの同額決算となりました。

歳入の内訳は、使用料6,502万円、35.0パーセント、国庫支出金636万円、3.4パーセント、一般会計繰入金1億800万3千円、58.1パーセント、繰越金13万9千円、0.1パーセント、諸収入69万6千円、0.4パーセント、町債560万円、3.0パーセントとなっております。

歳出の内訳は、下水道整備費2,813万7千円、15.1パーセント、下水道維持費3,336万3千円、18.0パーセント、公債費1億2,431万8千円、66.9パーセントとなっております。

次に、252ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額1億8,581万7,886円。

2、歳出総額1億8,581万7,886円。

3、歳入歳出差引額0円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません、0円です。

5、実質収支額0円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。

以上が、下水道事業特別会計の決算の概要でございます。

次に、農業集落排水事業特別会計の決算の概要を申し上げます。253ページをお開き願います。

本会計は、歳入歳出共に2,801万6千円、執行率97.0パーセントの同額決算となりました。

歳入の内訳は、使用料806万1千円、構成比28.8パーセント、繰入金1,995万5千円、71.2パーセントとなっています。

歳出の内訳は、農業集落排水事業費829万4千円、29.6パーセント、公債費1,972万2千円、70.4パーセントとなっております。

次に、262ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額2,801万5,540円。
- 2、歳出総額2,801万5,540円。
- 3、歳入歳出差引額0円。
- 4、翌年度へ繰り越すべき財源は0円。
- 5、実質収支額0円。
- 6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。

以上が、農業集落排水事業特別会計決算の概要でございます。

以上、一般会計ほか4特別会計の決算の概要について、ご説明を申し上げます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、認定第1号から認定第5号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。

ここで監査委員より、審査の結果報告をお願いします。

岩井代表監査委員。

〔代表監査委員 岩井良道君登壇〕

○代表監査委員（岩井良道君） 議長のご指示をいただきましたので、平成30年度の審査結果のご報告を申し上げます。

意見書をお開き願いまして、1番、審査の対象、2、審査の期間、3、審査の方法につきましては、記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。

次に、4、審査の結果について申し上げます。

審査に付された平成30年度の各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令の様式を備えており、これらに表示された計数は正確で、内容も適正であると認められたところでございます。

また、予算の執行及び行財政運営についても、総じて適切であると認められたところでございます。

次に5、決算の概要については、記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。

12ページをお開きください。

- 6、審査意見について申し上げます。

最初に一般会計でございますが、決算額等につきましては記載のとおりですので省略し、中段から記載しています意見について述べさせていただきます。

収入及び支出は、いずれも合法的に行われており、一時的な資金不足も発生せず、実質収支においても黒字を達成しています。

総務省の平成31年版地方財政の概要によると、主な財政指標となる平成29年度の経常収支比率は全国が93.5パーセントであるのに対し、本町は平成29年度74.1パーセント、平成30年度77.2パーセントと低い数値を示し、実質公債費率においても、全国が8.8パーセントであるのに対し、本町は平成29年度マイナスの0.8パーセント、平成30年度マイナス0.9パーセントであり、いずれも財政構造の弾力性を維持し、財政運営が計画的に行われているものと認めたとところでございます。

また、町税の収納率は、引き続き高い数値を維持しており、公営住宅使用料においても現年度分の収納率は99.48パーセントと高い数値を示しています。

このことにつきましては、町行政に対する町民の信頼の高さを表すとともに、徴収業務の組織的な取組の成果であると評価をいたします。

また一方で、滞納繰越額の収納率は、町税は1.4パーセント、公営住宅使用料においては9.62パーセントと低く、収入未済額は昨年から増加している状況にございます。自主財源の根幹をなす町税、使用料等の収入確保は最優先課題であり、滞納繰越を抑制するためにも、滞納者に対する納税意識の向上に努めるとともに、納税猶予や処分等の執行にあたっては、新十津川町債権管理に関する条例に基づき、粛々と遂行されることを期待するものであります。

次に特別会計ですが、決算額等につきましては、記載のとおりでありますので省略し、13ページ上段に記載しております意見について述べます。

各特別会計においては、より一層、経費の節減を図るとともに、今後とも効果的、効率的な事業執行に努められ、健全な運営を目指していただきたいと思います。

最後にむすびとして、世界経済は米中貿易摩擦、イギリスのEU離脱問題、日韓問題などに代表される不安要素が山積し、先のG7においては開始以来、初めて包括宣言が見送られたところでございます。

国内においては、消費税がいよいよ10月から10パーセントとなる見通しであり、政府は様々な軽減税率の導入による消費者の負担軽減に努めており、増税後の反動は前回に比べ少ないとして想定しているものの、先行きは見通せない状況でございます。

北海道経済産業局によると、道内における最近の経済概況は、全体として緩やかに持ち直しているとしながらも、人手不足が道内経済に与える影響、国際経済の動向等を十分注視する必要があるとしております。

このような経済環境の下、本町では総合戦略3年目となった平成30年度において、人口減少に歯止めをかけるための定住促進事業や子育て支援事業に対して、引き続き、予算を投入し、一定の成果を得ることができたところでございます。

また、近年増加している自然災害への対策については、必要な設備の導入や自治組織を活用するなどによる防災、減災への取組がしっかりと行われており、昨年度、7月に発生した大雨災害では、被災地の迅速な復旧が行われ、9月に発生した北海道胆振東部地震によるブラックアウトの際には住民に寄り添った対応など、職員の献身的努力と予算の補正及び予備費の支出によって、町民に安心感をもたらすことができたところでございます。

本町は、行財政改革以降、財政構造が極めて良好であることが、このような政策に結び

ついているものと評価するところでございます。

しかし、今後における本町の行財政運営を展望したとき、極めて厳しい環境であることは否めないところであり、人口減少時代に突入し、生産年齢人口の減少と急激な高齢化は行財政運営を圧迫する大きな要因となることに加えて、公共施設等の老朽化に対しても、スクラップアンドビルドの精神をもって、適正な維持管理と施設の最適化を図っていく必要があると思っております。

今回の決算監査では、統一的な基準による地方公会計の財務書類について、担当者の努力により分かりやすい説明が行われました。

この財務書類は、住民や議会、外部に対する財政情報のわかりやすい開示として作成されたものであり、今後は、単に公表するにとどまらず、住民に対しても分かりやすく説明する機会を設けていただくことを期待し、結びといたします。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 監査委員の審査報告を終わります。

これより、決算概要についてのみ質疑を行います。

質疑のある方は、発言を願います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第5号までの審査について、本日日程第2で議会運営委員長より、決算審査特別委員会を設置し、審議を行うとの報告がありました。

本件につきましては、議会運営委員長報告のとおり決算審査特別委員会を設置し、審議を行うこととしたいと思っておりますが、これについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、決算審査特別委員会の構成につきいてですが、同じく議会運営委員長報告のとおり、議長を除く10名ということで決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

従いまして、決算審査特別委員会の構成は、議長を除く10名と決定をいたしました。

特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、新十津川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、互選となっております。

この後、休憩をいたしますので、休憩中に決算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

(午後5時40分)

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後5時45分)

○議長（笹木正文君） 休憩中に決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に西内陽美君。副委員長に杉本初美君。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

ただ今上程いたしております認定第1号から認定第5号まで、決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

従いまして、認定第1号から認定第5号まで、決算審査特別委員会に付託することを決定をいたしました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（笹木正文君） 次に日程第23、報告第4号、平成30年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第4号、平成30年度新十津川町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度新十津川町健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

健全化判断比率。

実質赤字比率、バー。

連結実質赤字比率、バー。

実質公債費比率、マイナス0.9。

将来負担比率、バーでございます。

なお、内容につきましては総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただ今上程いただきました報告第4号、平成30年度新十津川町健全化判断比率の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により行うもので、一般会計と特別会計に一部事務組合や広域連合への負担金、分担金なども含め、歳出の全てを対象として算定してございます。

数値の求め方を記した説明資料を別添で用意いたしましたので、こちらの資料も併せてご覧いただきながら説明をさせていただきます。

右上に、報告第4号及び第5号説明資料と記された資料をご覧いただきたいと思っております。

健全化法においては、町の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、ここに記す四つの財政指標を健全化判断比率として定めております。

この四つの健全化指標は、いずれも町の標準財政規模に対する割合を基本に算出するものであります。

算定においては、町が標準的に収入しうる経常一般財源の大きさを示す標準財政規模と言われる数値が多く用いられますが、平成30年度末の本町の標準財政規模を計算いたしますと、39億5,694万8千円となります。

それでは初めに、赤字比率の関係でございます。

1、実質赤字比率は、町の一般会計に生じる赤字の大きさを、町の財政規模に対する割合で表したのですが、一般会計の実質赤字額はありませんので、なしとなります。

次に2、連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計の全てに生じている赤字の大きさを町の財政規模に対する割合で表したのですが、本町においては、全会計において赤字額がありませんので、なしとなります。

次に、資料の2ページをお開き願います。

3、実質公債費比率ですが、地方債の返済額、公債費の大きさを財政規模に対する割合で表したもので、3か年の平均により求められます。

計算の方法は、一般会計、特別会計、一部事務組合の地方債の償還費などから、公営住宅使用料などの特定財源と地方交付税に算入される償還費分を控除したものを分子とし、標準財政規模から地方交付税算入される償還費分を控除したものを分母として算出することとなっております。

平成28年度から平成30年度まで、それぞれの年度の分を計算した結果が下の表になりまして、3か年平均の実質公債費比率は、マイナスの0.9パーセントとなりました。

なお、マイナス表記は、計画的な繰り上げ償還により地方債の元利償還費と比較いたしまして、元利償還金の地方交付税算入分をはじめとする充当可能財源の額が大きいことを意味しております。

この指標の早期健全化基準は、25パーセント以上とされてございます。

次に、資料3ページをご覧ください。

4の将来負担比率でございますが、町の地方債など、現在抱える負債の大きさを、町の財政規模に対する割合で表したものです。

計算の方法は、今後、町が償還、負担していかなければならない地方債の他、職員の退職手当支給予定額などを含めた町の将来的な負担額を分子としまして、標準財政規模から地方交付税算入される元利償還金分を控除したものを分母として算出することとなっております。

計算の結果、一番下段米印の所にありますように、本町の場合は、充当財源が将来負担額を上回りますので、分子がマイナスとなり、将来負担比率は計算上マイナス176.3パーセントとなり、将来負担比率は、なしという結果となっております。

この指標の早期健全化基準は、350パーセント以上となっております。

以上、健全化判断比率の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

ここで、監査委員より、審査の結果報告をお願いします。

岩井代表監査委員。

〔代表監査委員 岩井良道君登壇〕

○代表監査委員（岩井良道君） 平成30年度新十津川町各会計に係る健全化判断比率の審査意見を申し上げます。

審査の概要でございますが、審査の対象、審査の期日、審査の手続きにつきましては、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

次に審査の結果について申し上げます。

1、総合意見。

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めるところでございます。

健全化判断比率の4指標について述べます。

実質赤字比率の早期健全化基準は、15パーセントとなっておりますが、平成30年度の一般会計等における実質収支額は、黒字決算となっておりますので、実質赤字比率は算出されておられません。

次に、連結実質赤字比率でございますが、早期健全化基準は20パーセントとなっておりますが、平成30年度の一般会計、特別会計を合わせた実質収支額は、連結黒字決算となっておりますので、連結実質赤字比率は算出されておられません。

次に、実質公債費比率の早期健全化基準は、25パーセントとなっておりますが、平成30年度の実質公債比率は、マイナス0.9パーセントであり、大きく基準を下回っております。

最後に将来負担比率ですが、早期健全化基準は、350パーセントとなっておりますが、実質的な将来負担額がないことから、将来負担比率は算出されておられません。

個別意見につきましては、記載のとおりでございます。

3、是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項がないことを報告いたします。

以上で各会計に係る健全化判断比率の審査意見とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 監査委員の審査報告を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第4号、平成30年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第24、報告第5号、平成30年度新十津川町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第5号、平成30年度新十津川町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度新十津川町資金不足比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

資金不足比率。

特別会計の名称、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、いずれも資金不足比率はバーでございます。

なお、詳細につきましては総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただ今上程いただきました報告第5号、平成30年度新十津川町資金不足比率の内容について、ご説明を申し上げます。

資金不足比率につきましても、前号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算出するものでございます。

先ほどご覧いただきました説明資料の4ページ、資金不足比率算出資料の部分も併せてご覧いただきたいと思っております。

資金不足比率は、下水道などの公営企業会計の経営悪化によって、一般会計に大きな影響を及ぼさないよう事前に確認するものでございます。

本町においては、下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計の2会計が報告の対象となります。

計算の方法につきましては、公営企業会計ごとの資金不足額を、それぞれの公営企業の事業規模で割って求めることとなっております。

本町におきましては、いずれの会計においても資金不足は発生しておりませんので、なしということになります。

なお、この指標での経営健全化基準につきましては、都道府県、市町村とも20パーセント以上が該当となります。

以上、資金不足比率の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

ここで、監査委員より、審査の結果報告をお願いします。

岩井代表監査委員。

〔代表監査委員 岩井良道君登壇〕

○代表監査委員（岩井良道君） それでは、平成30年度新十津川町公営企業に係る資金不足比率の審査結果について申し上げます。

審査の概要でございますが、審査の対象、審査の期日、審査の手続きにつきましては、

記載のとおりでございます。

次に審査の結果について申し上げます。

1、総合意見。

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めたところでございます。

下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計ともに経営健全化基準は、20パーセントとなっておりますが、平成30年度の実質収支額は、ともにゼロとなっておりますので、資金不足比率は算出されておられません。

2、個別意見につきましては、記載のとおりでございます。

3、是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項がないことを報告いたします。

以上で、公営企業に係る資金不足比率の審査意見とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 監査委員の審査報告を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第5号、平成30年度新十津川町資金不足比率の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第25、報告第6号、専決処分の報告についてを議題といたします。

報告並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第6号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同上第2項により報告をする。

裏面の96ページをご覧くださいと思います。

専決第2号。専決処分書。

議決された契約金額の10分の1以内の額を増額することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分月日、令和元年8月19日。

内容の説明を申し上げます。

1、契約の目的、総合健康福祉センター屋上防水及び外壁塗装工事第3工区。

2、議決年月日及び議案番号、平成31年4月15日、議案第25号。

3、契約金額の変更内容、1、変更前の額6,156万円、2、変更後の額6,204万6千円、3、増減額48万6千円の増。

4、変更の理由、外壁ひび割れ補修の箇所数及び廃棄物処理量の確定による請負額の変

更でございます。

以上、内容の説明といたします。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告及び内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第6号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎散会の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

議案調査及び決算審議のため、9月13日午後2時まで本会議を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は、9月13日午後2時まで休会といたし、9月13日午後2時から再開いたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

（午後6時05分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和元年第3回新十津川町議会定例会

令和元年9月13日（金曜日）

午後1時20分開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第54号 公の施設の使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(質疑、討論及び採決)
- 第3 議案第55号 新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第4 議案第56号 新十津川町税条例等の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第5 議案第57号 新十津川町手数料徴収条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第6 議案第58号 新十津川町印鑑条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第7 議案第59号 新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第8 議案第60号 新十津川町定住促進条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第9 議案第61号 新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第10 議案第62号 令和元年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）
(質疑、討論及び採決)
- 第11 議案第63号 令和元年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
(質疑、討論及び採決)
- 第12 議案第64号 新十津川町教育委員会委員の任命について
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第13 議案第65号 新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第14 決算審査特別委員会審査報告
- 第15 認定第1号 平成30年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(討論及び採決)
- 第16 認定第2号 平成30年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論及び採決)
- 第17 認定第3号 平成30年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

について

(討論及び採決)

第18 認定第4号 平成30年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(討論及び採決)

第19 認定第5号 平成30年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(討論及び採決)

第20 議員の派遣について

第21 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員 (11名)

1番	井向一徳君	2番	村井利行君
3番	進藤久美子君	4番	鈴井康裕君
5番	小玉博崇君	6番	杉本初美君
7番	西内陽美君	8番	長谷川秀樹君
9番	長名實君	10番	安中経人君
11番	笹木正文君		

◎欠席議員 (なし)

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	平田智子君
保健福祉課長	長島史和君
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	後木満男君
会計管理者	内田充君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中畑晃君
--------	------

◎開議の宣告

- 議長（笹木正文君） 皆さん、決算審査特別委員会に引き続き、大変ご苦労さまです。ただ今出席している議員は、11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午後 1 時20分）

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、3番、進藤久美子君。4番、鈴井康裕君。両名を指名いたします。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

- 議長（笹木正文君） 日程第 2、議案第54号、公の施設の使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

3番、進藤久美子君。

- 3番（進藤久美子君） 先日、総務課長さんの方から資料いただきました。この資料の中には、低減率というものが各施設ごとにパーセンテージが書かれているところがございます。この低減率の数字が70、66.7だとか、いろいろな数字が50パーセントとか、それぞれ数字が異なっているのですが、なぜこのような数字が異なっているのか、その根拠はなんなのか教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

- 議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（寺田佳正君） それでは、ただ今の3番議員の質疑にお答えいたします。先だつての内容説明の際にも少し申し上げたところでございますが、低減率といわれる、町民料金を算出する際の低減率は、施設によって若干異なっているというのが実情でございます。

これは、平成17年に行財政改革を行うに際しまして、使用料の改定を行ったわけでございます。使用料全般につきまして、すべて見直しをするということを行ったわけなんです。どうしても行財政改革ということで、今までの料金を少し見直しをして料金を上げていけないかという観点から、見直しを行ったものでございますが、その際に、どうしても料金のいろいろ計算方式を使って計算していきますと、料金の改定幅が大きくなる施設というのがどうしても出てくるような状況でございます。

料金を見直す際にあたっては、方針を内部で定めておりまして、近隣の類似施設とのバランス、そういったものに配慮すること、あるいは、町民料金の上げ幅、これにつきまし

ては基本的に、その時より30パーセント以内に収めるというような方針を定めて料金改定を行なったところでございます。

こういった料金の配慮によりまして、どうしてもそういった低減率がそろわないというような状況になってございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 3番議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 今回の条例の見直しの中の考え方なんですけれども、多くの公の施設の使用料で、よく障害者割引というのがあったりするのですが、本町はそういった障害者への割引というものを導入はしていませんが、その導入していない理由みたいなのがあれば教えていただければと思うのですが。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（寺田佳正君） 5番議員の質疑にお答えをいたします。

町の使用料につきましては、この平成17年に見直した際に、それまでどちらかという曖昧であった減免の規定、これをはっきりさせようということで、ご承知のように減免条例というものを制定してございます。この中に小中学生の町内のスポーツ、文化施設を無料にしようであるとか、あるいは、団体を決めて、公的な団体、文化団体いろいろございますが、そういったものについては減免をできるというような規定にしてございます。

従いまして、例えば、障害者の団体の方、そういった方がご利用になるといった時には、そういった条例によって適用になっていくものというふうに判断をしてございます。

基本的には、等しく町民であるということにおきまして、この使用料というものを適用させていただいていると、そういった状況でございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 5番議員、いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） お伺いいたします。議案書8ページと11ページにあるのですが、文化伝習館とアートの森、通称かぜのびですが、ここには小学生、中学生の料金が設定されてますが、ここに小中学生が課せられているという考え方をどういうふうに捉えればいいのかということが1点と、例えば、学校の行事とかで全体で行くときには、こういった料金は個人負担にならずに教育委員会の方で見ていただいているのかということも2点、お伺いしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） それでは7番議員の質疑にお答えをいたします。

これも従前の使用料の見直しというところに遡るのですが、公共施設、公の施設を料金決定する際に、公共性あるいは必要性、そういったものからジャンルを別けて、区分別けをしてございます。

アートの森、今おっしゃった文化伝習館、こういった部分につきましては、観光的な要素の強い施設ということで、こういったものについては、すべての方から町内、町外関係

なく料金をいただくと、そういった区分をさせていただいておりますので、このような条例になってございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） もう一個ありますよね。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後木満男君） それでは7番議員のご質疑にお答えいたします。

学校については、学校の授業あるいは教育委員会の事業として実施する場合には、減免というような措置で進めておりますので、そのようなことをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（笹木正文君） 7番議員よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、公の施設の使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第3、議案第55号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 今回は、法律の改正によって本町の条例3本についての改正が上がってきたのですが、この他に例えば、本町の職員の採用時ですとか臨時職員、再任用といったときの、そういった採用に関しては、こういった欠格事項には上がっていないのかということが1点。

それともう1点は、本町が定めている条例ではないのですが、大変関係の深い滝川地区広域消防の採用の中にも欠格条項として上がっておりますし、西空知広域水道企業団の採用要件にもやはり法の第16条が載っているのですね。こういったことは、町として関わってそっち側の条例を変えるという訳にはいかないのですが、そちらあたりできちんと制度が伝わって変わっているのかとか、そういったことをきちんとチェックをするというような動きはあるのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） それでは7番議員の質疑にお答えいたします。

今回の改正、欠格条項が削除されたということで、地方公務員法自体が変わったということで、本条例の改正を行いたいとするものでございます。

地方公務員法が改正になってございますので、私ども今度、地方公務員、役場職員の採用に置いてもそういった条項というのは無くなるというふうにご理解いただきたいと思います。

もう一つ、後段の一部事務組合の関係でございますが、一部事務組合におきましても、当然ながら同じような措置がとられてくるものと思います。ただ、時期的に定例会の時期がまちまちであったりするかと思いますので、今後において開かれる議会あるいは状況によって専決事項というようなことで対応がなされる場合があるのかなというふうに思っておりますが、同じ一部事務組合ですが、同じ一団体ということで、我々がそちらの組合は条例改正をしたのかいというようなことを我々から申し出ることはございませんので、ご了解いただきたいと思います。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第56号、新十津川町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

3番、進藤久美子。

○3番（進藤久美子君） この議案の説明の時に、法人税の税率が100分の9.7から100分の6になることによって420万円くらいの減収が見込まれるということをご説明いただきました。

その420万の減収が落ちることについて、町の方では何か対策というか、落ちることによって町民に何か不利益が与えられるとかって、そういうようなお考えというか、そういう減収に対しての対応策というか、そういうのがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（小林透君） それでは税金ということ、歳入の全般に係わることというふうな受けとめました。私の方から、ご答弁申し上げたいと思います。

確かに収入減については、その年年によって起こることがあるということでございます。ただし本町においては、その収入減になった部分については、例えば、財政調整基金だとか、そういった基金等をしっかり保持しておりますので、そういうもので対応をしていくというようなことで進めてまいる予定でございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 3番議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 新旧対照表の28ページ、29ページでお伺いしたいと思います。

燃費不正があった場合についての説明をいただきましたが、メーカーによって燃費不正があった場合には、大体全国的にといいますか、よく新聞やテレビでも報道されますけれども、そういった時に、本人への課税の分がメーカーの方に今度、納税義務が課せられるとおっしゃいましたが、本人に徴収された分ですとか差額というのは、本人が申請していくのか、それともそういったものがあると道の方で判断をされて、個人には徴収がこないような仕組みになっているのか、その辺りちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 住民課長。

○住民課長（平田智子君） 7番議員さんのご質問にお答えします。

これにつきましては、先ほど議員さんがおっしゃったように、もし偽りとか不正があった場合、不正があつて燃費等が誤っているということで、車の所有者の方が納めた分ではなく、本来はもうちょっと賦課される部分があつたのにもかかわらず金額が落とされて賦課されたということで、その状態で納入されたというような場合に、その不正を行った自動車会社の方が納税義務者ということで、そちらの方から頂くということなのですが、これ数年前にちょっとあつたのを覚えていらっしゃるかなと思うのですが、数年前にもありまして、本町の場合はそんなに大きな額ではなかったんですけど、その場合、ご本人に納付書なりを届けるのではなくって、もうこちらと事業者、自動車会社との間でやり取りをして、そして納めていただくという形で処理しておりますので、実際の車の所有者の方に対して納税通知がいつ、それを会社の方に持っていつとかそういう流れにはならないかと思ひます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、新十津川町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第57号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第58号、新十津川町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、新十津川町印鑑条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第59号、新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第60号、新十津川町定住促進条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

8番、長谷川秀樹君。

○8番（長谷川秀樹君） 定住促進条例、このことにつきましては、時限立法という中で期限が切れるというところで延長ということがございます。そういった部分では、非常に歓迎するところでありますけれども、人口減少がどんどん続く中で、平成25年ですか、本町が人口7千人を割るという、そういう状況の中で、いかにして人口減少の歯止めをかけるかというところで、26年から実施されてきた事業かと思っておりますけれども、そういった中で、まったく現象を止める、人口が増えるということにはもちろんなりませんでしたが、本当に大きな成果というか、歯止めがかかった大きな成果があった事業かなとそん

なふうに思います。

そういった中で、更に延長した中で本町の将来をというところでは、普通考えると条件を緩和するなり、増額するなり、そういったところで再度取り組んでいただければというふうに考えるのですけれども、多少なり減額したり、あるいはまた違う条件を加えたりという改良の部分がありますけれども、初日の中で提案理由の説明がありましたけれども、今一度、このことについて、納得のいく提案理由の説明をお願いしたいなど、そんなふうに思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただ今の8番議員の質疑にお答えをいたします。

今、議員がおっしゃりましたように、定住促進条例、時限立法で今年度で制度が切れるということで3年間の延長ということで、今回付議をさせていただいたわけでございます。

その中で区分ごとの助成額、奨励金の額を20万円引き下げるといような内容の条例を付議させていただいたわけですが、この考え方を申し上げますと、今回の助成額減額というのは、これまでこの6年間、やはり住宅を持つということを人生の非常に大きな買い物でございますから、この定住促進の制度のある期間内に何とか家を持ちたいと、それも新十津川に持ちたいというふうに思ってください、一生懸命、努力という言い方が適当かどうかは分かりませんが、目標を定めて住宅を建てていただいた方がほとんどかなというふうに考えてございます。

政策的な制度で、どこかでやはり変わり目というものが生じるわけなんです、これまで住宅を持とうとして一生懸命ご努力された方が、仮に、金額が同額あるいはもっと金額が増額されたとなった時には、何だそうだったのかというようなことにもなろうかなという感じがございます。

そういった面から総合的に配慮いたしまして、助成額は20万円の減額というふうにさせていただきましたが、別の制度ということで、親御さんが町内にいらっしゃる場合には20万円を加算するといった新たな部分も設けてございますので、そういった中で、今後の定住促進を進めていきたいとするものでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 8番議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 今の20万円の加算についてなんですが、これ見ますと一般的には、父また母ということだから、4名の方が考えられると思いますが、一人でも20万円、4名でも20万円という解釈になるんですか。その辺はどうでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の9番議員の質疑にお答えいたします。

親御さんが申請者の父、母あるいは配偶者の父、母ということで、4名のどなた様かがいらっしゃれば対象ということで、その父、母がいることに対して奨励金額を加算することではございませんで、町内に居るということ踏まえて20万円を加算するものでございますので、人数は関係ございません。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 9番議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、新十津川町定住促進条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第61号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第62号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第63号、令和元年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、令和元年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第64号、新十津川町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第64号、新十津川町教育委員会委

員の任命について。

新十津川町教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字大和217番地10。

氏名、荒山直人、昭和37年4月2日生まれ、57歳です。

提案理由でございます。

教育委員会委員が令和元年9月30日付けで任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

荒山氏は、平成27年5月から新十津川町教育委員会委員を務められ、優れた識見を発揮し、教育行政全般にご尽力いただいております。

また、平成29年4月から2年間、北海道町村教育委員会連合会理事として町村教育委員会相互の連絡を図り、教育行政の公平かつ円滑な運営に貢献をされております。

このように豊富なご経験を備え、さらには人格が高潔で教育に対する造詣も深く、教育委員として適任でございますので、再任にご賛同いただきますようお願い申し上げ、提案理由と内容の説明といたします。

○議長（笹木正文君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり同意すること賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（笹木正文君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第64号、新十津川町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第65上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第65号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第65号、新十津川町固定資産評価委員会委員の選任について。

新十津川町固定資産評価委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字中央525番地1。

氏名、横山幸昌、61歳です。昭和32年9月22生まれでございます。

提案理由でございます。

固定資産評価審査委員会委員が令和元年9月30日付けで任期満了となるため、地方税法第423条第3項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

この度任期満了を迎えます林敏幸氏の後任となる者でございます。固定資産の価格に関する不服の内容審査にあつては、幅広い識見と中立性が求められてございます。

横山氏においては、新十津川町職員として多年にわたり務められ、固定資産制度に対する識見も有しており、公正中立な立場である固定資産評価審査委員会委員として適任でございますので、選任についてご同意いただきますようお願い申し上げ、提案理由と内容の説明といたします。

○議長（笹木正文君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（笹木正文君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第65号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎決算審査特別委員会審査報告、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第14、決算審査特別委員会審査報告を行います。

認定第1号から認定第5号までの各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月10日の定例会議におきまして、決算審査特別委員会に付託してございますので、審査結果の

報告を決算審査特別委員会委員長よりお願いいたします。

西内決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 西内陽美君登壇〕

○決算審査特別委員長（西内陽美君） 決算審査特別委員会から審査報告を申し上げます。
本委員会に付託された認定第1号、平成30年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について。

認定第2号、平成30年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。
認定第3号、平成30年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第4号、平成30年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第5号、平成30年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を終えましたので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査経過。

平成30年度新十津川町各会計歳入歳出決算の認定については、令和元年9月10日から13日までの4日間にわたり、所管担当課の説明を受け審査を行いました。

審査の結果、全ての項目において認定すべきものとするというのが決算審査特別委員会から審査報告でございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 決算審査特別委員長の審査結果報告を終わります。

これより決算審査特別委員会審査報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎認定第1号の討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第15、認定第1号、平成30年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔「賛成者起立」〕

○議長（笹木正文君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、認定第1号、平成30年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について

は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第16、認定第2号、平成30年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号、平成30年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第3号の討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第17、認定第3号、平成30年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号、平成30年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第4号の討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第18、認定第4号、平成30年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号、平成30年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第5号の討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第19、認定第5号、平成30年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号、平成30年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議員の派遣について

○議長（笹木正文君） 日程第20、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局長より、内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（中畑晃君） それでは、議員の派遣についてご説明申し上げます。

まず、指定研修への派遣でございます。

市町村職員中央研修所が主催する市町村議会議員特別セミナーについて。日程は、10月16日から18日まで、派遣議員は安中副議長、杉本議員、井向議員でございます。経費につきましては、概算で16万5千円でございます。

続きまして、自主研修でございます。

（1）といたしまして、研修名、地方自治体は子どもの問題に何ができるか。日程は、10月22日から23日まで、場所は東京都、派遣議員は進藤議員であります。経費につきましては、概算で6万5千円でございます。

（2）といたしまして、研修名、働く場とヒトをつなぐ公民連携ネット。日程は、11月22日から24日まで、場所は石川県七尾市、派遣議員は小玉議員でございます。経費につきましては、概算で11万円でございます。

以上、議員の派遣についての明細でございます。

○議長（笹木正文君） ただ今、議会事務局長より説明のあったとおり派遣することにご

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第129条の規定により、派遣することに決定いたしました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（笹木正文君） 日程第21、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さんのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、今定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和元年第3回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後2時07分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員